

第五次川越市総合計画（案）

【 目次 】

はじめに	1
1 計画策定に当たって	2
1 1 総合計画とは	2
1 2 計画の構成と期間	2
2 本市の特性と現状	3
1 位置及び地勢、広域交通網	3
2 市の沿革	5
3 人口	6
4 産業の特徴	11
5 市民意識の現状	12
6 財政状況	18
3 本市を取り巻く情勢	21
4 本市が抱える課題	23
基本構想	25
1 都市づくりの目標	26
1 1 将来都市像	26
1 2 将来人口	27
1 3 基本目標	28
2 分野別の方向性	29
3 将来都市構造	37
1 基本的な考え方	37
2 将来都市構造	37
前期基本計画	41
1 分野別計画	43
施策体系	44
第1章 こども・子育て	47
第2章 福祉・保健・医療	57
第3章 教育・文化・スポーツ	71
第4章 都市基盤・生活基盤	85
第5章 産業・観光	99
第6章 環境	111
第7章 地域社会・安全安心	123
第8章 協働・行財政運営	135

2	分野横断的な取組	147
1	分野横断的な取組について	148
1	分野横断で市を挙げた対策が必要な課題	148
2	課題への対応	149
	第1章 まち・ひと・しごと創生総合戦略	151
1	基本的な考え方	152
1	策定の趣旨	152
2	本戦略の位置付け	152
3	計画期間	152
4	PDCA サイクルによる進捗管理	152
2	目標と基本的方向	153
1	政策目標	153
2	基本目標と基本的方向	153
3	基本目標別の施策	154
	第2章 国土強靱化地域計画	161
1	基本的な考え方	162
1	施策の趣旨	162
2	本計画の位置付け	162
3	計画期間	162
4	基本目標	162
2	想定される大規模自然災害	163
1	地震	163
2	洪水	164
3	竜巻	165
4	大雪	165
3	事前に備えるべき目標	166
4	脆弱性評価と推進方針	166
1	脆弱性評価	164
2	推進方針	168
3	指標	185
3	土地利用計画	187
1	土地利用	188
1	現状と課題	188
2	土地利用の方向性	188

はじめに

1 計画策定に当たって

1 総合計画とは

総合計画は、市民と行政にとって、まちづくりを進める指針となるもので、目指すべき将来都市像を描き、その実現に向けた目標や方向性を定めるものです。

本市は、これまで総合計画に基づきまちづくりを進め、人口 35 万人を有する県内有数の都市として発展してきました。

しかしながら、全国的な人口減少の進行を背景に、本市においても、今後、本格的な人口減少局面に突入すると見込まれています。また、近年、本市を取り巻く社会状況はめまぐるしく変化しており、将来を見通すことが難しい時代となっています。

本計画は、こうした変化に柔軟に対応しながら、本市をより一層良いまちとして持続的に発展させていくために策定するものです。

2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成します。

○基本構想

目指すべき将来都市像と、それを実現するための基本目標などを示します。

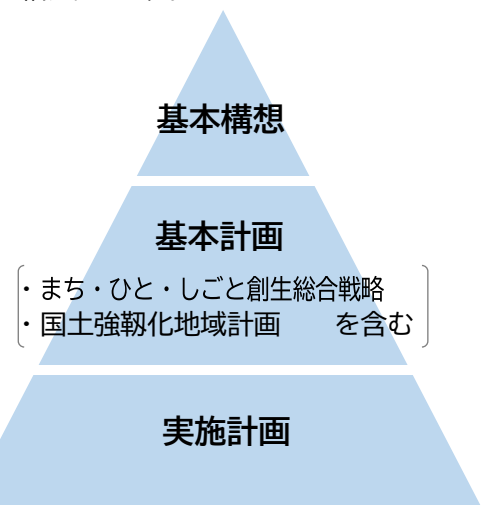
○基本計画

基本構想を実現するための施策を体系的に示します。

また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」*及び「国土強靱化地域計画」*も基本計画の中に位置付けます。

○実施計画

基本計画に定めた各施策の具体的な実施方法を示します。



(2) 計画期間

年度	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)
基本構想	10年									
基本計画	5年					5年				
実施計画	3年			… ※毎年度改訂						
	3年									

総合計画の効果的かつ効率的な推進を図るため、社会の変化や、施策の進捗状況・成果などを踏まえ、基本計画は5年ごとに、実施計画は毎年度改訂します。

* まち・ひと・しごと創生総合戦略：少子高齢化や人口減少が進行する中で直面する課題に対し、仕事・地域経済、子育て・教育、魅力発信といった地方創生の取組を推進するための戦略。（「まち・ひと・しごと創生法」に基づく）

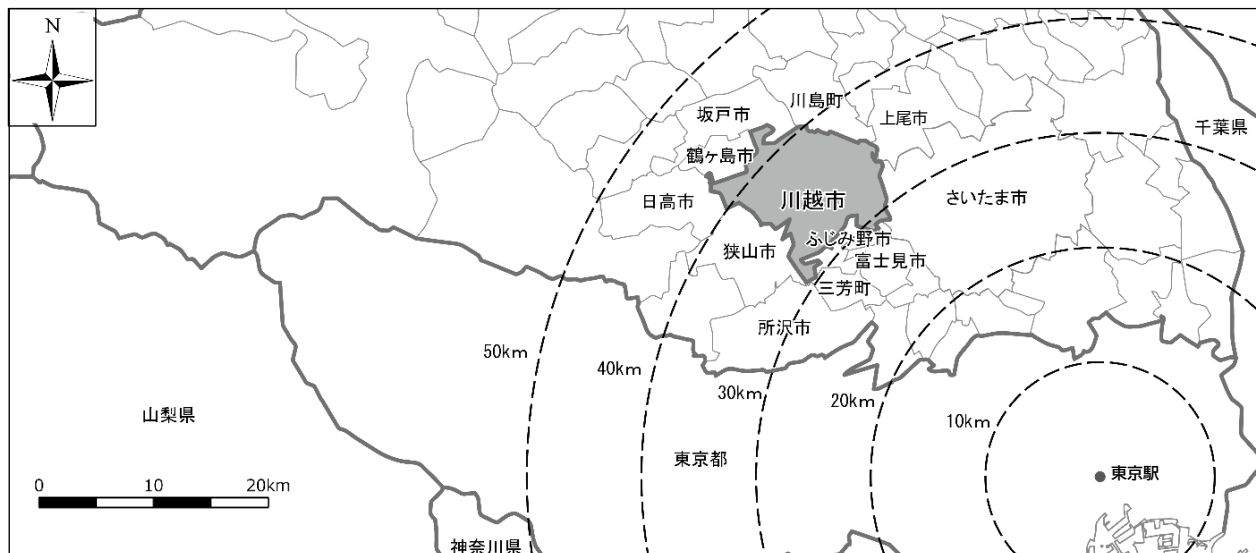
* 国土強靱化地域計画：大規模な自然災害に備え、ハード・ソフト両面から事前防災を推進するための計画。（「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく）

2 本市の特性と現状

1 位置及び地勢、広域交通網

(1) 位置

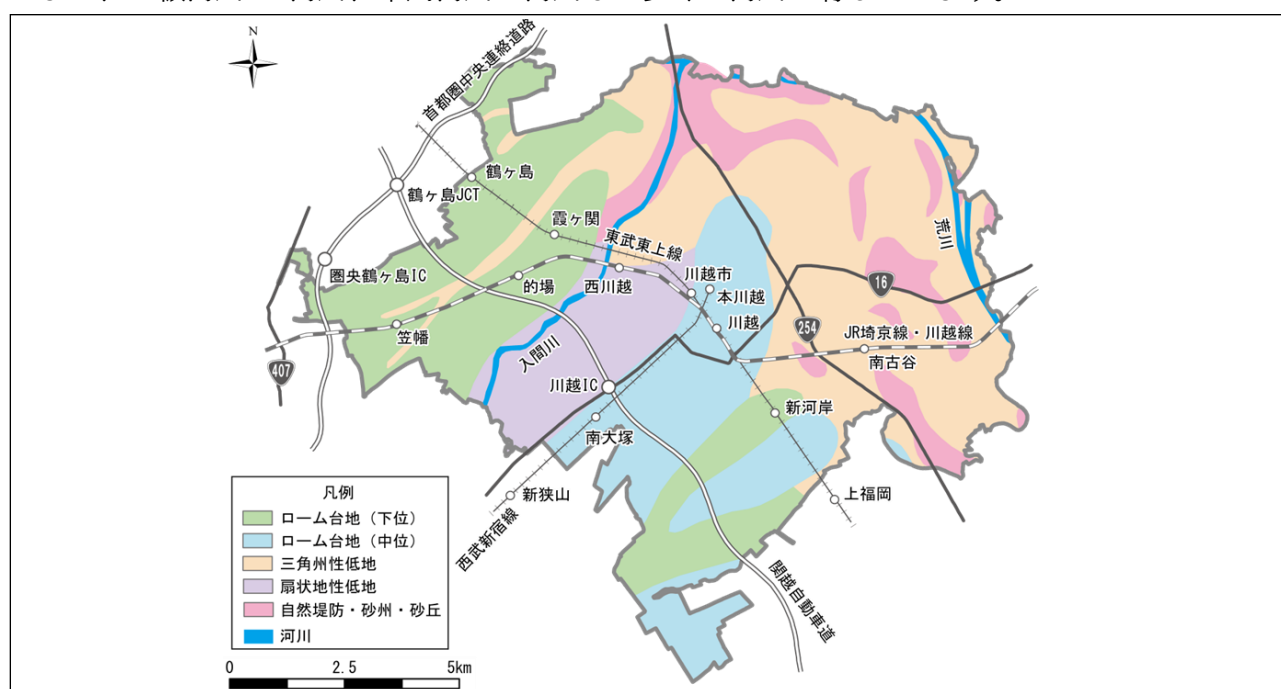
本市は、埼玉県の西部地域、都心から30km圏域に位置しています。市域は東西に16.27km、南北に13.81km、行政面積は109.13㎢（県内では8番目に広い面積）となっています。



出典：本市作成

(2) 地勢

本市の地形は、市の中央部から南部及び西部に広がる台地と、北部や東部を中心とする荒川、入間川沿いの低地に大きく分けられます。地形を構成する地盤は、台地部では関東ローム層で構成される比較的強固な地盤となっている一方、低地部では粘土層や泥炭層の軟弱な地盤となっています。また、一級河川10河川、準用河川4河川など多くの河川を有しています。



出典：本市作成

(3) 広域交通網

道路網は、高規格幹線道路である関越自動車道（関越道）が市域南西部を南北に、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が市域北西部を沿うように通っています。また、主要幹線道路では、国道 16 号が東西に、国道 254 号が南北に通っています。

鉄道網は、JR 川越線、東武東上線、西武新宿線の 3 線が運行されており、東京都心部や横浜方面へ乗り換えなしでアクセスすることが可能です。

広域交通網



出典：本市作成

2 市の沿革

川越は、江戸時代に城下町として栄え、その繁栄を礎に、現在まで大きく発展してきました。

城下町としての歴史は、室町時代の中頃、扇谷上杉氏の命により太田道真、道灌父子が川越城を築いたことに始まります。江戸時代になると、江戸幕府により、江戸の北の守りとして重要視され、親藩・譜代の有力大名が川越藩主として配置されるようになりました。また、舟運や街道によって結ばれた江戸と盛んな交流が行われ、物資の集散地として経済的に発展しました。

その後、農村地帯から収穫される穀物類と織物を中心に産業が栄え、明治 11（1878）年には、県内初の国立銀行が開業するなど、県内随一の商業都市として発展を続けました。

明治 26（1893）年には、川越大火とよばれる大きな火災が発生し、当時の町域の 3 分の 1 が焼失する甚大な被害を受けました。この時、土蔵造りの家が類焼を免れたことを契機に、火災に強い建物として、多くの蔵造り商家が建てられ、現在に残る蔵造りの町並みが形成されました。

大正 11（1922）年には、県内で初めて市制を施行し、昭和 30（1955）年に周辺 9 か村を合併して現在の市域となりました。

昭和 40（1965）年代以降は、首都圏のベッドタウンとして鉄道沿線地域での住宅開発が進んだことで、急速に市街地が拡大し、昭和 30（1955）年当時約 10 万人であった人口は、昭和 48（1973）年には 20 万人となり、その後も増加を続け、平成 27（2015）年には 35 万人を超えました。

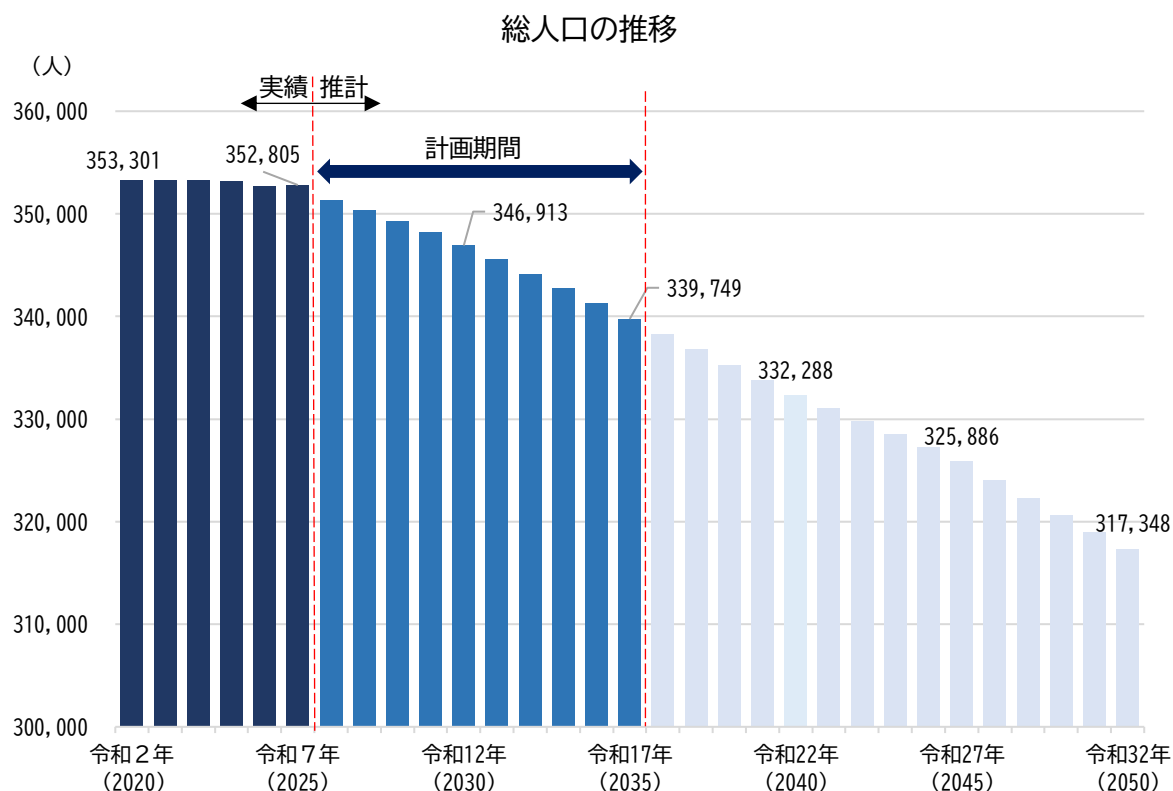
平成 15（2003）年には、県内で初めて中核市に移行し、令和 4（2022）年には市制施行 100 周年を迎え、現在も人口 35 万人を擁する県西部地域の中心都市として発展を続けています。

3 人口

(1) 将来人口推計

ア 総人口の推移

本市の人口は、近年、35万3,000人前後で、ほぼ横ばいで推移してきましたが、本市が行った将来人口推計*によれば、今後は、本格的な減少局面に突入し、計画期間が終了する令和17(2035)年には、34万人を割り込むと見込まれています。



出典：川越市住民基本台帳(各年1月1日)

* 将来人口推計：川越市住民基本台帳人口に基づき、日本人は「コーホート要因法※」、外国人は「コーホート変化率法※」により推計し、それぞれの推計結果を合算して算出している。

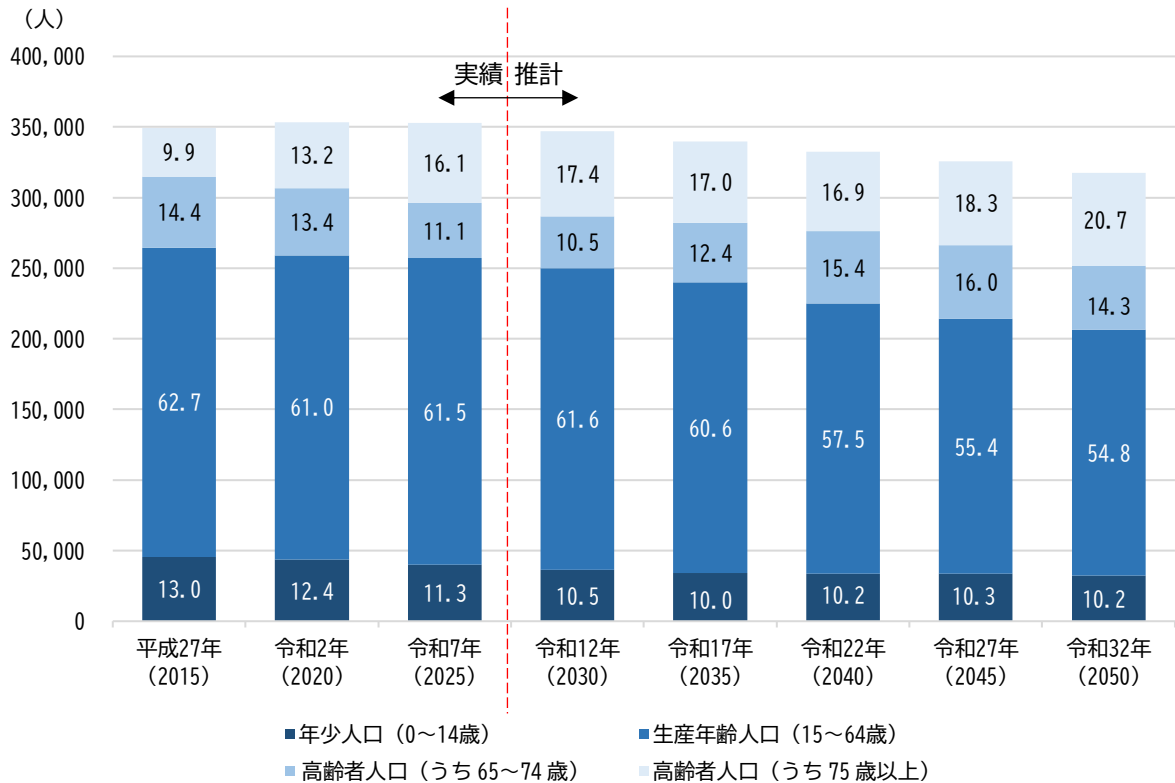
※コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢に伴って生じる経年の変化を、その要因である出生、死亡、社会移動（転入・転出）ごとに推計して将来人口を推計する方法。

※コーホート変化率法とは、過去における実績人口の動静から「変化率」を求め、将来人口を推計する方法。

イ 年齢別構成

本市の人口の年齢別構成は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合が、それぞれ減少傾向にある一方で、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加傾向で推移しています。本市が行った将来人口推計によれば、今後も、同様の傾向で推移していくと見込まれています。

年齢3区分別人口の推移



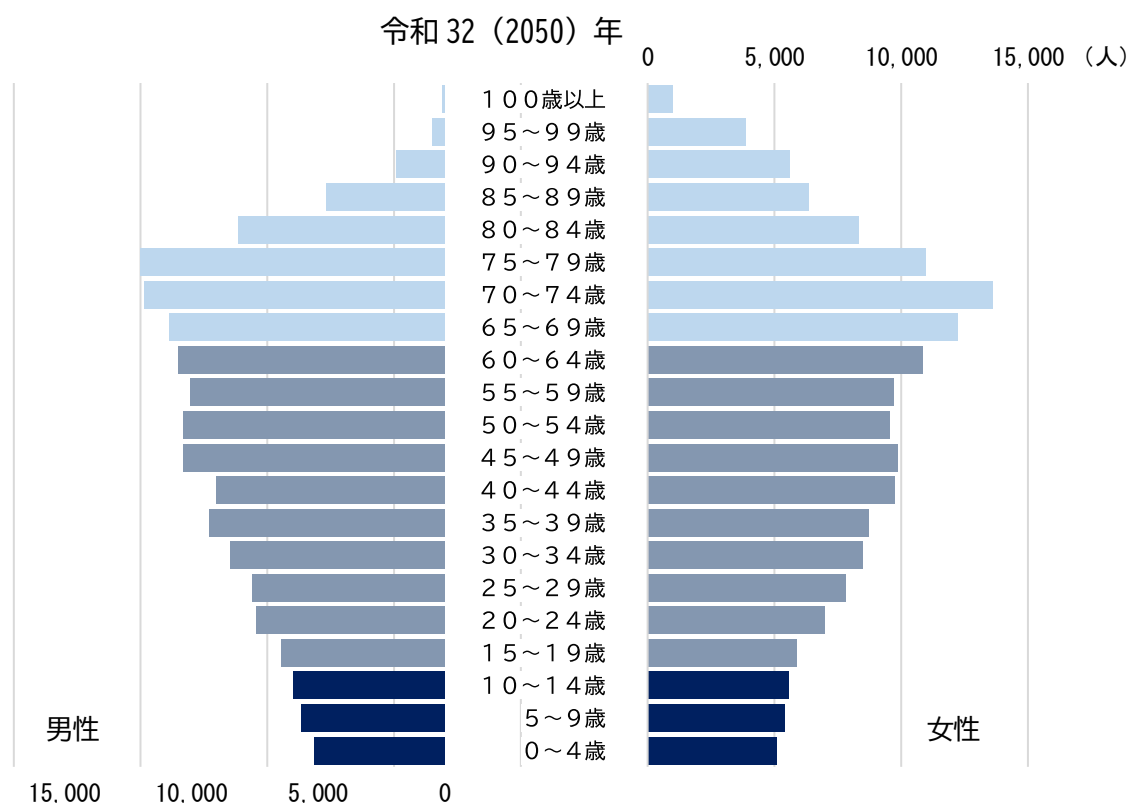
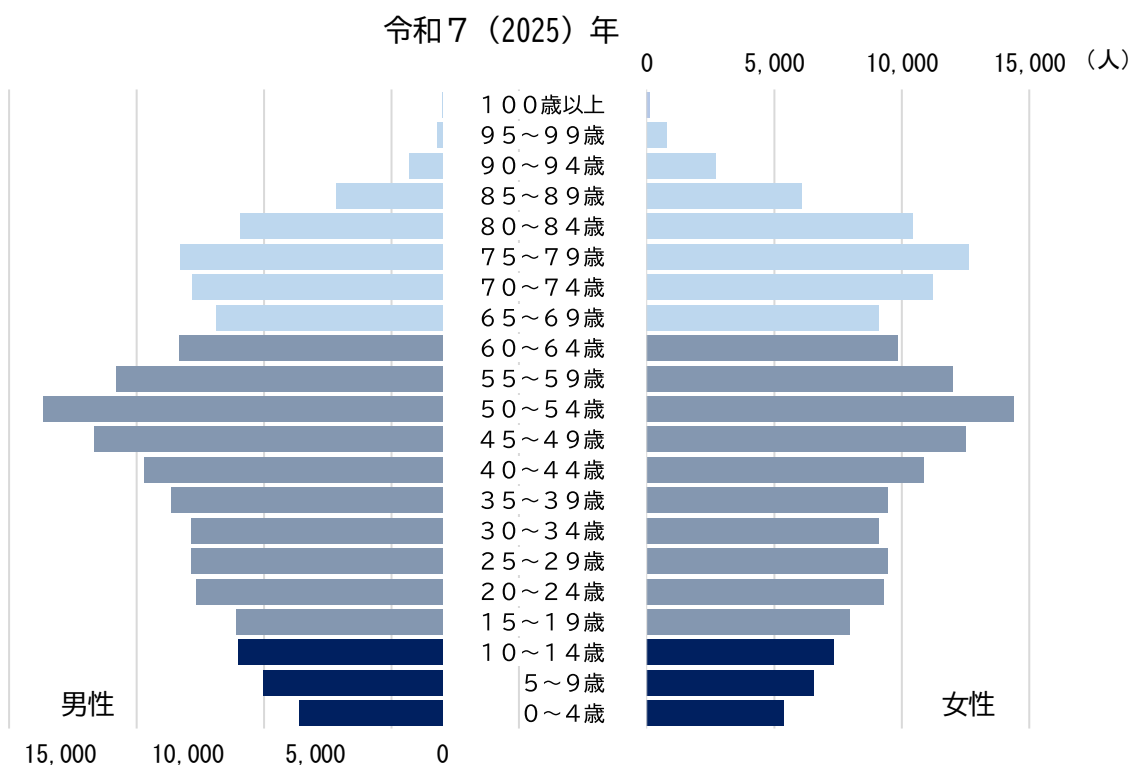
出典：川越市住民基本台帳(各年1月1日)

	総人口 (人)	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		高齢者人口			
		人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	(65歳以上)		(うち75歳以上)	
		人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
平成27年 (2015)	349,378	45,537	13.0	219,062	62.7	84,779	24.3	34,538	9.9
令和2年 (2020)	353,301	43,700	12.4	215,555	61.0	94,046	26.6	46,725	13.2
令和7年 (2025)	352,805	39,989	11.3	217,138	61.5	95,678	27.2	56,667	16.1
令和12年 (2030)	346,913	36,245	10.5	213,860	61.6	96,808	27.9	60,325	17.4
令和17年 (2035)	339,749	34,102	10.0	205,701	60.6	99,946	29.4	57,758	17.0
令和22年 (2040)	332,288	33,877	10.2	191,146	57.5	107,265	32.3	56,215	16.9
令和27年 (2045)	325,886	33,477	10.3	180,527	55.4	111,882	34.3	59,772	18.3
令和32年 (2050)	317,348	32,317	10.2	173,958	54.8	111,073	35.0	65,689	20.7

出典：川越市住民基本台帳(各年1月1日)

(男女5歳階級別人口の推移)

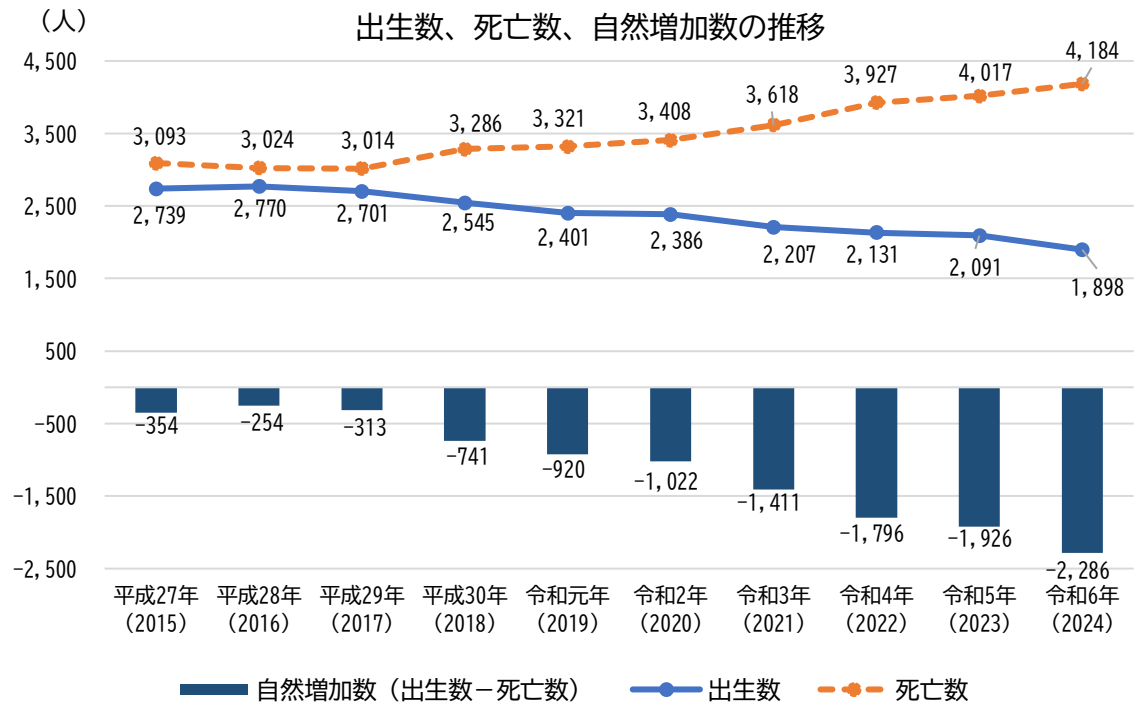
令和7（2025）年の5歳階級別人口をみると、男女ともに、いわゆる「団塊ジュニア世代」である「50～54歳」がピークとなっています。今後、団塊ジュニア世代を含む人口の多い世代が高齢者となり、更に高齢化が進行する見通しとなっています。



(2) 自然動態・社会動態

ア 自然動態

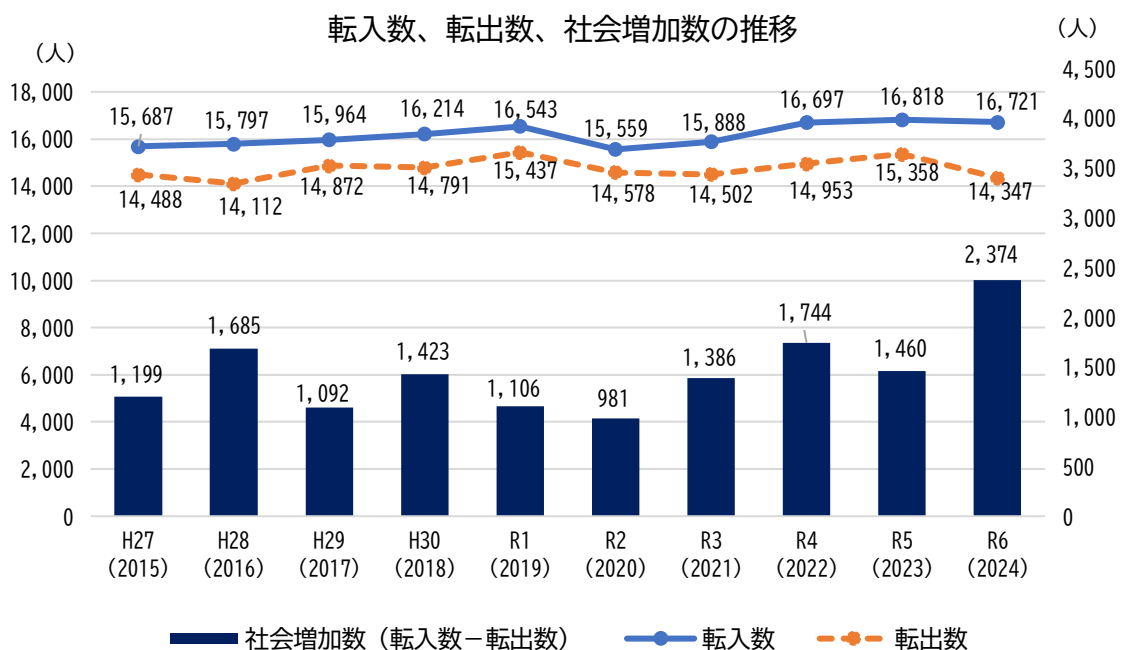
出生数から死亡数を差し引いた「自然増加数」は、平成26（2014）年以降、マイナスで推移しています。少子高齢化の影響によって、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあるためマイナス幅が拡大しています。



出典：川越市住民基本台帳

イ 社会動態

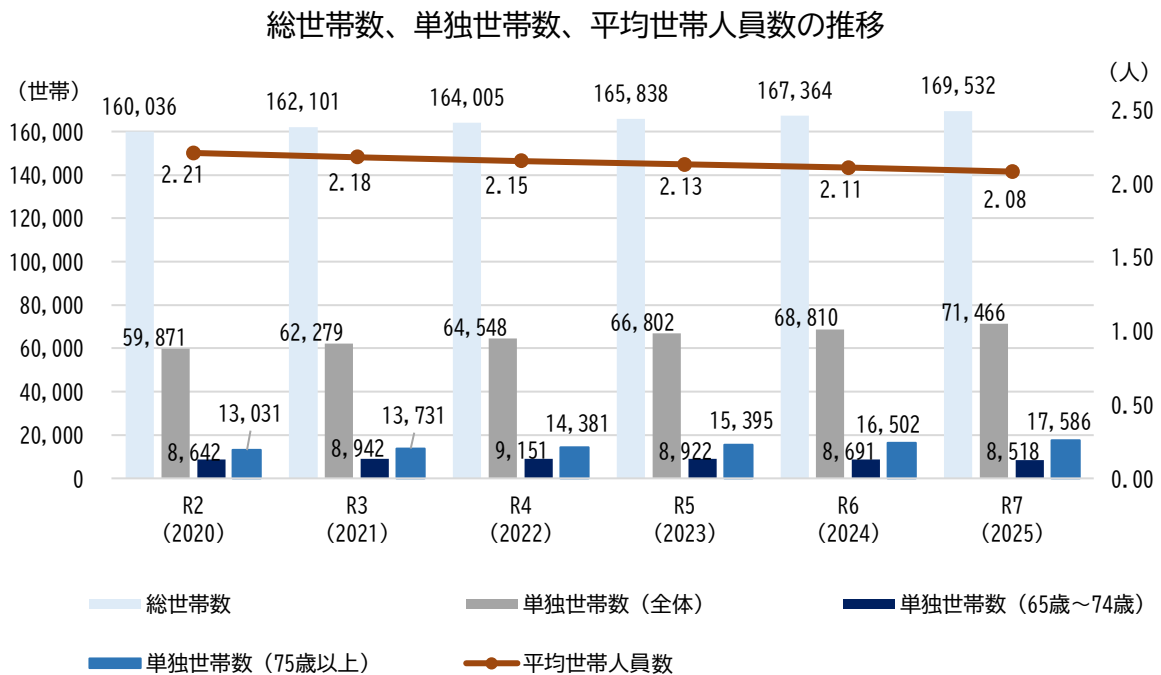
転入数から転出数を差し引いた「社会増加数」は、プラスで推移しており、転入超過の状態が続いています。



出典：川越市住民基本台帳

(3) 世帯数

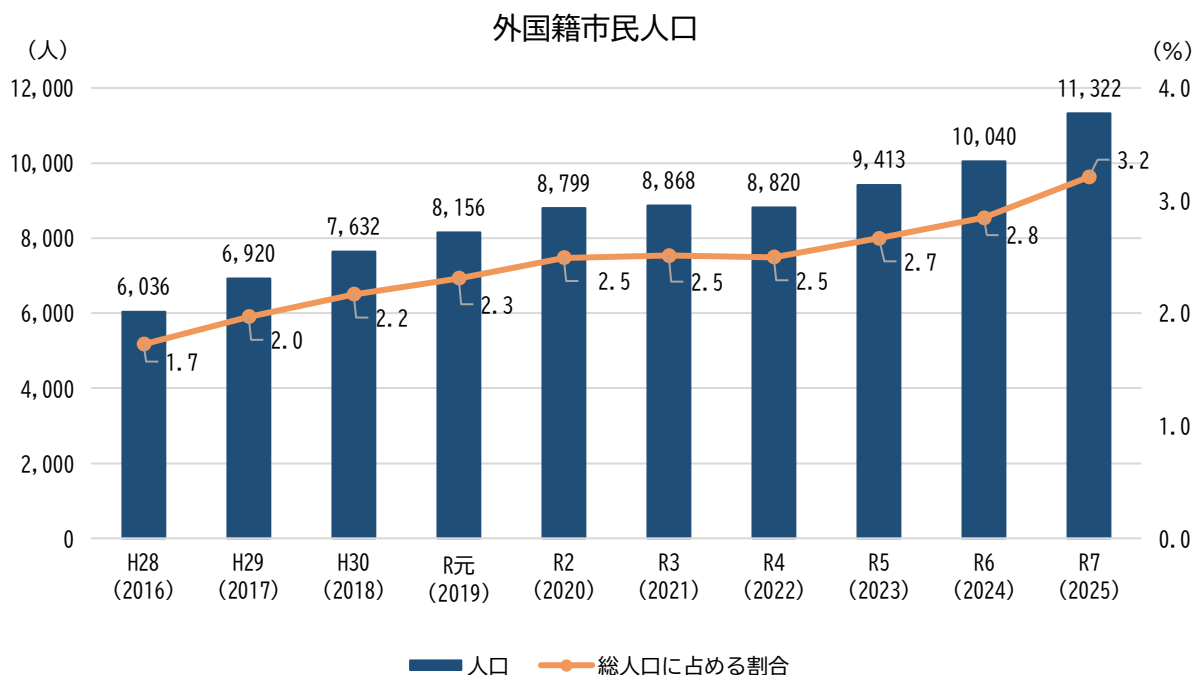
総世帯数は増加傾向、平均世帯人員数は減少傾向で推移しています。また、単独世帯数は増加傾向にあり、高齢者の単独世帯数も増加傾向にあります。



出典：川越市住民基本台帳（各年1月1日）

(4) 外国籍市民人口の推移

外国籍市民人口は、増加傾向にあり、直近10年間で大幅に増加しています。



出典：川越市住民基本台帳（各年1月1日）

4 産業の特徴

本市は、古くから県西部地域の中心都市として農業、工業、商業がそれぞれに発展しており、農業における「農業産出額」、工業における「製造品出荷額等」、商業における「小売業年間商品販売額」は、いずれも県内上位を維持しています。また、蔵造りの町並みなどを主要な観光資源として観光も発展しています。

○農業

大消費地である東京圏に位置するという優位性があり、米、野菜、果実、花き、畜産物等の多様な農産物が生産され、特に鮮度が求められる、ほうれん草、かぶ、枝豆に加え、さといもなどが都内に多く供給されています。

○工業

広域交通の利便性の高さを背景に、複数の工業団地や産業団地等が立地しています。また、「製造品出荷額等」のうち、化学工業が占める割合が高いことや、食料品製造業及び化学工業の従業者数が多いことなどが特徴となっています。

○商業

中心市街地において、商店街を中心とした商業機能や事務所等の業務機能が集積しているほか、郊外には大型ショッピングモールやスーパーが立地するなど、大規模小売店舗数と面積は県内上位となっています。

○観光

城下町として発展してきた中で建造された、時の鐘、川越城本丸御殿などの貴重な建造物や、国の重要伝統的建造物群保存地区*に選定されている蔵造りの町並み、ユネスコ無形文化遺産に登録されている川越氷川祭の山車行事（川越まつり）などの伝統行事といった豊富な観光資源があります。鉄道や幹線道路による交通アクセスにも優れ、近年では外国人観光客も多く訪れる首都圏有数の観光地となっています。

* 重要伝統的建造物群保存地区：伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、我が国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

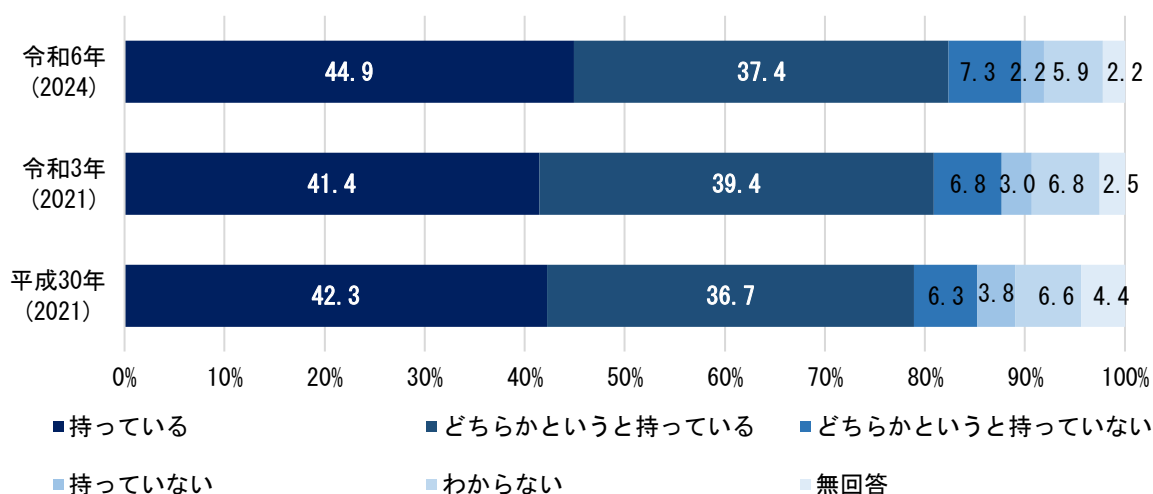
5 市民意識の現状

(1) 川越市市民意識調査の結果

本市では、市政に対する市民の意識を把握するため、市民を対象としたアンケート調査である「川越市市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を定期的に行っています。この「市民意識調査」に基づく市民意識の状況は以下のとおりです。

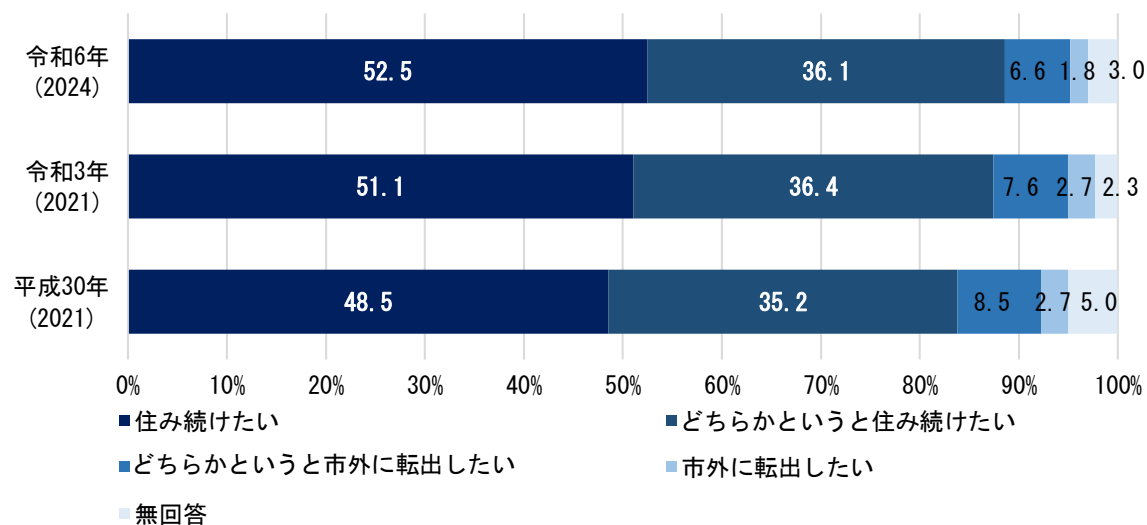
○川越市への愛着について

川越市への愛着を持っている人の割合（「持っている」、「どちらかというを持っている」の合計）は増加傾向で推移しています。



○川越市への定住意向について

川越市に住み続けたい人の割合（「住み続けたい」、「どちらかというに住み続けたい」の合計）は増加傾向で推移しています。

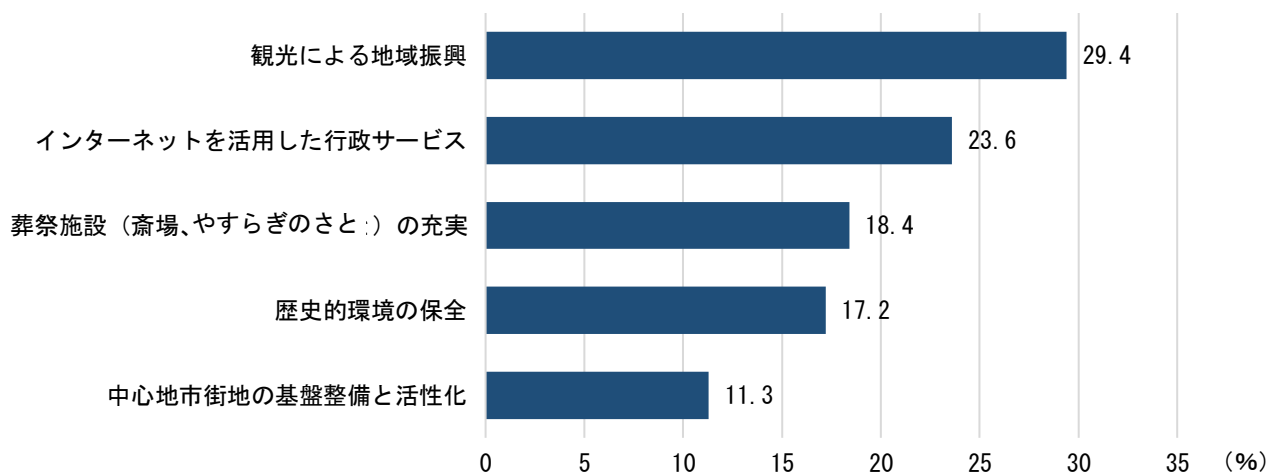


○ よくなってきた市の施策／力を入れるべき市の施策

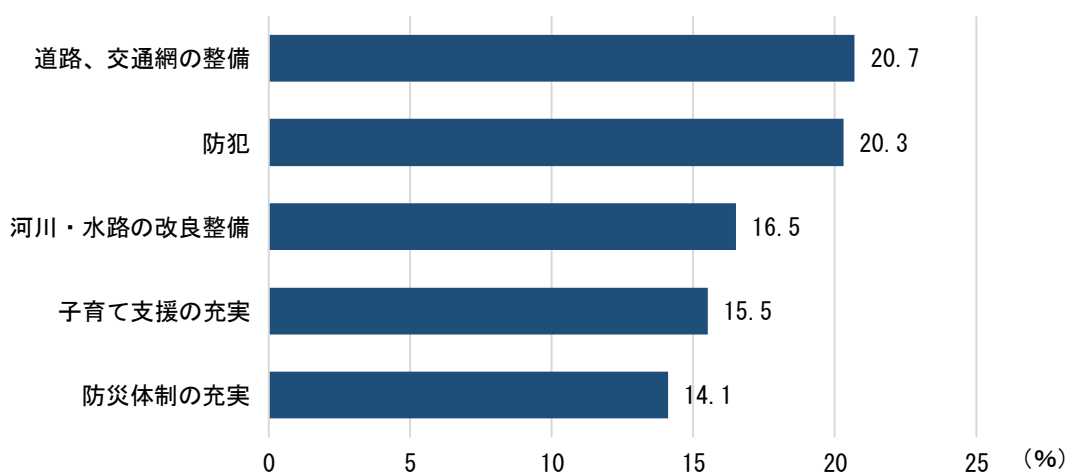
令和6（2024）年度調査の結果、よくなってきた施策については、「観光による地域振興」が29.4%で最も高く、次いで「インターネットを活用した行政サービス」が23.6%、「葬祭施設（斎場、やすらぎのさと）の充実」が18.4%、「歴史的環境の保全」が17.2%、「中心市街地の基盤整備と活性化」が11.3%となっています。

また、力を入れるべき施策については、「道路、交通網の整備」が20.7%で最も高く、次いで「防犯」が20.3%、「河川・水路の改良整備」が16.5%、「子育て支援の充実」が15.5%、「防災体制の充実」が14.1%となっています。

よくなってきた市の施策（上位5つ）



力を入れるべき市の施策（上位5つ）



(2) 川越みらい会議

本計画の策定に当たり、市民参加のワークショップである「川越みらい会議」を開催しました。川越みらい会議では、市が力を入れて進めていくべき取組について、分野ごとに議論していただきました。

川越みらい会議における主な意見

分野	「市が力を入れるべき取組」についての意見
こども・子育て	・ 出産、育児にかかる経済的負担の軽減 ・ 子育て世代が働きやすい環境づくり ・ 子育て支援サービスの充実 ・ 青少年の居場所づくりや青少年の意見を聞く機会づくり
福祉・保健・医療	・ 高齢者の居場所づくり、生きがいづくり ・ 一人暮らし高齢者等の見守りや支援の強化 ・ 障害のある人が、特性に合わせて能力を発揮できる制度の充実 ・ 市民の健康づくりを促進する施策の充実
教育・文化・スポーツ	・ 生成 AI の活用などによる多様な教育プログラムの導入 ・ 生涯学習講座の充実 ・ スポーツや健康増進活動を促すしかけづくり ・ 地域で文化芸術活動を行う人材の育成・強化
産業・観光	・ 商店街の活性化、企業誘致の推進 ・ 農産品の高付加価値化、農業の担い手不足解消 ・ 観光地としての魅力づくり、観光客の滞在時間拡大に向けた施策の推進 ・ オーバーツーリズム対策
都市基盤・生活基盤 /環境	・ 観光スポットにおける歩行者専用道路の整備などの環境改善 ・ バスの利便性向上、シェアリングサービスの充実 ・ 河川氾濫リスクへの対策の推進 ・ 緑や生態系を守る取組の推進
地域社会・安全安心 /協働・行財政運営	・ 地域コミュニティ強化に向けた取組の推進 ・ 市民参加によるまちづくりを推進する制度の充実 ・ 多様性を認め合う共生社会の構築に向けた取組の推進

(3) 団体ワークショップ

本計画の策定に当たり、市内の関係団体の代表者等に御参加いただき、今後のまちづくりの取組について、テーマごとに議論していただきました。

団体ワークショップにおける主な意見

テーマ	意見
テーマ1 理想的なまちの姿	・親子が安心して暮らせるまち ・障害の重い人も暮らしやすいまち ・歴史、文化が薫るまち ・健康寿命を100歳まで延ばす見本となるまち ・住民が24時間楽しく暮らせるまち ・豊かな自然を未来につないでいけるまち ・災害に強く、命を守ることができるまち
テーマ2 重点的に推進すべき取組	・高齢者やこどもとふれあう機会が少ない人など、立場が異なる人同士がお互いを知り、理解し合える機会をつくる。 ・多様な働く場をつくる。市民の働き方を変える。 ・若者が文化に触れる機会を多くつくる。 ・健康づくりに関する意識啓発を行う。 ・街中を快適に巡るための公共交通を整備する。 ・環境教育の充実、担い手の育成による緑地保全体制を整備する。 ・食料の確保が図られ、災害時の避難場所ともなる大規模市民農園を設置する。
テーマ3 市民、事業者が担うべき役割	・市民は、家庭教育学級等を通じて仲間をつくり、事業者は、既存施設を充実させて利用者を増やす。 ・市民は川越に興味を持ち、地域の中で経済を循環させ、観光業者は市民向けにもサービスを展開する。 ・事業者は、既存の農地や樹林地等の開発を行わないようにする。 ・事業者は、災害時の避難場所のあっせんや農産物の供給に取り組む。

(4) 市民満足度調査

市の施策に対する市民にとっての「重要度」と「満足度」を把握するため、令和5（2023）年9月から10月にかけて、市内在住の満18歳以上の市民3千人を対象に郵送調査を実施し、1,218人から回答を得ました（有効回収率40.6％）。

調査では、「第四次川越市総合計画」に位置付けられた52施策に関して、施策の「重要度」と「満足度」を、5段階で評価していただきました。

集計結果からは、「重要度」と「満足度」に関して次のような傾向がうかがえます。

【 施策の「重要度」に関する評価 】

重要度が高いと評価された施策としては、「水道水の安定供給」、「治水事業の推進」、「消防・救急体制の充実」、「児童福祉の推進」、「公共下水道事業の充実」などが挙げられています。市民生活に直接関わる上下水道、治水、消防・救急等の分野で重要度が高い傾向にあります。

一方、重要度が低いと評価された施策としては、「広域的な連携の推進」、「時勢に応じた施策の推進」、「文化芸術活動の充実」などが挙げられています。

【 施策の「満足度」に関する評価 】

満足度が高いと評価された施策としては、「水道水の安定供給」、「文化財の保存・活用」、「観光の振興」、「景観まちづくりの推進」などが挙げられています。市民生活と関わりが深い分野や、本市の貴重な財産である文化財、観光、景観分野に対する取組に対し、満足度が高い傾向にあります。

一方、満足度が低いと評価された施策としては、「道路交通体系の整備」、「交通ネットワークの充実」、「少子化対策の推進」などが挙げられています。

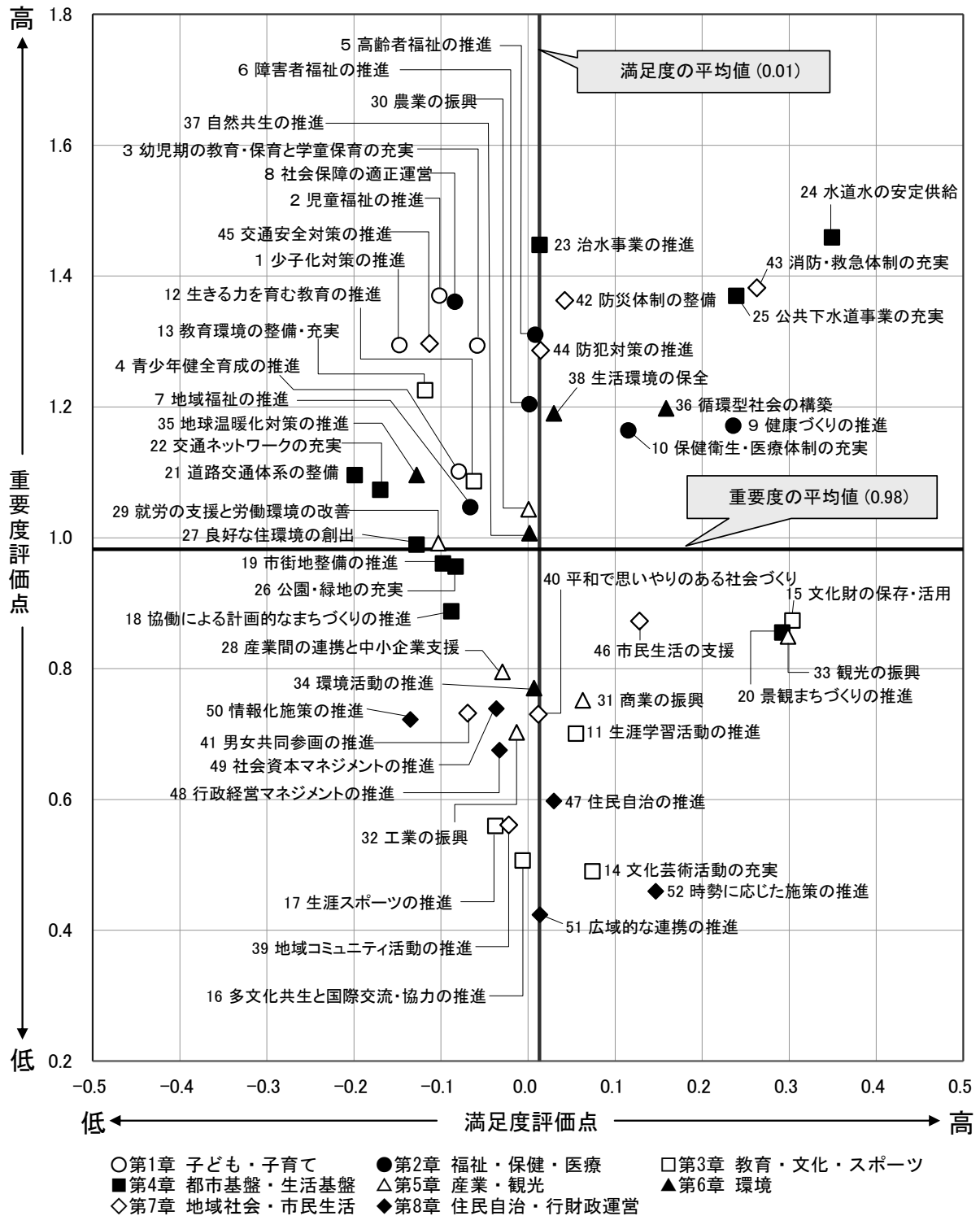
※「施策の重要度」と「施策の満足度」の評価分布図の左上の象限は「重要度が高く、満足度が低い」分野であるため、今後対策が求められる施策グループであり、右上の象限は「重要度が高く、満足度が高い」分野であるため、今後も維持が必要な施策グループとなります。

（評価点の計算方法）

施策の重要度	重要である	まあ重要である	ふつう	余り重要でない	重要でない
評価点	2点	1点	0点	-1点	-2点
施策の満足度	満足である	まあ満足である	ふつう	余り満足でない	満足でない
評価点	2点	1点	0点	-1点	-2点

※各回答者の評価点を合計し、回答者数で割った数字を各施策の評価点としています。

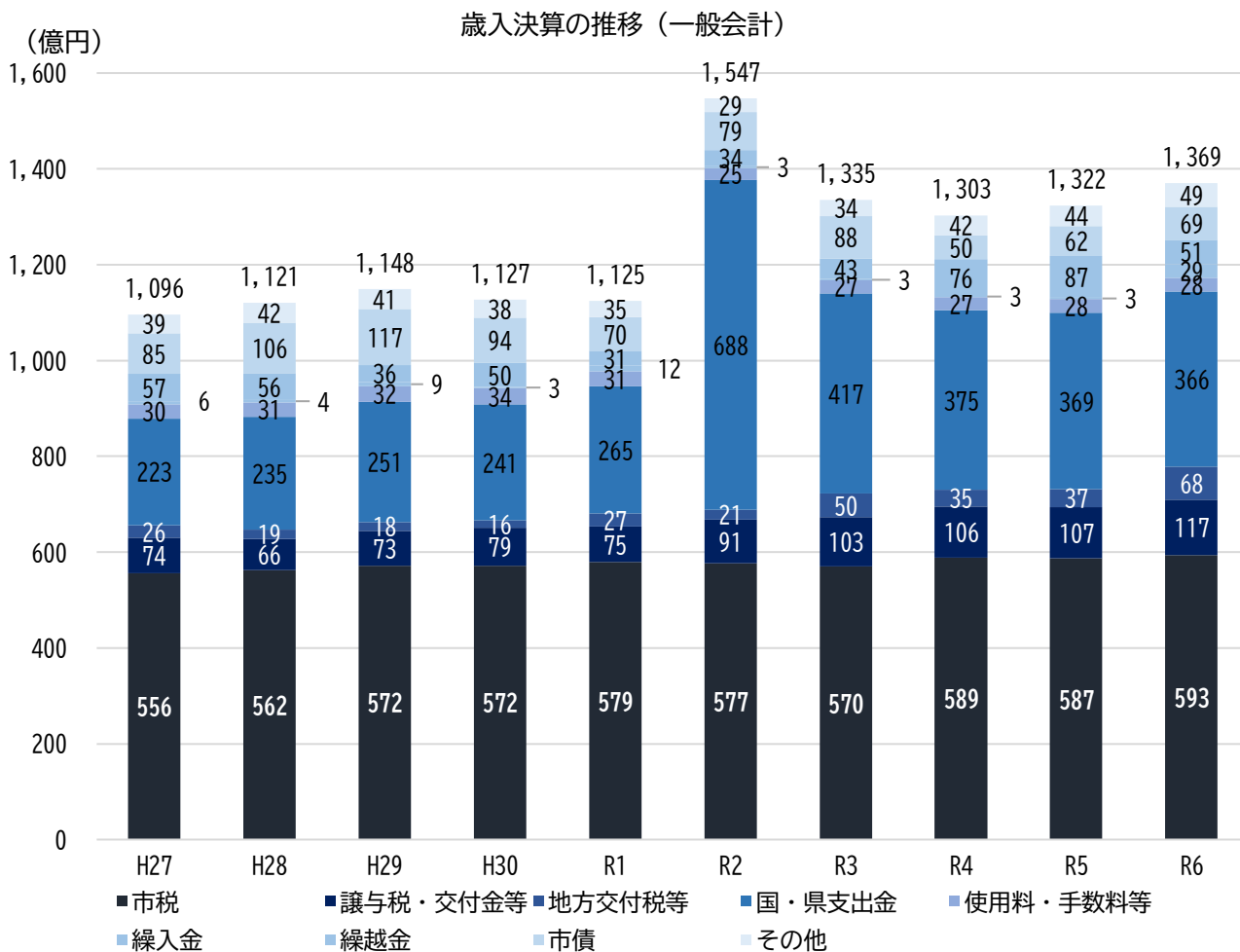
【「施策の重要度」と「施策の満足度」の評価分布図】



6 財政状況

(1) 一般会計歳入決算額の推移

本市の歳入は増加傾向にあり、直近 10 年間で約 273 億円の増加となっており、歳入の根幹をなす市税収入は微増傾向で推移しています。



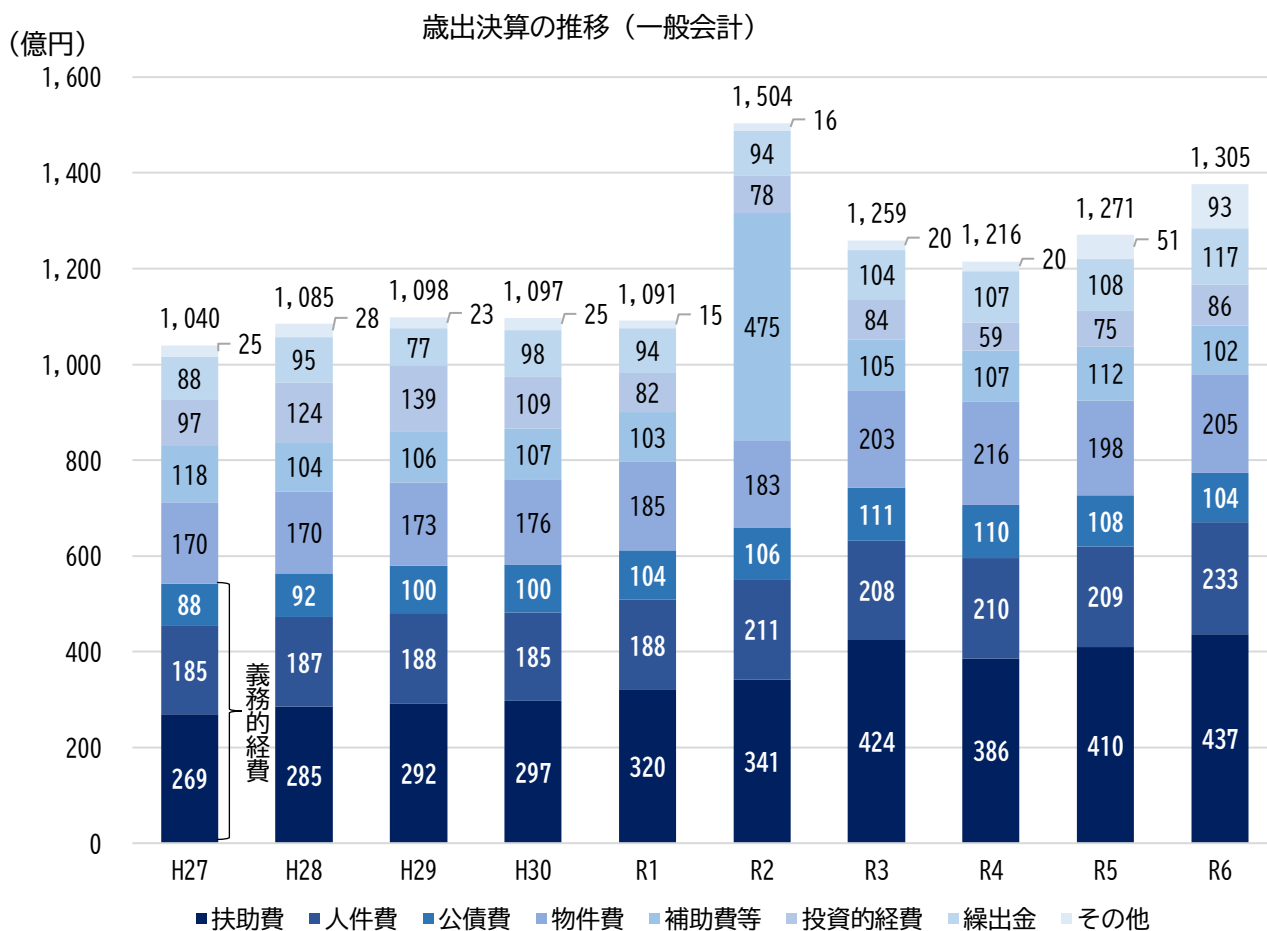
※端数処理により、積み上げと合計が一致しない場合がある。

【グラフの用語説明】

- 市 税：市民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税等
- 譲与税・交付金等：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金（R2～）、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金（R1～）、交通安全対策特別交付金
- 地方交付税等：地方交付税、地方特例交付金
- 県支出金：県が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で県が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により県負担金、県補助金、委託金に分類される。
- 国庫支出金：国から支出される原則的に用途が特定されている国庫負担金、国庫補助金、委託金等
- 使用料・手数料等：分担金及び負担金、使用料及び手数料
- 繰入金：特別会計や基金からの収入金
- 繰越金：一会計年度から次の会計年度へ持ち越した金額
- 市債：市が発行する地方債で、いわゆる市の借金
- その他：財産収入、寄附金、諸収入

(2) 一般会計歳出決算額の推移

一般会計の歳出額は増加傾向で推移しており、直近 10 年間で約 265 億円の増加となっています。その中でも、義務的経費の増加幅が大きく、約 1.4 倍となっています。義務的経費の中では、少子高齢化への対応等により扶助費が大きく増加し、約 1.6 倍となっています。



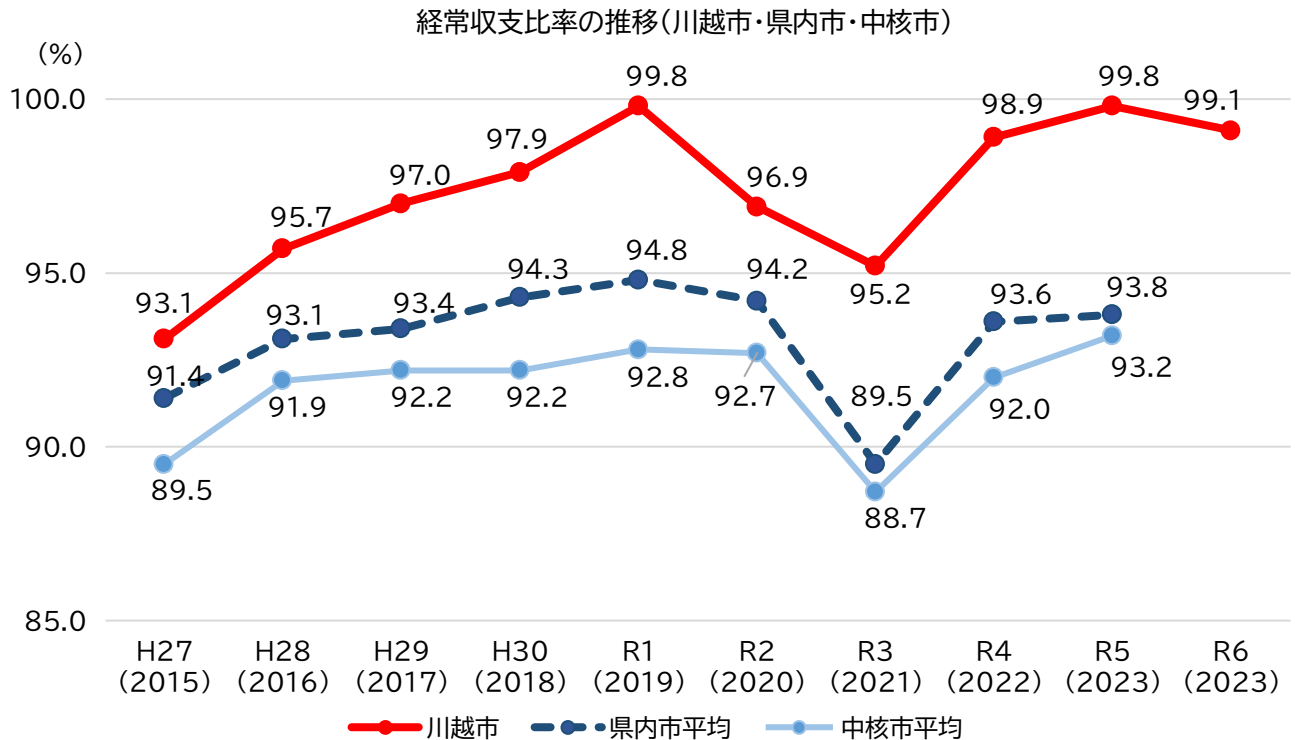
※端数処理により、積み上げと合計が一致しない場合がある。

【グラフの用語説明】

扶 助 費	：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害のある人等に対して行っているさまざまな支援に要する経費
人 件 費	：職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費
公 債 費	：市が借り入れた借金の元利償還金等
物 件 費	：市が業務を遂行する際に支出する消費的な経費（旅費、交際費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）、備品購入費、委託料、使用料及び貸借料、原材料費等）
補 助 費 等	：各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金等
投 資 的 経 費	：道路、橋りょう、学校、公園等、各種社会資本の新增設事業を行う際の経費等
繰 出 金	：一般会計から他の特別会計に対して繰出基準等に基づく支出など、異なる会計間において支出される経費
そ の 他	：維持補修費、積立金、貸付金等

(3) 経常収支比率*の推移

本市の経常収支比率は、県内市平均や中核市平均と比較して高く、令和6（2024）年度は99.1%となっています。近年、市民ニーズや行政課題に積極的に対応してきたことにより、財政の硬直化が進んでいます。



(4) 今後の見通し

近年、歳入の根幹をなす市税が微増で推移しているのに対し、扶助費、人件費、公債費を合計した義務的経費は大きく増加しています。

今後、少子高齢化と人口減少の中で、市税の大幅な増加が見込めない一方、扶助費などの義務的経費は引き続き増加すると想定され、今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

* 経常収支比率：人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税などの経常的な一般財源の収入がどの程度充てられているかを示す指標。この比率が高まると財政構造の弾力性が失われ、災害などの臨時的な財政需要に対応することが困難となる。

3 本市を取り巻く情勢

1 少子高齢化・人口減少

我が国の総人口は、平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じています。年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）が総人口に占める割合が、それぞれ減少傾向で推移している一方、高齢者人口（65 歳以上）の割合は増加傾向となっています。国立社会保障・人口問題研究所が令和 5（2023）年度に実施した将来人口推計によれば、令和 38（2056）年には、総人口が 1 億人を割り込むと見込まれています。

2 人と人とのつながりの希薄化

ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、地域における人と人とのつながりの希薄化が進んでおり、地域コミュニティにおける見守り、子育て、防犯、防災などに関する機能の低下が懸念されています。

3 共生社会の実現

年齢、障害等の有無、性別、国籍などにかかわらず、誰もが人格と個性を尊重して支え合いながら、いきいきと暮らせる社会を共に創っていくという共生社会の考え方が広まっています。

4 地球温暖化による気候変動の進行

地球温暖化に起因する気候変動の影響により、猛暑日や大雨の発生頻度が増加する中で、農作物への影響、自然生態系への影響などが懸念されています。

5 大規模災害の発生リスクの増大

激甚化・頻発化する豪雨災害によって、洪水や土砂崩れなどの被害が全国で多発しています。また、今後 30 年以内に 70% 程度の確率で首都直下地震、80% 程度の確率で南海トラフ地震が発生すると予測されているなど、大規模災害の発生リスクが高まっています。

6 新興感染症の流行リスクの増大

世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の流行は、市民生活や社会経済活動に甚大な影響を及ぼしました。グローバル化の進展により、人々の国境を越えた移動が活発化することで、新たな感染症が世界的に広まるリスクが高まっています。

7 公共施設の老朽化

高度経済成長期に集中的に整備された公共施設の老朽化が進んでおり、今後、これらの施設が一斉に更新時期を迎える中で、施設更新にかかる財源確保などが全国的な課題となっています。

8 技術革新の急速な進展

AI、IoT、多様で複雑な作業を自動化するロボットなど、社会の在り方に影響を及ぼす技術革新が世界規模で急速に進んでいます。

9 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

平成 27（2015）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、「誰一人取り残さない」を基本理念に、17 の目標と 169 のターゲットの達成に向けて、世界規模で取組が進められています。

10 ウェルビーイング（Well-being）の向上

経済が発展・成熟していく中で、経済的な豊かさだけでなく、心の豊かさや幸福を重視する社会が望ましいという価値観が世界的に広まり、心身ともに満たされた状態を示す概念である「ウェルビーイング（Well-being）」の向上が重要視されています。

4 本市が抱える課題

全国的な少子高齢化や人口減少を背景に、本市においても、少子高齢化がより一層進展するとともに、本格的な人口減少局面に突入することが見込まれています。この少子高齢化、人口減少は、既に顕在化しつつある労働力不足などの問題を更に深刻化させ、市民生活や市内産業など地域社会の様々な分野に大きな影響を及ぼすと考えられ、まちの活力低下につながることも懸念されます。

一方、地球温暖化に起因する気候変動と、それに伴う豪雨災害の激甚化・頻発化は多くの河川を有する本市にとって大きな脅威であり、また、近い将来発生すると予測されている首都直下地震は、本市においても大規模な被害をもたらすと予想されています。また、ライフスタイルや価値観の変化などによって、人と人とのつながりが希薄化することは、これまで、地域社会を支えてきた地域コミュニティの機能低下につながり、日常生活への影響や、災害時に被害の拡大を招いてしまうことなども危惧されます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の大流行が社会に大きな影響を及ぼしたように、新興感染症の発生・流行リスクの高まりは、市民生活の大きな脅威となっています。

そのほか、AIの進化がもたらす技術革新は、私たちの仕事や生活を根本から変革させていくことも考えられ、それによって予測できない変化が引き起こされる可能性もあります。

このように社会の大きな変化に直面する中であって、本市を活力あるまちとして、将来にわたって持続的に発展させられるよう、変化を的確に捉え、柔軟に対応しながらまちづくりを進めていく必要があります。

基本構想

令和 8（2026）年度～令和 17（2035）年度

1 都市づくりの目標

1 将来都市像

「川越市民憲章」の考え方を尊重し、社会状況の変化を踏まえた上で、本市の目指すべき姿、10年後の川越市が表現された姿として、以下のとおり将来都市像を定めます。

将来都市像

ずっと安心、もっと幸せ、魅力あふれるまち 川越

本市は、多くの人々を魅了する歴史的遺産や文化、豊かな自然などに恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力によって、県西部地域の中心都市として、大きく発展してきました。

一方、将来に向けては、更なる少子高齢化や本格的な人口減少などの中で、これまでどおりの社会や暮らしを維持し続けることが難しくなることも想定されます。

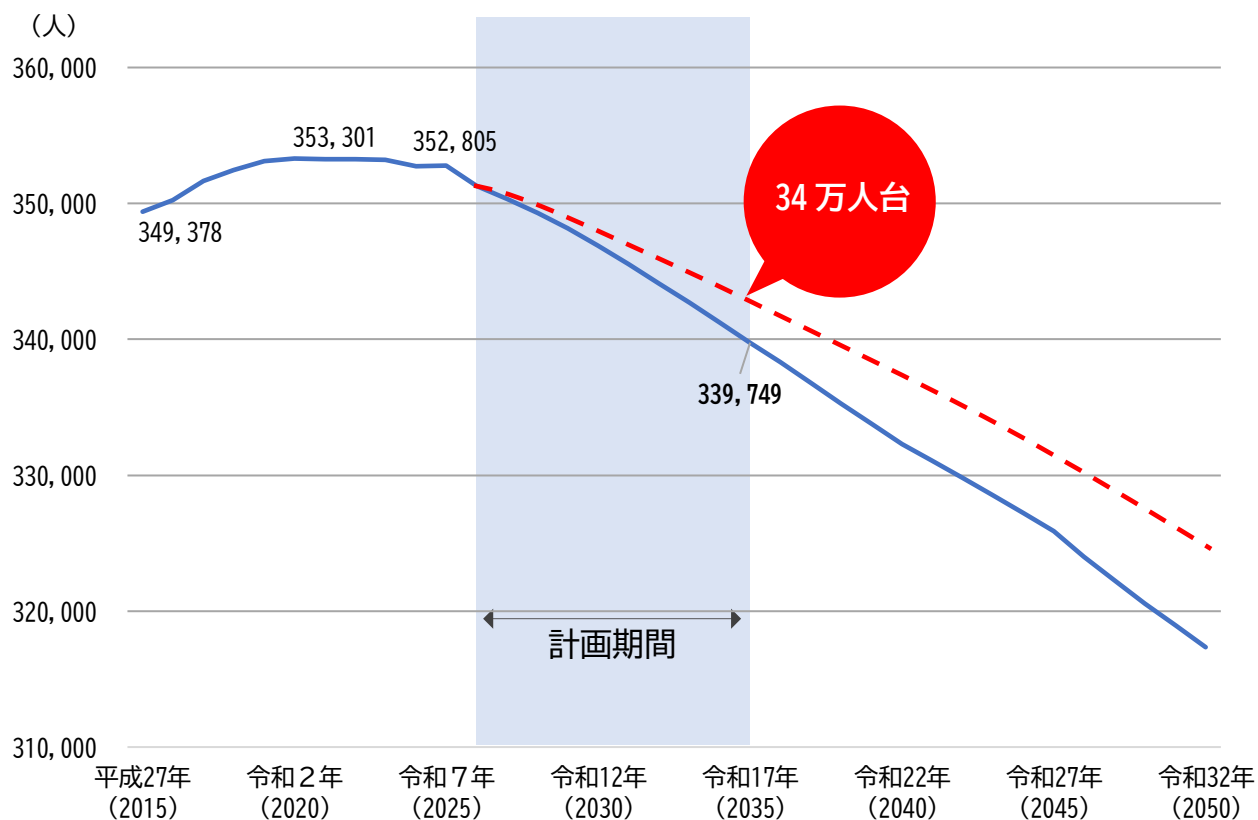
こうした中であっても、先人たちが幾多の困難を乗り越えてきたように、私たちもまた、本市を更に発展させられるよう努力し、今以上に良いまちとして次世代に引き継いでいかなければなりません。

本市が、10年後、更にその先も、安心して幸せに暮らせる魅力あふれるまちになることを目指し、行政だけでなく、市民、事業者等、本市に関わる全ての人の知恵と力を結集して、まちづくりに取り組んでいきます。

2 将来人口

本市の将来人口は、令和 17（2035）年に 34 万人を割り込むと見込まれていますが、「第五次川越市総合計画」の施策を確実に推進し、34 万人台を維持することを目指します。

【 将来人口推計と目標値 】



- ・ 将来人口推計 ※令和7年以前は実績値（川越市住民基本台帳（各年1月1日））
- ・ 目標値

3 基本目標

将来都市像を実現するために、8つの政策分野別に基本目標を定めます。

なお、「⑧協働・行財政運営」については、市の政策全体に関わり、①から⑦の基本目標の実現を下支えするものとして位置付けます。

分野別の基本目標

① こども・子育て

こどもや若者が将来に希望をもって自分らしく成長できるまち

② 福祉・保健・医療

生涯にわたって、健やかでいきいきと安心して暮らせるまち

③ 教育・文化・スポーツ

共に学び、ふれあい、豊かな人生を送れるまち

④ 都市基盤・生活基盤

多くの人が集い行き交う、暮らしやすく魅力あふれるまち

⑤ 産業・観光

にぎわいと活力を生み出し続けるまち

⑥ 環境

環境にやさしく、人と自然が調和するまち

⑦ 地域社会・安全安心

地域でつながり支え合える、安全安心なまち

⑧ 協働・行財政運営

活発な連携・協働と持続可能な行財政運営を行うまち

2 分野別の方向性

① こどもや若者が将来に希望を持って自分らしく成長できるまち

【こども・子育て】

少子化の進展や経済的な不安の高まり、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など様々な社会状況を背景に、こどもや若者、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。こうした中であって、こどもや若者が健やかに成長でき、安心してこどもを産み育てられる環境を整えることは大変重要です。

本市では、こどもや若者が置かれた境遇にかかわらず幸せに生活できるよう、それぞれの視点に立った支援を行うとともに、子育て家庭が大きな不安や負担を抱えることがないよう、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図ります。あわせて、地域全体でこどもや若者、子育て家庭に寄り添い支える意識や体制をつくるなど、こどもや若者が将来に希望を持って自分らしく成長できるまちづくりを進めます。

② 生涯にわたって、健やかでいきいきと安心して暮らせるまち

【福祉・保健・医療】

今後、人口が減少する一方で、医療や介護を必要とする高齢者の人口は更に増加すると見込まれており、医療や福祉の担い手不足が懸念されています。こうした中であって、誰もが自分らしく充実した生活を送れるようにするために、健康の維持増進や、身近な地域での支え合いが一層重要となります。

本市では、誰もがより長く元気に活躍し続けられるよう、市民の暮らしの基盤である健康を守る取組を進めます。あわせて、年齢や障害、疾患の有無などにかかわらず安心して生活できるよう、地域住民や専門機関などの多様な主体が連携した包括的な支援体制の充実を図るなど、生涯にわたって、健やかでいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めます。

③ 共に学び、ふれあい、豊かな人生を送れるまち

【教育・文化・スポーツ】

グローバル化や技術革新が急速に進み、より一層変化が激しく予測が困難な時代となる中、こどもたちが社会の変化に向き合い、自らの手でより良い社会と豊かな人生を創っていけるよう、成長を後押ししていく必要があります。

本市では、全てのこどもが、個性や興味・関心に応じて主体的に学習し、多様な他者との対話を通じて学び合いながら成長していけるよう、学校と、地域や家庭が連携・協働して質の高い教育を実現することで、次代を担うこどもたちの生きる力を育むまちづくりを進めます。

また、人生 100 年時代を見据える中で、長い人生をより充実したものとするために、生涯にわたって、学びや文化芸術、スポーツに親しむことは一層重要となっています。

本市では、多くの人々が、学びや文化芸術、スポーツを身近に感じ、気軽に取り組める環境を整えることや、地域の人々と共に郷土の伝統を守り伝えていくことなどを通じて、あらゆる世代が楽しみながら交流を深め、豊かな人生を送れるまちづくりを進めます。

④ 多くの人が集い行き交う、暮らしやすく魅力あふれるまち

【都市基盤・生活基盤】

今後見込まれる人口減少によって、商業施設、公共交通などの利用者が減少し、これらの都市機能が維持できなくなることや、老朽化する道路、上下水道等の維持管理が困難となり、事故の危険性が高まることなどが懸念されます。こうした中にあっても、まちの活力を維持・向上させていくために、暮らしを支える都市基盤を、時代の変化に合わせて整備していく必要があります。

本市では、生活利便性が高く魅力的な都市であり続けるために、市民や事業者などと協働しながら、都市機能の集約化と利用しやすく効率的な交通ネットワークの構築を図るとともに、蔵造りの町並みをはじめとした魅力的な都市景観の形成を進めます。あわせて、安全で快適な生活を送れるよう、インフラ施設の効率的な維持管理や災害対策、集い憩える公園の整備を計画的に実施するなど、多くの人が集い行き交う、暮らしやすく魅力あふれるまちづくりを進めます。

⑤ にぎわいと活力を生み出し続けるまち

【産業・観光】

少子高齢化や人口減少によって、労働力不足の深刻化や市場規模の縮小が懸念される中であって、本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域経済の活性化を図り、産業競争力を向上させていくことが欠かせません。

本市は、農業、工業、商業がそれぞれに発展しているとともに、多くの観光客が訪れる観光地でもあります。こうした特性を生かし、関係機関との連携を図りながら、まちの発展を支える事業者を支援するとともに、歴史的建造物や自然景観、農産物などの地域資源を活用した新たな魅力創出を図ります。あわせて、本市の経済に更なる好循環をもたらす企業を積極的に誘致するとともに、就業や創業を支援し、誰もが活躍できる環境を整えるなど、にぎわいと活力を生み出し続けるまちづくりを進めます。

⑥ 環境にやさしく、人と自然が調和するまち

【環境】

地球温暖化に起因する気候変動の影響で、世界各地で大規模な自然災害が発生するなど、環境問題は私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。こうした中であって、健全で恵み豊かな環境を将来世代に引き継いでいくために、環境負荷の少ない持続可能な社会を築いていかなければなりません。

本市では、環境負荷を軽減すると同時に暮らしの質を向上させることができるよう、脱炭素化をはじめ、資源の循環利用や廃棄物の適正処理、豊かな緑や生物多様性の保全など、様々な課題に対して市民や事業者、民間団体と協働で取り組んでいきます。あわせて、大気、水、土壌などの汚染による健康被害が生じないよう、良好な生活環境を保全するなど、環境にやさしく、人と自然が調和するまちづくりを進めます。

⑦ 地域でつながり支え合える、安全安心なまち

【地域社会・安全安心】

ライフスタイルの変化や価値観の多様化などを背景に、人と人とのつながりが希薄化する中にあって、地域の支え合いの力を維持・向上させることは、日常生活はもちろん、災害などの非常時への備えとしても大変重要です。

本市では、誰もが互いを尊重し合いながら、地域での関係を築いていけるよう、地域交流の促進や地域活動の支援などに取り組み、支え合える地域づくりを進めます。また、安全で安心な日常生活を送れるよう、地域や関係機関等と連携しながら、犯罪や交通事故の防止に取り組みます。あわせて、大規模災害等による被害を最小限に抑えるため、あらゆる事態を想定した防災体制の充実と、自助・共助の促進を図るなど、地域でつながり支え合える、安全安心なまちづくりを進めます。

⑧ 活発な連携・協働と持続可能な行財政運営を行うまち

【協働・行財政運営】

少子高齢化の急速な進展など社会状況の変化を背景として、市民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する一方、行政における財源や職員数などの制約は更に厳しくなると想定されます。こうした中であっても、将来にわたって、市民生活を安定的に支え続けていくために、まちづくりの土台をより強固なものにしていくことが必要です。

本市では、限られた経営資源の下で、地域課題の解決や行政サービスの向上を図るため、組織力の強化や DX を推進するとともに、市民、事業者、近隣自治体などとの連携・協働を進めます。また、多くの人や企業から選ばれる自治体となるよう、効果的な情報発信を行い、都市イメージの向上を図ります。あわせて、厳しい財政状況の中、更なる歳入確保を図るとともに、より効果的な事業実施や公共施設の再編に取り組むなど、活発な連携・協働と持続可能な行財政運営を行うまちづくりを進めます。

3 将来都市構造

1 基本的な考え方

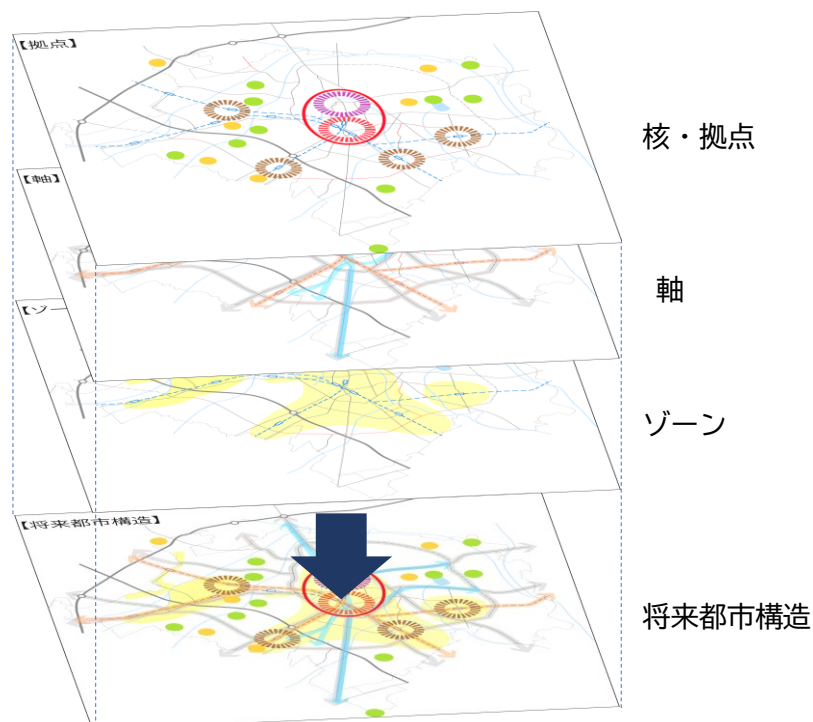
将来都市構造は、将来都市像の実現に向けて、目指すべき都市の骨格を示すものです。今後、急速な少子高齢化の進展、本格的な人口減少の到来などが見込まれる中、誰もが安心して幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市とするため、自然との調和を図りながら、都市機能の集約化とネットワーク化を促進することによって、多極ネットワーク型の都市構造の構築を進めます。

（多極ネットワーク型の都市構造）

多極ネットワーク型の都市構造とは、鉄道駅周辺などの複数箇所に、商業や医療などの各機能が集積する拠点が形成され、住民が徒歩や公共交通などでそれぞれの拠点に容易にアクセスできる都市構造のことです。

2 将来都市構造

目指すべき将来都市構造について、様々な機能が集積する箇所を示す「核・拠点」、交通ネットワークを示す「軸」、土地利用の在り方を示す「ゾーン」の3つの構成要素で整理します。



ア 核・拠点

県西部地域の拠点としての都市機能や歴史的な文化遺産が集積している地域を「都心核」、交通条件等によって地域の生活や経済活動の拠点となっている地域を「地域核」と位置付け、市民生活や都市活動を支える都市機能の集約化を進めます。

また、産業が集積している既存工業団地等を「産業拠点」、水辺や樹林地などの自然を生かした公園等を「水と緑の拠点」と位置付け、それぞれの役割に応じた活性化を図ります。

○都心核

本市の中央部に位置する三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺から北部市街地に至る中心市街地を都心核と位置付けます。

このうち、三駅周辺は「都市的活動核」と位置付け、商業や業務等の機能の充実を図ります。また、歴史的建造物のある北部市街地は「歴史・水・緑核」と位置付け、商業、文化、観光等の機能を高めた都市空間の形成を図ります。

○地域核

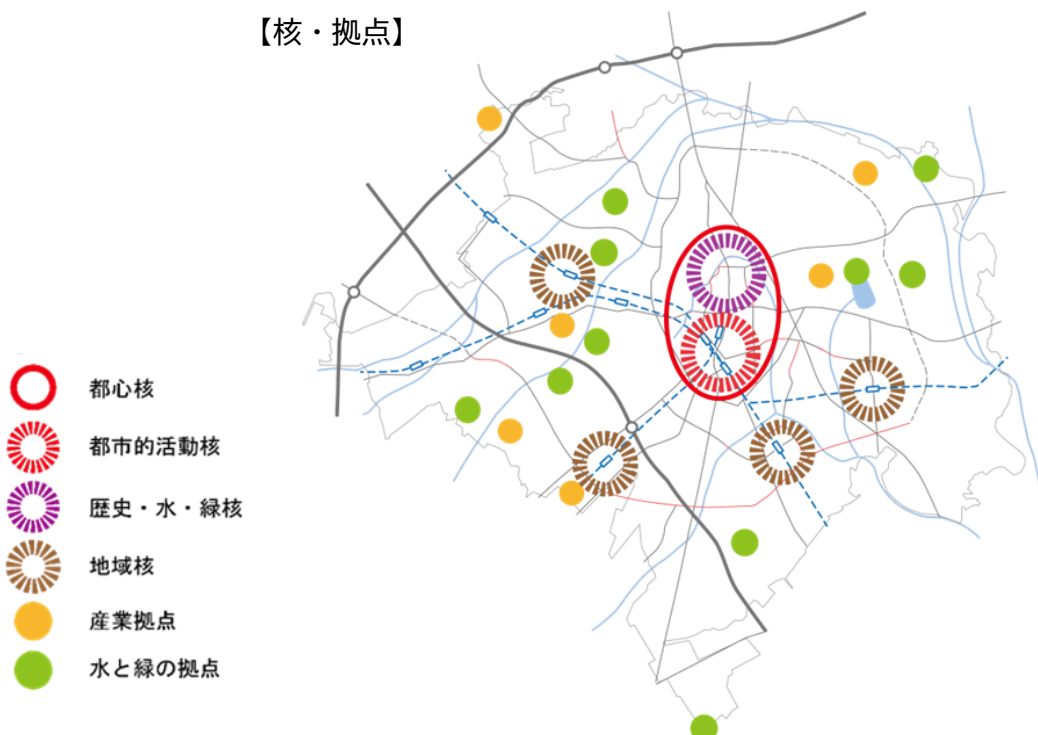
霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷の各駅周辺を「地域核」と位置付け、地域社会の経済活動など市民生活の基盤として、地域特性に応じた市街地の形成を図ります。

○産業拠点

川越狭山工業団地、富士見工業団地、川越工業団地、川越第二産業団地、的場地区の工業集積地、川越増形地区産業団地及び問屋町地区を「産業拠点」と位置付け、企業の誘致、工場の集約化などにより、産業拠点の形成を図ります。

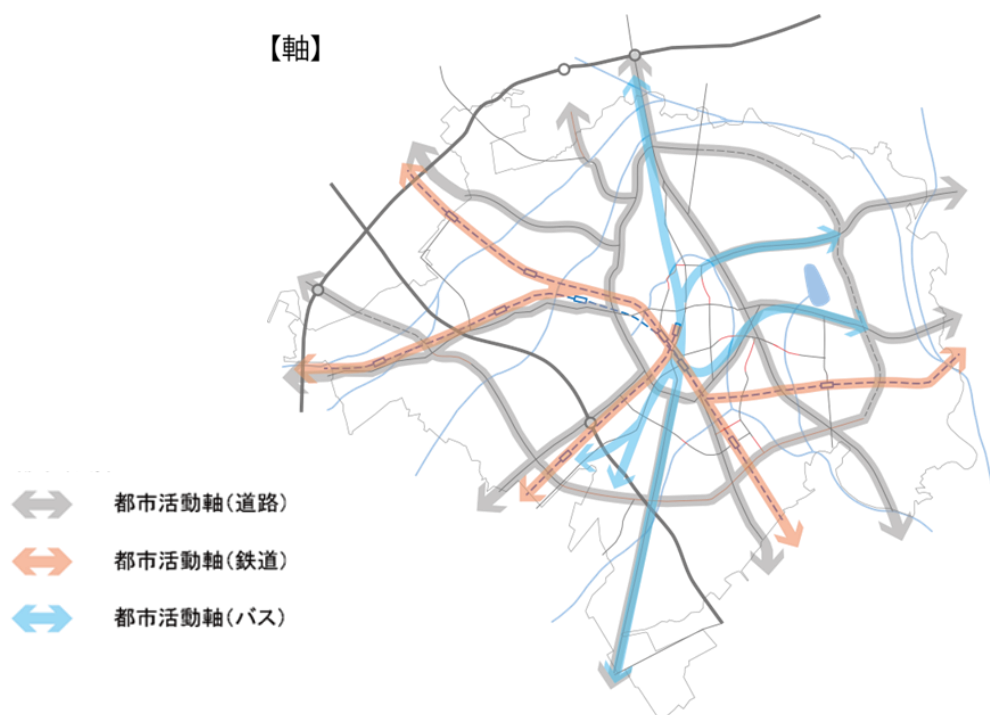
○水と緑の拠点

入間川、伊佐沼等の水辺や大規模な樹林地などの豊かな自然を生かした公園等を「水と緑の拠点」と位置付け、潤いのある市民生活を支える拠点として整備するとともに、面的なまとまりのある緑地の一体的な保全を図ります。



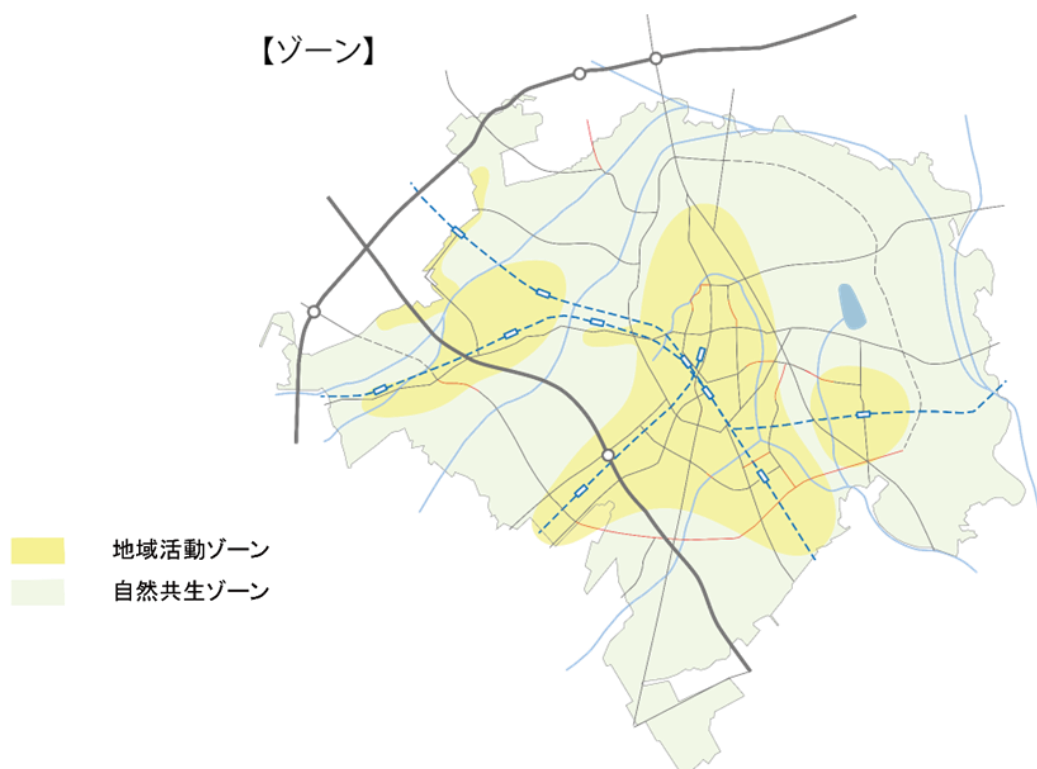
イ 軸

都心核、地域核及び各拠点間の連携や、他都市との広域的な連携を図る上で重要な役割を担う幹線道路と公共交通を「都市活動軸」として位置付け、これらの整備や機能強化により、移動の円滑性や利便性の向上を図ります。

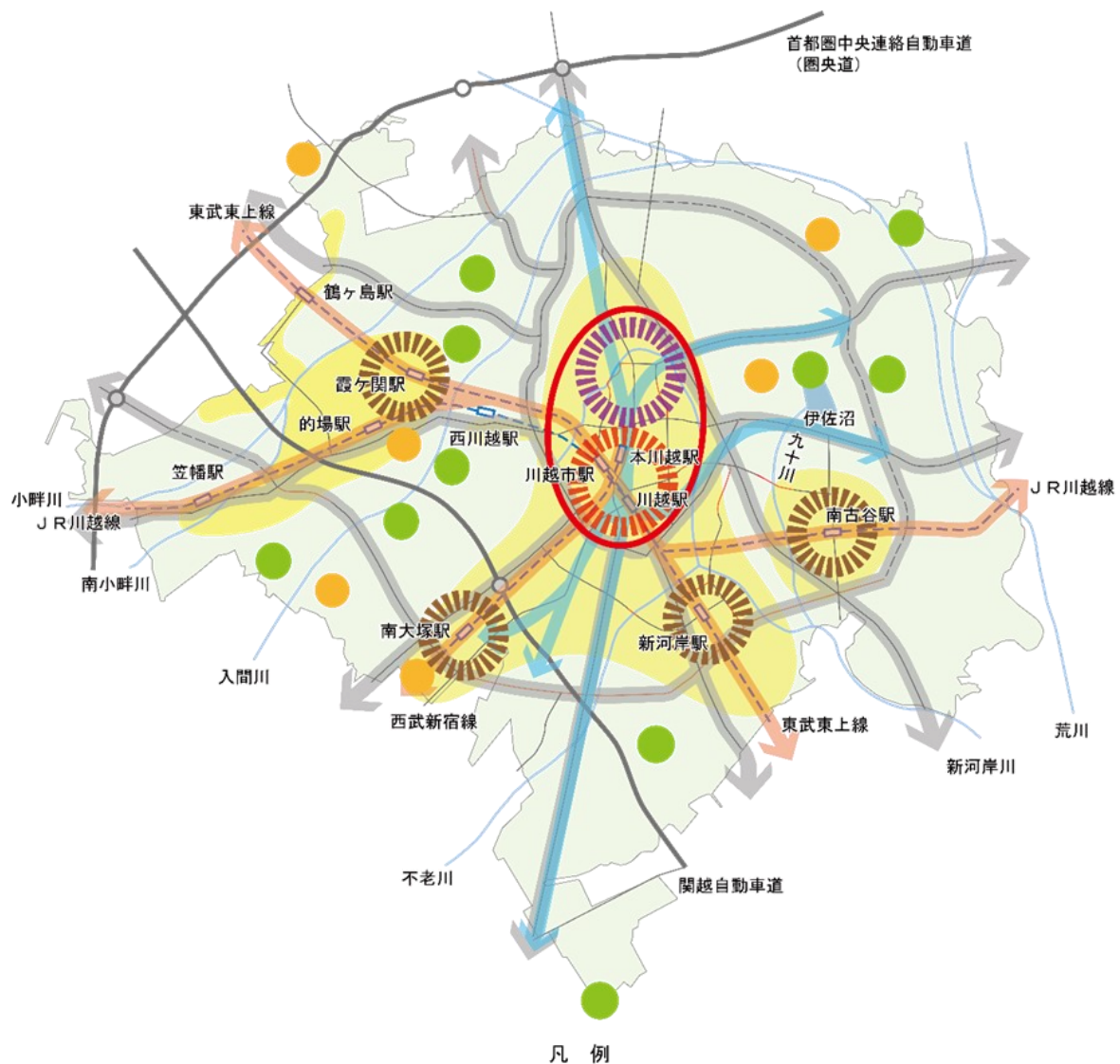


ウ ゾーン

鉄道駅を中心として、住宅地や商業地などの都市的な土地利用を図る地域を「地域活動ゾーン」と位置付け、快適な都市活動ができる市街地整備を推進します。また、樹林地や農地、水辺等の豊かな自然環境と集落が共生する地域を「自然共生ゾーン」と位置付け、豊かな自然を保全するとともに、周辺環境との調和に配慮した計画的な土地利用を図ります。



将来都市構造図



<核・拠点>		<軸>	
	都心核		都市活動軸(道路)
	都市的活動核		都市活動軸(鉄道)
	歴史・水・緑核		都市活動軸(バス)
	地域核	<ゾーン>	
	産業拠点		地域活動ゾーン
	水と緑の拠点		自然共生ゾーン
			高速道路・インターチェンジ
			鉄道・駅
			主要幹線道路 (一般国道、主要地方道等)
			主要幹線道路 (未整備路線(現道なし))
			主要幹線構想道路*
			河川・沼

*主要幹線構想道路：構想路線であり、具体的なルート・位置等は未定。

前期基本計画

令和 8（2026）年度～令和 12（2030）年度

1 分野別計画

分野別計画 施策体系

将来

ずっと安心、もっと幸せ、

第1章 こども・子育て	第2章 福祉・保健・医療	第3章 教育・文化・スポーツ	第4章 都市基盤
こどもや若者が将来に希望をもって自分らしく成長できるまち	生涯にわたって、健やかでいきいきと安心して暮らせるまち	共に学び、ふれあい、豊かな人生を送れるまち	多くの人が集暮らしやすくまち
(施策)	(施策)	(施策)	(施
1-1 こども・若者に対する支援の充実 1-2 妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実 1-3 幼児期の教育・保育と学童保育の充実 1-4 地域全体でこども・若者、子育て家庭を支える意識と環境づくり	2-1 健康づくりの推進 2-2 保健衛生・医療体制の充実 2-3 地域福祉の推進 2-4 高齢者福祉の推進 2-5 障害者福祉の推進	3-1 生きる力を育む教育の推進 3-2 学びを支える教育環境づくり 3-3 生涯学習活動の推進 3-4 文化・スポーツ活動の推進 3-5 文化財の保存・活用	4-1 拠点を中心となまちづくり 4-2 安全で利便性交通ネットワーク 4-3 魅力ある都市 4-4 良好な住環境 4-5 上下水道事業

第8
協働・

活発な連携・協働と持続可

(施

8-1
多様な主体との連携・協働の推進

8-2
行政経営マネジメントの推進

8-3
公共施設マネジ

都市像

魅力あふれるまち 川越

章 ・生活基盤	第5章 産業・観光	第6章 環境	第7章 地域社会・安全安心
い行き交う、 魅力あふれる	にぎわいと活力を生み出し 続けるまち	環境にやさしく、人と自然 が調和するまち	地域でつながり支え合え る、安全安心なまち
策)	(施策)	(施策)	(施策)
した持続可能 の推進	5-1 地域産業の活性化と商工業 の振興	6-1 環境活動の推進	7-1 平和と人権の尊重
の高い道路・ ークの構築	5-2 就労の支援と労働環境の改 善	6-2 地球温暖化対策の推進	7-2 互いに支え合う地域コミュ ニティづくり
景観の形成	5-3 農業の振興	6-3 循環型社会の構築	7-3 安全安心な生活環境づくり
づくり	5-4 観光の振興	6-4 自然共生の推進	7-4 防災・危機管理体制の整備
の充実		6-5 生活環境の保全	7-5 消防・救急体制の充実

章 行財政運営

能な行財政運営を行うまち

策)

メントの推進	8-4 行政DXの推進	8-5 魅力発信の充実
--------	----------------	----------------

第1章

こども・子育て

こどもや若者が将来に希望をもって自分らしく成長できるまち

- 1－1 こども・若者に対する支援の充実
- 1－2 妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実
- 1－3 幼児期の教育・保育と学童保育の充実
- 1－4 地域全体でこども・若者、子育て家庭を支える意識と環境づくり

施策１－１ こども・若者に対する支援の充実

施策を取り巻く状況

- ① 社会の変化を背景に、子育てに困難を抱える家庭が顕在化しており、全国の児童相談所における児童虐待相談の対応件数は、令和５（２０２３）年度に 22 万 5,509 件と過去最多を更新し、本市でも増加傾向にあります。
また、本来は大人が担うべき家事や家族の世話等を、こども・若者が過度に担うことで、学業や友人関係に影響をきたしてしまうヤングケアラーの問題が、近年、全国的に注目されています。本市が令和４（２０２２）年度に実施した「毎日の生活についてのアンケート調査」によれば、ヤングケアラーに該当すると本人が回答した割合は、高校生で 5.2%、中学生で 0.9%、小学生（４～６年生）で 1.3%となっています。
- ② 令和５（２０２３）年度に実施した「川越市子ども・若者の意識と生活に関する調査」及び「川越市若者の意識と生活に関する調査」によれば、外出頻度が少ない傾向にあるこども・若者は、小学５年生で 8.7%、中学２年生で 5.8%、16～17 歳で 9.0%となっています。外出頻度が少なくなった理由としては、いずれの年齢層においても「特に理由はない」が最も多く、そのほか「学校（や職場）にうまくなじめなかった」、「まわりの人との付き合いがうまくいかなかった」などが多くなっています。
- ③ こども・若者の成長に不可欠な、様々な遊びや学びなどの体験活動の機会は、家庭の経済状況等によって左右され、体験の機会に格差が生じている状況があります。
- ④ スマートフォンの普及などに伴い、こども・若者がインターネットを介して非行に陥ることや、様々な犯罪、人権侵害などに巻き込まれる事例も増加しています。
- ⑤ 発達に不安や心配のあるこどもや、日常生活を営むために恒常的に医療的ケアを必要とするこどもは、年々増加傾向にあり、支援ニーズも多様化しています。
- ⑥ 生き方や結婚観が多様化し、人生の選択肢が広がる中、将来に不安や迷いを抱えるこども・若者が多くなっています。こうした中で、より良い人生を創っていくために、早い段階から自分自身の人生設計を考えることが重要となっています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

こども・若者が安心して自分らしく成長できるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
自分の将来について明るい希望があると思うこども・若者の割合（％）	—	80	80 以上	↑

施策の方向性

1 こども・若者の良好な成育環境の確保

- 1 児童虐待、いじめ、ひきこもり、ヤングケアラー等の未然防止や早期発見、早期対応を図るなど、様々な困難を抱えるこども・若者に寄り添った支援を行います。
- 2 こども・若者が人とのつながりを持ち、多様な体験をしながら健やかに成長できるよう、地域や関係機関、団体等と連携・協働し、安心して過ごせる居場所づくりや、年齢、発達段階に応じた体験機会の提供を図ります。
- 3 こども・若者を取り巻く環境の変化を意識しながら、地域や関係機関、団体等と連携・協働し、非行防止と健全育成を支える活動を推進します。

2 こどもの特性に応じた支援の充実

- 1 発達に不安や心配のあるこどもや、医療的ケアを必要とするこどもが、地域で安心して成長できるよう、一人ひとりの特性等に応じて早期から適切に支援する体制の充実を図ります。

3 こども・若者の希望をかなえる支援の充実

- 1 こども・若者が自分らしいライフデザインを描けるよう、情報提供や意識啓発等の支援を行うとともに、進学、就職、結婚、出産など様々な希望をかなえるための総合的な支援の充実を図ります。

施策 1－2 妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実

施策を取り巻く状況

- ① 子育ての経済的な負担が大きい、子育てに協力してもらえ人が身近におらず、仕事と子育ての両立が難しいなどの状況から、子育ての負担感や孤立感が全国的に増加しており、妊娠、出産期を中心に、不安や悩みを抱える家庭が多くなっているといわれています。
- ② 本市が実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」によれば、平成 25（2013）年度から令和 5（2023）年度までの 10 年間で、就労している父親の割合に大きな変化がみられない中で、就労している母親の割合は、平成 25（2013）年度の 44%に対して令和 5（2023）年度には 68%となっており、共働き世帯が増加している状況がみられます。
- ③ 同アンケートによれば、こどもをみてもらえる親族・知人の有無について、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」と回答した人の割合は、平成 25（2013）年度から令和 5（2023）年度までの 10 年間一貫して減少しています。また、「いずれもない」と回答した人の割合は、令和 5（2023）年度に 16.4%となり、過去 10 年間で最も高い割合となっています。
- ④ 令和 5（2023）年度に実施した「川越市子ども・若者の意識と生活に関する調査」によれば、生活に困窮していると思われる困窮層の家庭の割合は、小学 5 年生で 6.7%、中学 2 年生で 7.9%、16～17 歳で 13.6%となっています。また、困窮しているとまではいえないものの、その状態に近いと思われる周辺層の割合は、小学 5 年生で 18.1%、中学 2 年生で 18.2%、16～17 歳で 16.6%となっています。

また、いずれの年代においても、ひとり親家庭で困窮層の割合が高くなっています。ひとり親家庭では、子育てと生計の担い手という 2 つの役割を一人で担うことになるため、こどもの養育や経済面などで様々な困難に直面する傾向にあります。

施策の目的と成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

ゆとりを持って子育てすることができ、親子が心身ともに健やかに過ごせるまちにします。

【成果指標】

指標名		基準値 (R6)	目標値		目指す方向
			R12	R17	
こどもの世話や看病について頼れる人がいると思う子育て当事者の割合（％）		—	90	90 以上	↑
乳幼児健診受診率（％） ※未受診者の状況把握を含む	4 か月児健診	100 (R5)	100	100	→
	1 歳 6 か月児健診	100 (R5)	100	100	→
	3 歳児健診	100 (R5)	100	100	→

施策の方向性

1 子育て家庭への支援の充実

- 1 子育てに関する各種講座の開催や、子育て家庭の交流機会の提供など、出産や子育ての不安感、孤立感等の軽減につながる支援の充実を図ります。
- 2 子育て家庭の負担軽減のため、各種手当やこども医療費の支給をはじめとした子育てに係る経済的な支援を行います。
- 3 ひとり親家庭など支援を必要とする家庭が、安定して自立した生活を送れるよう、相談支援や、家庭の状況に応じた経済的支援、就労支援などの充実を図ります。

2 母子の健康づくりの推進

- 1 妊娠期から子育て期にわたって、安心して出産し、健やかに育てることができるよう、各種健診や訪問指導、専門職による相談支援など、母子の健康に関する切れ目のない支援の充実を図ります。

施策１－３ 幼児期の教育・保育と学童保育の充実

施策を取り巻く状況

- ① 本市の０歳から５歳の乳幼児人口は、平成 31 (2019) 年に 1 万 6,710 人であったのに対し、令和 6 (2024) 年には 1 万 4,124 人となっており、15.5%減少しています。一方、市内保育所等の入所児童数は、平成 31 (2019) 年に 5,205 人であったのに対し、令和 6 (2024) 年には 5,765 人となっており、10.8%増加しています。
- ② 本市では、積極的に民間保育施設整備を進め、待機児童の解消に努めてきた結果、令和 2 (2020) 年度以降の待機児童数は 10 人以下の水準を維持しています。今後は乳幼児人口の減少に伴い、地域によっては、入所児童数が定員に満たない保育所が発生すると予想されます。
- ③ 保護者の就労形態の多様化、家族構成の変化などにより、全国的に、保育ニーズの多様化が進んでいます。また、こどもの小学校入学を機に、仕事と子育ての両立が難しくなる「小 1 の壁」も問題となっています。
- ④ 近年も、全国各地で、幼児教育・保育の現場におけるこどもの事故や不適切な対応事案が多数報告されており、保育の質や安全な環境の確保が急務となっています。
- ⑤ 本市の学童保育室の入室児童数は、平成 31 (2019) 年に 2,911 人であったのに対して、令和 6 (2024) 年には 3,774 人となり 29.6%増加しています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

保護者が安心して仕事と子育てを両立でき、こどもが健やかに成長できるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
待機児童数（人）	10	0	0	↓
放課後児童支援員認定資格を有する職員の割合（％）	90.7	90.0	90.0	→

施策の方向性

1 幼児教育・保育の質の向上

- 1 全ての施設で安全で質の高い教育・保育を提供できるよう、保育士の人材育成等による保育の質の向上や、施設改修等による保育環境の改善を図ります。また、保育需要や乳幼児人口の動向等を注視しながら、必要量の確保を図ります。
- 2 多様化する保育ニーズに柔軟に対応できるよう、利用しやすい保育サービスの充実を図ります。

2 学童保育室及び民間放課後児童クラブ等の充実

- 1 全ての施設で安全で質の高い保育を提供できるよう、放課後児童支援員の人材育成等による保育の質の向上や、施設改修等による保育環境の改善を図ります。
- 2 多様化する保育ニーズに対応できるよう、民間放課後児童クラブを活用するなど、放課後等におけるこどもの居場所の確保を図ります。

施策１－４ 地域全体でこども・若者、子育て家庭を支える意識と環境づくり

施策を取り巻く状況

- ① 国が令和５（２０２３）年度に、１５歳から２９歳までのこども・若者に対して実施した「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」によれば、「自分に関することについて、意見や気持ちを聞いてもらえると感じているか」との問いに対して、肯定的な回答は４２．２％にとどまっており、スウェーデンの７５．６％、ドイツの７０．０％、フランスの５８．１％等と比べ非常に低い状況です。
- ② 国が令和５（２０２３）年度に策定した「こども未来戦略」では、子育てがしづらい社会の現状に言及されており、「自国はこどもを産み育てやすい国だと思うか」との問いに対し、約６割が「そうは思わない」と回答していることや、「日本社会が結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっているか」との問いに対し、約７割が「そうは思わない」と回答していることが示されています。

また、子育て中の人からも、「電車内のベビーカー問題など、社会全体が子育て世帯に冷たい印象」、「子連れだと混雑しているところで肩身が狭い」などの声が上がっており、公園で遊ぶこどもの声にも苦情が寄せられるなど、社会全体の意識・雰囲気がかどもを産み、育てることをためらわせる状況にあることも示されています。
- ③ 令和５（２０２３）年度の全国の出生数は７２万７、２８８人で過去最少、合計特殊出生率は１．２０で過去最低となるなど急速な少子化に歯止めがかからない状況が続いています。本市では、合計特殊出生率は国及び県を下回る水準で低下し、令和５（２０２３）年には１．０７（県１．１４）となっています。
- ④ 国は、令和５（２０２３）年度に、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定めた「こども大綱」を策定しています。同大綱では、全てのこども・若者が等しく権利を擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活できる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとしています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

こども・若者、子育て家庭が、地域に支えられながら安心して生活できるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
学校や社会全体等で、自分の意見を言える機会があると感じるこどもの割合（％）	-	90	90 以上	↑
こどもまんなか社会の実現に向かっていていると思う市民の割合（％）	-	70	70 以上	↑

施策の方向性

1 こども・若者の意見及び権利の尊重

- 1 こども・若者が自分に関係する事項に意見を表明する機会を確保するなど、社会の一員として積極的に社会参画できるよう支援します。
- 2 こどもの権利についての理解を地域全体で共有できるよう、様々な機会を捉えた啓発活動を推進します。

2 こども・若者、子育て家庭を地域で支える環境づくり

- 1 市民や事業者など地域全体が参加して、こども・若者の成長を見守り、子育て家庭を応援することができるよう、啓発活動や体制づくりに取り組みます。

第2章

福祉・保健・医療

生涯にわたって、健やかでいきいきと安心して暮らせるまち

- 2－1 健康づくりの推進
- 2－2 保健衛生・医療体制の充実
- 2－3 地域福祉の推進
- 2－4 高齢者福祉の推進
- 2－5 障害者福祉の推進

施策２－１ 健康づくりの推進

施策を取り巻く状況

- ① 健康であることは、QOL（生活の質）の向上につながるだけでなく、就労等を通じた社会参加の活発化や、医療・介護費用の抑制など、社会全体にわたって良い影響を及ぼすことから、少子高齢化が進む中で、健康づくりの重要性はますます高まっています。
健康に過ごせる期間を長く保つという健康寿命の観点では、令和５（2023）年における本市の65歳からの健康寿命*は、男性17.99年、女性20.75年であり、県（男性18.03年、女性20.99年）と同水準となっています。
- ② 本市が令和５（2023）年度に実施した市民の健康に関するアンケート調査において、20歳から80歳までの市民を対象にした「普段から健康に気を付けるよう意識しているか」との問いに対し、「気を付けている」と回答した人の割合は全体の59.2%で最も高くなっています。一方、「気を付けたいが、今は何もしていない」が23.5%、「気を付けたいので、今後何かを始めるつもりだ」が7.7%、「気を付けていない」が4.2%となっています。
- ③ 同アンケート調査によれば、「朝食を食べない人」の割合は全体の15.3%で、30歳代から50歳代までの男性及び20歳代の女性で相対的に高く、「食塩の摂取量に気を付けていない人」は全体の37.3%で、男女とも年代が若いほど高くなっています。また、全ての年代で野菜の摂取量が不足している状況です。
- ④ 歯と口の健康は、全身の健康にも関係しており、誤嚥性肺炎との関係性のほか、歯周病や糖尿病などの生活習慣病との関係性が指摘されています。
- ⑤ 令和５（2023）年度における国民健康保険特定健康診査の受診率は44.2%で、県平均の40.4%を上回っています。一方で、令和５（2023）年度における後期高齢者健康診査（人間ドックを除く）の受診率は29.8%で、県平均の34.3%を下回っている状況です。
- ⑥ 本市における死因は「悪性新生物（がん）」が最も多く、がんを含む三大生活習慣病による死亡割合は全死因の約半数を占めています。引き続き、生活習慣病を早期発見し、重症化を予防する取組を推進することが必要です。

* 65歳からの健康寿命：65歳に達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間のことで、具体的には介護保険制度の「要介護２」以上の認定を受けずに生活できる期間のこと。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もが、いつまでも心身ともに健康に暮らし続けられるまちにします。

【成果指標】

指標名		基準値 (R6)	目標値		目指す方向
			R12	R17	
65 歳からの健康寿命(年)	男性	17.99 (R5)	17.99 以上	17.99 以上	↑
	女性	20.75 (R5)	20.75 以上	20.75 以上	↑

施策の方向性

1 市民の主体的な健康づくりへの支援

- 1 ライフステージ別の取組に加え、ライフコースアプローチ*の観点を取り入れた健康づくりを推進します。また、地域や職場、関係機関等と連携し、誰もが健康づくりに主体的に、継続して取り組むことができる環境整備を進めます。

あわせて、産学官等関係団体と連携・協働して食育を推進することで、意識をしなくても自然に健康になれる食環境づくりの展開を図ります。

- 2 生涯にわたって歯と口の健康を維持できるよう、歯と口のケアに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、むし歯、歯周病等の歯科疾患の予防や口腔機能の向上を支援します。

2 各種健（検）診等の実施

- 1 疾病の早期発見、早期治療につなげるため、各種健康診査・検診を実施するとともに、健康への関心が低い層にも効果的な受診勧奨や、受診しやすい環境づくりを進めます。また、受診後の保健指導等により生活習慣の改善などを支援します。

* ライフコースアプローチ：過去のライフステージにおける生活習慣等が、次のライフステージや次の世代の健康状態に大きく関わることを踏まえ、胎児期から高齢期に至るまで人の一生を通して継続した対策を講ずることをいう。

施策２－２ 保健衛生・医療体制の充実

施策を取り巻く状況

- ① 食品の安全性の確保は、健康な生活を営む上で必要不可欠なものです。本市における食中毒の発生件数は、近年、年間１件から４件程度で推移しています。
- ② 公衆浴場、理・美容所など、不特定多数の人が利用する生活衛生施設において、衛生水準を維持することが必要です。
また、多種多様な動物が飼育されている中、適正な飼育がなされず周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことがないようにすることも求められています。
- ③ 精神障害のある人や精神保健に関する課題を抱える人から、うつやひきこもりだけでなく、家庭、経済、生活の問題など、多岐にわたる相談が寄せられています。
また、本市における令和６（２０２４）年の自殺者数は５１人となっており、その背景には精神疾患のほか、様々な社会的要因が複雑に関係しています。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民の生命や健康、生活に加えて医療提供体制にも多大な影響を及ぼしました。今後も、結核やエイズなどの既知の感染症とともに、新たな感染症の発生・流行に備えることが必要です。
- ⑤ 高齢化の進展に伴い、令和２２（２０４０）年には令和４（２０２２）年と比較して、８５歳以上の高齢者の救急搬送は７５％増加し、在宅医療の需要は６２％増加すると見込まれています。
- ⑥ 日頃の健康状態をよく知っているかかりつけ医を持つことは、疾患の早期発見、早期治療のために大変重要です。本市が令和６（２０２４）年度に実施した「保健医療に関する意識調査」によれば、かかりつけ医を持つ人の割合は６０．６％となっています。
- ⑦ 急速な高齢化と医療技術の高度化等により、本市においても、一人当たりの医療総額は増加傾向にあります。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

衛生的で快適な環境を維持するとともに、誰もが必要なときに適切な医療を受けられるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
食中毒の発生件数（件）	2 (R4~6年度平均)	2以下	2以下	↓
自殺死亡率 [人口10万人当たりの自殺者数]	14.5	13.0以下	13.0以下	↓
かかりつけ医を持つ市民の割合（%）	60.6	61.0以上	61.0以上	↑

施策の方向性

1 食の安全、衛生的な住環境の確保

- 1 食中毒など食品による健康被害の発生を防ぐため、営業者等に対する監視・指導を行うとともに、市民に対して食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- 2 衛生的な住環境を確保するため、公衆浴場や理・美容所等の生活に密着した生活衛生施設に対する監視・指導を行うとともに、動物愛護や適正飼養に関する普及啓発を図ります。

2 精神保健対策の推進

- 1 精神障害のある人や精神保健に関する課題を抱える人の早期治療や、自立と社会参加を促進するため、精神保健や自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。

3 感染症予防対策の推進

- 1 既知の感染症や新興感染症等のまん延防止のため、感染症に関する正しい知識の普及啓発を図ります。また、健康危機発生時に迅速かつ的確な対応がとれるよう、平時から、関係機関との連携を構築するなど、危機管理体制の充実を図ります。
- 2 市民を感染症から守るため、関係団体と連携して予防接種の適正かつ円滑な実施体制を確保します。また、ワクチンに関する情報を分かりやすく発信するなど、安心して接種を受けられる環境づくりに取り組みます。

4 地域医療体制の整備・充実

- 1 症状に応じて適切な医療を受けられるよう、関係機関と連携して、かかりつけ医や在宅医療などに関する普及啓発を図ります。また、緊急時にも必要な医療を迅速に受けられる救急医療体制の充実を図ります。

5 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の健全な運営

- 1 医療費の適正化に向けた保健事業の実施や、より適切な受益者負担を求めるなど、国民健康保険事業の持続可能な運営を図ります。また、関係機関と連携して後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な運用を図ります。

施策 2－3 地域福祉の推進

施策を取り巻く状況

- ① 少子高齢化や核家族化、単独世帯の増加などを背景に、社会の様々な分野における担い手不足や、地域で支え合う力の低下が懸念されています。また、地域の福祉課題についても、例えば 8050 問題のような、対象者別・機能別に整備された福祉制度では対応が難しい課題が浮き彫りとなっています。こうした中で、国は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域における全ての人が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を掲げています。
- ② 本市が令和元（2019）年度に実施したアンケート調査で、「近所に助け合える人がいる」と回答した人の割合は、17.8%となっており、平成 26（2014）年度に実施した前回調査の 33.7%から大きく減少しています。
- ③ 本市では、令和 6（2024）年 4 月現在、493 人（定数 513 人）の民生委員・児童委員が、地域で見守りや相談支援を行っています。また、ボランティアについては、団体では 163 団体、個人では 290 人が川越市社会福祉協議会に登録し活動しています。
- ④ 生活困窮者は経済的困窮のみならず、社会的孤立や孤独など様々な課題を抱える場合が多くなっています。このため、課題が複雑化・深刻化し生活保護の受給に至る前の段階で、早期に自立を支援することが求められています。
- ⑤ 高齢化の進展やそれに伴う高齢者の単独世帯等の増加、社会経済情勢の変化等により、住宅確保に配慮を要する人の増加が見込まれます。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

地域における困り事を地域全体で受け止め、助け合い、支え合えるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
民生委員・児童委員の一斉改選時の充足率（％）	94.0 (R4)	94.0	94.0	→
コミュニティソーシャルワーカー*の活動件数（件）	3,966 (R6)	4,500	4,500	↑
生活困窮者自立支援事業において改善が見られた者の割合（％）	84 (R5)	90	90	↑

施策の方向性

1 支え合う意識づくりの推進

- 1 地域における様々な困り事を、地域住民一人ひとりが「我が事」と捉え、地域全体で解決していけるよう、住民同士の交流の機会を創出するなど、地域における関係づくりを進めます。
- 2 地域における福祉活動の輪を更に広げられるよう、福祉やボランティア等に関する積極的な情報発信を行うとともに、民生委員・児童委員や地域住民等が行う福祉活動等への支援の充実を図ります。

2 支え合いのネットワークの推進

- 1 複雑化・複合化した福祉課題や、制度の狭間の課題にも対応し、誰もが必要な支援を受けられるよう、制度や分野を超えて、地域における多様な主体と連携した包括的な相談支援体制の充実を図ります。

3 安心して暮らせる支援体制づくりの推進

- 1 多様で複雑な課題を有する生活困窮者の自立を支援するため、地域や関係機関と連携しながら、生活困窮者を早期に把握し、一人ひとりの状況に合わせた包括的かつ継続的な支援を実施します。
- 2 高齢者や障害のある人、低所得者など、住宅確保に困難を抱える人が円滑に賃貸住宅等に入居できるよう、関係機関と連携した居住支援の充実を図ります。

* コミュニティソーシャルワーカー：困りごとを抱えた人やその家族に向けて個別支援をすると同時に、その困り事を地域の共通課題として広げ、地域で支え合い、助け合う仕組みづくりを支援する「地域と福祉のなんでも相談員」。

施策２－４ 高齢者福祉の推進

施策を取り巻く状況

- ① 本市における 65 歳以上の高齢者人口は、令和 7（2025）年 1 月現在、95,678 人（高齢化率 27.1%）となっています。本市の将来人口推計によれば、今後も高齢者人口は増加し、令和 27（2045）年には 111,882 人（高齢化率 34.3%）となりピークを迎える見込まれています。また、少子化の影響によって、高齢化率は、令和 27（2045）年以降も上昇傾向で推移すると見込まれます。
- ② 本市の要介護（要支援）認定者数は増加を続けており、平成 30（2018）年の 14,273 人に対して、令和 5（2023）年には 17,658 人と、1.2 倍になっています。高齢者数の増加に伴い、要介護（要支援）認定者数は、今後も増加傾向で推移すると見込まれます。
また、認知症高齢者についても、令和 27（2045）年には令和 7（2025）年の 1.3 倍にあたる 14,000 人程度まで増加すると見込まれます。
- ③ 国は、高齢者人口の増加に伴い、令和 22（2040）年度には、令和 4（2022）年の 1.3 倍にあたる介護職員が必要になるという見通しを示しており、本市においても、生産年齢人口の更なる減少が見込まれる中で、介護人材の不足が懸念されます。
- ④ 生きがいや社会的役割を持つことは介護予防につながるといわれています。「令和 6（2024）年版高齢社会白書」によると、何らかの社会活動に参加している高齢者のうち、生きがいを「十分感じている」又は「多少感じている」と回答した人の割合は 84.4%となっており、いずれの活動にも参加していない人を 22.7 ポイント上回っています。
- ⑤ 国は、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び推進を掲げており、本市を含め全国的に取組が進められています。
- ⑥ 令和 4（2022）年度に実施した「川越市高齢者等実態調査」によると、約 63%の人が、「重度の要介護状態となっても、最期を迎えるまで自宅で過ごしたい」と回答しているものの、そのうち半数程度は、家族への負担や、容態が急変したときの不安などから、現状では実現が難しいと感じていると回答しています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

高齢になっても住み慣れた地域で、いきいきと暮らせるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
75 歳から 84 歳の介護認定率 (%)	17.6 (R5)	17.6	17.6	→
幸福だと感じている高齢者の割合 (%)	43.0 (R4)	43.1 以上	43.1 以上	↑

施策の方向性

1 介護予防と生きがいの充実

- 1 高齢になっても、できる限り介護を必要とせず自立した日常生活を送れるよう、介護予防に関する知識の普及啓発を図るとともに、地域における自主的な介護予防の取組を促進します。
- 2 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かし、生涯にわたっていきいきと活躍できるよう、就労や地域活動などの支援を行い、社会参加や生きがいの充実を促進します。

2 在宅生活を維持するための包括的な支援の充実

- 1 高齢者の抱える問題に適切に対応できるよう、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化や、地域住民、医療・介護の専門機関等が連携した包括的な支援体制の充実を図ります。また、日常生活を支える各種サービスの充実を図ります。
- 2 認知症の人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、認知症の人と地域の人などが交流する機会の充実や、認知症に対する社会全体の理解の促進を図ります。
- 3 高齢者の権利や尊厳が脅かされることのないよう、関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援や、虐待の未然防止、早期発見、早期対応などに取り組めます。

3 居住環境、介護サービスの充実

- 1 心身の状況に応じて望む暮らし方を選択できるよう、ニーズに応じた住まいの環境づくりを支援します。
- 2 要介護状態になった場合にも、必要に応じて適切な介護サービスを受けられるよう、介護サービスの計画的な基盤整備や、介護人材の確保に向けた取組等を進めます。

施策２－５ 障害者福祉の推進

施策を取り巻く状況

- ① 本市における障害のある人の人数は、令和５（２０２３）年度末現在、身体障害者は 9,659 人、知的障害者は 3,001 人、精神障害者は 3,977 人、難病患者は 3,189 人（指定難病等医療給付対象者 2,817 人、小児慢性特定疾病医療給付対象者 372 人）となっており、一部を除いて増加傾向にあります。
- ② 令和４（２０２２）年度に実施した「川越市障害者福祉に関するアンケート調査」では、障害のある人の 42％が生活の中で何らかの差別や嫌な思いを感じたことがあると回答しています。
- ③ 障害福祉サービスを利用するに当たって必要となる「サービス等利用計画」は、専門的な知識を有する相談専門支援員が作成する計画と、利用者やその家族が作成する計画（セルフプラン）があります。令和６（２０２４）年に国が発表した「障害者相談支援事業の実施状況等について」によると、本市におけるセルフプランの割合は 29.7％と、全国平均の 15.8％に比べて高くなっています。
- ④ 国が発表した「令和６（２０２４）年障害者雇用状況の集計結果」によると、雇用障害者の数はおおよそ 67 万 7,000 人で、21 年連続で過去最高を更新しています。
しかしながら、本市が実施した上記アンケート調査では、収入を伴う仕事をしている障害のある人は 19.8％、そのうち 48.3％が非正規雇用となっており、生活を支える収入は主に「年金」や「家族の収入」となっています。また、同アンケート調査では、障害のある人が市に充実を求める取組として、「経済的な援助」が 25.1％と最も多く、次いで「就労支援の充実」が 19.8％となっています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
障害のある人が差別や偏見を感じたことがある割合（％）	42 (R4)	30	25	↓
相談支援専門員数（人）	52	60	65	↑
福祉施設利用者の一般就労への移行者数（人/年）	21 (R3)	40	70	↑

施策の方向性

1 差別解消と権利擁護の推進

- 1 障害を理由とする差別や偏見が解消されるよう、意識啓発や地域における交流機会の創出などを通じて、障害のある人となない人との相互理解の促進を図ります。
- 2 障害のある人の権利や尊厳が脅かされることのないよう、関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援や、虐待の未然防止、早期発見、早期対応などに取り組めます。

2 安心して暮らせる環境づくり

- 1 障害のある人が地域で自立した生活を送れるよう、一人ひとりの障害の特性や状態、生活実態に応じた各種サービスを提供するなど、包括的な支援の充実を図ります。
- 2 障害のある人やその家族等が抱える日常生活の不安を軽減できるよう、実情に合ったサービスに関する情報提供や、相談体制の充実を図ります。

3 社会参加の推進

- 1 障害のある人が特性に応じて能力を十分に発揮できるよう、就労に向けた訓練等の機会を提供するとともに、多様な就労機会の確保に取り組めます。
- 2 障害のある人が社会の一員として、自己実現と社会参加を果たせるよう、文化芸術やスポーツなど、様々な社会活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

第3章

教育・文化・スポーツ

共に学び、ふれあい、豊かな人生を送れるまち

- 3－1 生きる力を育む教育の推進
- 3－2 学びを支える教育環境づくり
- 3－3 生涯学習活動の推進
- 3－4 文化・スポーツ活動の推進
- 3－5 文化財の保存・活用

施策３－１　生きる力を育む教育の推進

施策を取り巻く状況

- ① グローバル化や技術革新が急速に進み、変化が激しく将来の予測が困難な時代となる中で、社会が直面する課題を自らの課題として捉え、他者と協力しながら解決し、未来を切り拓いていく力が求められています。こどもたちがこうした資質を身に付けられるよう、国は、一人ひとりの能力や適性に応じた「個別最適な学び」と、多様な他者と関わりながら学び合う「協働的な学び」の一体的な充実を図ることとしています。その一環として、一人一台端末など学校における ICT 環境の充実を図る GIGA スクール構想等の取組が進められています。
- ② 令和 6（2024）年度の「全国学力・学習状況調査」の結果、本市では、小学 6 年生で、「国語・算数」の平均正答率が県及び全国の水準を下回っています。また、中学 3 年生では、「国語・数学」の平均正答率が県及び全国と同水準となっています。

一方、令和 6（2024）年度の「埼玉県学力・学習状況調査」においては、「学力を伸ばした児童生徒」の割合が県平均を上回っており、近年、多くのこどもが学力を伸ばしているといえます。
- ③ 調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠という「健康三原則」の観点で見れば、本市では、朝食を毎日食べるこどもの割合、こどもの 1 週間の総運動時間はいずれも減少傾向にあり、1 日の睡眠時間が 8 時間以上であるこどもの割合は横ばいで推移しています。
- ④ 近年、全国的にいじめの認知件数や不登校の児童生徒数が増加傾向にあります。また、入学したばかりの小学 1 年生が集団生活になじめず、授業中座ってられない、話を聴けない、静かにしてられないなどで授業が成立しにくい状況となる「小 1 プロBLEM」や、中学 1 年生が学習や生活の変化に適應できないことで、不登校などが生じる「中 1 ギャップ」が課題となっています。
- ⑤ 特別支援教育を受ける児童生徒数は、全国的に増加傾向にあり、本市においても同様の傾向がみられます。こうした中で、障害のあるこどもの教育的ニーズも多様化しています。
- ⑥ 市立川越高等学校は、普通科と商業系学科を併せ持つ特性から、生徒の多様な進路ニーズへの対応が求められています。また、校舎及び体育館は、建築後 30 年程度を経過し老朽化が進んでいます。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

こどもたちが、変化の激しい社会でたくましく生き抜く力を育めるまちにします。

【成果指標】

指標名		基準値 (R6)	目標値		目指す方向
			R12	R17	
埼玉県学力・学習状況調査における学力を伸ばしたこどもの割合（％）		65.2	67.5	70.0	↑
自分にはよいところがあると思うこどもの割合（％）		84.3	85.0	87.5	↑
1週間の総運動時間（体育授業を除く）が60分未満のこどもの割合（％）	小学生	15.4	12.5	10.0	↓
	中学生	15.1			

施策の方向性

1 確かな学力の育成

- デジタル技術を効果的に活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることで、思考力、判断力、表現力や、主体的に学習に臨む姿勢など、未来の担い手として必要な資質・能力の育成を図ります。
- グローバルな社会で活躍するために必要な資質・能力を育成するため、英語によるコミュニケーション能力の育成や、国際理解を深める教育の充実を図ります。
- 情報化社会の中で、様々な社会課題を解決できる資質・能力を育成するため、情報や情報技術を適切かつ効果的に活用できる情報活用能力の育成を図ります。

2 豊かな心と健やかな体の育成

- こどもたちの自己肯定感や他者を思いやる心を育むため、様々な体験活動や読書活動、道徳教育などの充実を図ります。
- こどもたちが生涯にわたって健康的な生活を送れるよう、規則正しい生活習慣や運動習慣の確立を図るとともに、感染症等から健康を守るための指導の充実を図ります。
- 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育を進めるとともに、食育の生きた教材として、栄養バランスのとれた安全安心でおいしい給食を提供します。

3 学校生活における支援の充実

- 1 こどもたち一人ひとりの発達の状況に応じたきめ細かな支援を行うため、幼稚園・保育園・小学校間や小学校・中学校間、中学校・高等学校間等の連携を深め、生活指導上や学習指導上の共通理解の形成を図ります。
- 2 全てのこどもが楽しく安心して学校生活を送れるよう、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見、早期対応を図るとともに、様々な課題を抱えるこどもに対し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の充実を図ります。
- 3 障害のあるこどもたちの主体的な学習と自立を支援するため、特別支援教育の充実を図り、きめ細かな支援を推進するとともに、全てのこどもが共に学び合う教育を推進します。

4 市立川越高等学校の特色ある教育の充実

- 1 大学、専門学校への進学や就職など、生徒の多様な進路希望を実現できるよう、教職員の進路指導力向上を図ります。また、時代の変化に対応した施設の充実を図ります。

施策３－２ 学びを支える教育環境づくり

施策を取り巻く状況

- ① 変化の激しい社会の中で、教職員には、こどもたちが主体的・対話的に学ぶ学習の展開など、絶えず指導方法の工夫改善が求められています。また、いじめや不登校の増加、外国にルーツを持つこどもや発達に課題があるこどもの増加などの中で、教職員に求められる役割が多様化・複雑化し、業務負担が増加しています。
- ② こどもたちの教育は学校のみで行われるべきものではなく、こどもたちの健やかな成長には、家庭や地域が教育の場として十分な機能を発揮することが必要です。しかしながら、全国的に、地域のつながりが希薄化する中で、「地域の学校」、「地域で育てるこども」という考えが失われ、地域の教育力が低下していると指摘されています。
- ③ 学校教育には、こどもたちが集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばすという特質があります。しかしながら、今後の児童生徒数の減少により、地域によっては、このような教育を実践できる学校規模を維持できなくなることが懸念されています。
- ④ 本市の学校施設は総体的に老朽化が進んでおり、令和 17（2035）年までに、建て替えの目安としている建築後 65 年を迎える小学校は校舎 11 校、体育館 2 校、中学校では校舎 4 校、体育館 6 校にのぼります。また、近年の猛暑日の増加に伴う空調設備の設置のように、変わりゆく時代に対応した学習環境の整備も求められています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

こどもたちが安心して質の高い教育を受けられるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
川越市教育委員会が主催する「主体的・対話的で深い学び」に関する研修を受講した教職員の年間人数（人）	285	315	350	↑
特別教室空調整備率（％）	43.0	100	100	↑

施策の方向性

1 教職員の指導体制の充実

- 1 教職員が時代のニーズや様々な教育課題に対応できるよう、効果的な研修の充実や校内の連携体制の強化を図ります。
- 2 教職員が、こどもたちに向き合う時間や自己研鑽の時間を十分に確保できるよう、デジタル技術などを活用した事務負担の軽減を図ります。

2 地域とともにある学校づくりの推進

- 1 学校と家庭、地域が連携・協働するコミュニティ・スクール等を推進し、こどもたちの教育活動の充実を図るとともに、地域でこどもを育てる力の再生と地域コミュニティの活性化を図ります。
- 2 こどもたちが生涯にわたりスポーツや文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保できるよう、地域の関係団体や保護者等との相互理解を深めながら、部活動の地域展開を推進します。

3 教育環境の整備・充実

- 1 こどもたちが学校において安心して質の高い教育を受けられるよう、学校施設に関して、時代の変化に対応した学習環境の向上と老朽化対策を一体的に推進します。
- 2 こどもたちが集団の中で切磋琢磨できる環境を整えるため、児童生徒数の推移や校舎の老朽化の状況などを踏まえ、学校の配置や規模、通学区域等の見直しを図ります。

施策３－３ 生涯学習活動の推進

施策を取り巻く状況

- ① 国の「第４期教育振興基本計画」において、教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図る生涯学習は、人生 100 年時代において、ウェルビーイングの向上につながる重要な意義を有するものであると位置付けられています。
- ② 変化の激しい社会の中で、主体的なキャリア形成や自己実現を図るために、知識や技術を時代の変化に合わせて学び直すことの重要性が高まっています。
- ③ 地域課題の多様化・複雑化などの中で、地域住民が様々な活動に積極的・主体的に関わる意識を高め、共に学び合いながら課題解決に取り組んでいくことが期待されています。
- ④ 令和 6（2024）年度に実施した「川越市文化芸術及び生涯学習に関する意識調査」によれば、直近 1 年間における生涯学習への取組状況について、「していない」と回答した割合は 35.4%となっており、その理由としては、「仕事や家事が忙しくて時間が取れない」が最も多く 47.6%となっています。
- ⑤ 同調査において、「生涯学習をどのように行っているか」との問いに対し、「パソコン・インターネットなど」と回答した割合は増加傾向で推移しており、「自宅での活動（本や雑誌等による自主的な学び）」（52.8%）に次いで 2 番目に多い 40.5%となっています。一方で、「公民館の講座や教室」と回答した人の割合は 10.6%、その他、「図書館、博物館での講座や教室」と回答した人の割合は数パーセントと、相対的に低くとどまっています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もが意欲や関心に応じて学習し、その成果を生かせるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
1年の間に生涯学習に取り組んだ市民の割合（％）	61.3	62.5	65.0	↑

施策の方向性

1 多様な学習機会の充実

- 1 市民一人ひとりの学習ニーズに対応するため、大学等の高等教育機関との連携やデジタル技術の活用などを進め、ライフステージやライフスタイルに応じた多様な学習機会の充実を図ります。

2 学習成果を生かせる仕組づくりの推進

- 1 誰もが、学びを通じて身に付けた知識や技術、経験等を地域で生かすことができるよう、市民による講座開催など、学びの成果を生かせる場の充実を図ります。
- 2 様々な世代の人が共に学び合い、地域課題の解決につなげられるよう、気軽に参加でき、楽しみながら身近な課題について学習できる機会の充実を図ります。

3 利用しやすい学習施設の充実

- 1 誰もが主体的に質の高い学習活動を行えるよう、公民館、図書館、博物館などの身近な学習施設において、時代のニーズを踏まえた学習環境や学習機会を提供するなど、多様な学習支援の充実を図ります。

施策３－４ 文化・スポーツ活動の推進

施策を取り巻く状況

- ① 少子高齢化の進展、地域のつながりの希薄化、外国籍市民の増加など地域を取り巻く状況が変化する中であって、生きがいづくりや健康づくり、地域の関係性の形成などの面で、文化芸術やスポーツの果たす役割は、ますます重要となっています。
- ② 令和６（２０２４）年度に実施した「第１５回市民意識調査」によれば、「文化芸術活動をどの程度行っているか」との問いに対し、「ほとんど行っていない、または行っていない」と回答した人の割合は６４．５％となっています。文化芸術活動を行っていない理由としては、「興味がない」が３２．８％で最も多く、次いで「時間がない」が２６．３％となっています。また、同調査において、「１回３０分以上のスポーツや運動をどの程度行っているか」との問いに対し、「ほとんどしていない」と回答した人の割合が４９．２％となっており、市民の生活に文化芸術活動やスポーツが十分に浸透しているとはいえない状況です。
- ③ 令和６（２０２４）年度に実施した「川越市文化芸術及び生涯学習に関する意識調査」及び令和５（２０２３）年度に実施した「川越市スポーツ意識調査」によれば、文化芸術活動やスポーツをより活性化するために必要なものとして、身近な活動場所や施設の整備を求める割合が高くなっています。

一方で、本市の文化施設、スポーツ施設は、その多くが築３０年を経過し、老朽化が進んでいます。また、施設の整備に向けては、多様化する市民ニーズを捉え、施設が果たすべき役割を整理した上で取り組む必要があります。
- ④ 本市では、国内３都市、海外３都市と姉妹・友好都市提携を結び、文化、スポーツ、教育などの分野で様々な交流を行っています。近年、デジタル化などの社会の変化によって、より幅広い交流に向けた選択肢が広がってきています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もが気軽に文化芸術やスポーツに親しみ、交流できるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
文化芸術活動を年1回以上行う市民の割合（％）	34.9	37.5	40.0	↑
1回30分以上のスポーツや運動を週2日以上行う市民の割合（％）	32.2	36.0	40.0	↑

施策の方向性

1 文化芸術・スポーツに親しむ機会の充実

- 誰もが文化芸術やスポーツを身近に感じられるよう、様々な文化芸術やスポーツを気軽に鑑賞・体験できる機会の充実を図ります。
- 文化芸術活動やスポーツを、楽しみながら意欲的に続けることができるよう、文化芸術活動の発表機会やスポーツ大会、イベントなどの充実を図ります。

2 文化芸術・スポーツを通じた交流の促進

- 各種活動団体への支援や、活動を担う人材の育成を進め、文化芸術活動やスポーツを通じた地域交流の促進を図ります。

3 文化・スポーツ施設の充実

- 文化芸術やスポーツの活動拠点として、時代のニーズを踏まえた、より魅力的で利用しやすい文化施設やスポーツ施設の整備充実を図ります。

4 様々な地域との文化交流の充実

- 国内外の姉妹・友好都市と、幅広い分野において、多様な手法による交流を促進するとともに、様々な地域の文化等を学ぶ機会の充実を図ります。

施策３－５ 文化財の保存・活用

施策を取り巻く状況

- ① 本市には、城下町として発展してきた中で建造された、時の鐘、川越城本丸御殿などの貴重な建造物や、県内で唯一、重要伝統的建造物群保存地区*として国の選定を受けている蔵造りの町並み、国の重要無形民俗文化財でありユネスコ無形文化遺産に登録されている川越氷川祭の山車行事（川越まつり）など多くの歴史遺産があり、重要な観光資源となっています。
- ② 本市には、令和６（２０２４）年４月１日現在、「文化財保護法」に基づく重要文化財等が２８件、「埼玉県文化財保護条例」に基づく指定文化財が４２件、「川越市文化財保護条例」に基づく文化財が１９２件あります。その他、現在把握している未指定文化財が１,８８９件あります。
- ③ 本市の文化財は、所有者や地域の人々を中心に大切に受け継がれてきましたが、少子高齢化等を背景に、文化財継承の担い手不足が懸念されています。特に、民俗芸能、祭礼行事などの無形の民俗文化財については、人から人に伝えられるという性質上、継承が困難となることが危惧されています。
- ④ 未指定文化財は、高齢化等の中で滅失、散逸等の危機にあるものが相当数存在すると考えられます。これまで調査してきたものもありますが、十分には実態を把握できていない状況です。

* 重要伝統的建造物群保存地区：伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、我が国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

地域固有の貴重な文化財を、地域総がかりで保存・活用し、次世代に継承していくまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
文化財保存活用支援団体*の指定数（団体）	0	2	4	↑
文化財や歴史遺産を保存活用する活動（お祭りなどの伝統行事、博物館・公民館の講座等も含む）に参加してみたいと思う市民の割合（％）	30.7	32.0	34.0	↑

施策の方向性

1 適切な保存・活用の推進

- 1 地域の歴史遺産の状況を把握するため、継続的な調査を行い、未指定文化財に代表されるような、一般には余り知られていない歴史遺産の掘り起しを図るとともに、指定等文化財についても管理状況などの現状把握を進めます。
- 2 指定等文化財について、所有者が適切な保存・活用、継承を図れるよう支援するとともに、市所有の指定等文化財の保存・活用を計画的に進めます。
- 3 文化財の保存・活用に地域総がかりで取り組めるよう、幅広い世代の多様な主体が参画できる仕組づくりを進めます。また、講座の開催等により、地域における新たな担い手の確保・育成や、保存に必要な知識・技術の継承を図ります。

2 地域固有の文化財の理解促進

- 1 文化財の本質的な価値や魅力を、広く市民や来訪者に伝えるために、公開や普及啓発を行うほか、観光や教育など幅広い分野において、各文化財の特性に応じた適切な活用を図ります。

* 文化財保存活用支援団体：市と民間団体が連携しながら文化財の保存・活用に取り組むために、「文化財保護法」に基づき指定された民間団体や事業者等。

第4章

都市基盤・生活基盤

多くの人が集い行き交う、暮らしやすく魅力あふれるまち

- 4－1 拠点を中心とした持続可能なまちづくりの推進
- 4－2 安全で利便性の高い道路・交通ネットワークの構築
- 4－3 魅力ある都市景観の形成
- 4－4 良好な住環境づくり
- 4－5 上下水道事業の充実

施策４－１ 拠点を中心とした持続可能なまちづくりの推進

施策を取り巻く状況

- ① 本市を含む多くの都市において、人口減少等の影響により、市街地の人口密度の低下が見込まれており、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉、商業等のサービスの維持が難しくなるなど、生活を支える都市機能の低下が懸念されています。こうした中でも、将来的にも、市街地の人口密度を一定以上に維持し、持続可能な都市とするために、医療・福祉施設や商業施設等が鉄道駅周辺等にまとまって立地し、公共交通を活用してこれらの都市機能施設にアクセスできる「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりが求められています。
- ② 本市では、市街化区域縁辺部等の宅地化が進んだため、広義の市街地を指す人口集中地区（DID）の面積が平成 12（2000）年の 32.21 km²から令和 2（2020）年の 35.99 km²に拡大しており、人口集中地区（DID）の人口密度は緩やかに低下しています。
- ③ 少子高齢化や人口減少により地域の担い手が不足する中、まちの活力を維持していくためには、行政の取組だけではなく、市民や事業者の理解や協力、主体的な取組が必要です。今後は、住民が、自らの暮らす地域のまちづくりにこれまで以上に積極的に参画し、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりを進めていくことが重要となります。
- ④ 高齢者、障害のある人、外国人など多様な人材が社会で活躍できる環境整備が求められる中、誰もが暮らしやすい都市環境を整えることの重要性が高まっています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

生活利便性が高く、活力のある持続可能なまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
市街化区域の人口密度（人/ha）	83.8 (R2)	80.0	80.0	→

施策の方向性

1 拠点整備の推進

- 1 三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺については、県西部地域の中心都市にふさわしい拠点として、都市機能施設の集積や、交通結節点としての機能の充実により、様々なニーズに対応できる魅力的な都市空間の形成を図ります。
- 2 霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷の各駅周辺については、生活圏における地域の拠点として、地域特性に応じた都市機能の充実を図ります。

また、的場、笠幡、鶴ヶ島、西川越の各駅周辺については、地域の拠点を補完する生活の拠点として、地域コミュニティを育む環境づくりを推進します。

2 特色ある持続可能なまちづくりの推進

- 1 各地域の特性を生かした魅力あるまちを形成していくため、市民、事業者等とまちの将来像を共有し、協働によるまちづくりを推進します。
- 2 高齢者、障害のある人など誰もが安心して活動できるまちにするため、道路や駅、公園、建築物などについて、ユニバーサルデザイン*の考え方に基づく整備を推進します。

* ユニバーサルデザイン：年齢や障害などの有無にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

施策４－２ 安全で利便性の高い道路・交通ネットワークの構築

施策を取り巻く状況

- ① 少子高齢化の更なる進展、本格的な人口減少の到来、厳しい財政状況など、社会経済状況が大きく変化する中、都市計画道路等について、将来を見据えた整備を進める必要があります。
- ② 平成 24（2012）年に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故を契機として、道路や橋りょうの老朽化は、我が国における大きな課題となっています。
本市においても、令和 4（2022）年時点で、築 50 年を経過した橋りょうが全体の 22%を占めており、令和 14（2032）年には約 40%になると見込まれます。
- ③ 令和 6（2024）年度に実施した「第 15 回市民意識調査」において、地域の生活環境の満足度についての問いで、「まわりの道路の安全性」に満足しているとの回答は、全体の 39.4%と低い水準にとどまっています。また、観光客の増加などに対応した、中心市街地における歩行環境の改善や車両流入の抑制が必要です。
- ④ 高齢化の進展に伴う免許返納者の増加等により、公共交通等の移動手段の確保が求められる一方で、路線バスやタクシーの乗務員不足等により、路線の廃止や減便など利便性の低下が懸念されています。
- ⑤ 市内循環バス「川越シャトル」やデマンド型交通「かわまる」については、利用者の多くが高齢者や障害のある人であり、乗降場までの移動や安全で円滑な乗降に支援が必要な状況です。
- ⑥ 本市では多様な移動手段の確保などのためシェアサイクルを導入しており、令和 3（2021）年度に実施したアンケートでは、利用者の 91%が「満足」、「やや満足」と回答しています。また、利用者の過半数が「行動範囲が広がった」と回答しているほか、それぞれ約 1 割の人が「車の利用機会が減少」、「街への滞在時間増加」、「外出機会の増大」、「健康意識の向上」につながったと回答しています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もが安全で快適に移動できるまちにします。

【成果指標】

指標名		基準値 (R6)	目標値		目指す方向
			R12	R17	
都市計画道路の整備率（％）		49.1	49.8	51.5	↑
公共交通 利用者数 (人/年)	基幹的バス路線*	6,576,177	6,576,177 以上	6,576,177 以上	↑
	市内循環バス「川越シャトル」	401,632	401,632 以上	401,632 以上	
	デマンド型交通「かわまる」	14,923	14,923 以上	14,923 以上	

施策の方向性

1 道路交通環境の整備

- 1 市内の各拠点間の移動や、他都市との広域的な移動を円滑に行える道路交通ネットワークを形成するため、交通混雑の状況や社会経済状況等を踏まえ、国や県と連携しながら、都市計画道路や広域幹線道路等の整備を計画的に進めます。また、地域の日常生活を支える身近な生活道路の安全を確保するため、適切な整備を図ります。
- 2 安全で快適に利用できる道路環境を維持するため、計画的に点検を実施し、必要な補修などを行うことで、道路や橋りょうの適切な維持管理を図ります。
- 3 歩行者の安全安心な交通環境を確保するため、交通量の多い中心市街地において、歩行環境の改善や車両流入の抑制など、住民との合意形成を図りながら適切な交通対策を行います。

2 公共交通の利便性向上

- 1 ニーズに応じた移動手段の確保や公共交通の維持のため、交通事業者や関係団体等との連携を推進します。
- 2 鉄道や路線バスを補完する市内循環バス「川越シャトル」やデマンド型交通「かわまる」については、市民の生活利便性の向上を図るため、利用しやすい環境の整備を推進します。
- 3 多様な移動手段の確保や回遊性の向上等を図るため、事業者と連携しながら、自転車シェアリング事業を推進します。

* 基幹的バス路線：本市の主要なバス路線で、川越駅又は本川越駅を発着する運行頻度が片道 30 本/日以上路線。

施策４－３ 魅力ある都市景観の形成

施策を取り巻く状況

- ① 都市景観は、都市イメージを形成するとともに、そこに居住する市民が地域に対する愛着を育むための重要な要素となります。
- ② 一番街を中心とする約7.8haの範囲は、県内で唯一、重要伝統的建造物群保存地区*として国の選定を受けており、地区内だけでなく、その周辺にも多くの歴史的建造物が残っています。
- ③ 歴史的・文化的価値を有する建造物と、道路等公共空間の一体的な整備を進めたことで、歴史的風致*の維持・向上とにぎわいの創出、地域の魅力の向上が図られてきています。
- ④ 歴史的建造物の老朽化や所有者の高齢化に伴い、歴史的建造物の個人での活用や維持管理が所有者の大きな負担となっています。
- ⑤ 本市の自然的景観は、入間川、新河岸川、伊佐沼などの水辺、武蔵野の面影を残す雑木林、水田や畑地、公園などの多様な要素によって形成されていますが、都市化の進展等に伴い、このような緑地の減少が進んでいます。
- ⑥ 本市の中心商業地であるクレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区では、多様な都市機能が集積し、にぎわいが感じられる一方、様々な規模の建築物の混在や、多様な屋外広告物等の掲出など、町並みとしての統一感がない状況が見受けられます。

* 重要伝統的建造物群保存地区：伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、我が国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

* 歴史的風致：地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

本市固有の景観特性や歴史的風致を生かし、快適で魅力的な都市景観を形成するまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
景観重要建造物の指定件数（件）	62	67	72	↑
歴史的建造物を活用した公共施設*への来場者数（人/年）	445,000	489,500	534,000	↑

施策の方向性

1 歴史的景観の保全・形成

- 1 伝統的建造物群保存地区をはじめとする歴史的町並みは、道路等の町割と一体的に保存、整備することで、歴史的景観の保全を図ります。
- 2 景観形成上重要な建造物を景観重要建造物に指定し保存するとともに、新たな建築物においても、町並みと調和したものとなるよう支援の充実を図ることで、魅力ある歴史的景観の形成や回遊性の向上を図ります。

2 歴史的建造物の活用の推進

- 1 公の施設として運営している歴史的建造物を効果的に活用し、その魅力を発信することで、歴史的建造物の価値の再認識と活用促進に向けた気運の醸成を図ります。
- 2 未活用・低利用の状態となっている歴史的建造物について、所有者の負担を抑えながら、健全な保全と利活用を促進するための支援の充実を図ります。

3 自然的景観、市街地的景観の保全・形成

- 1 河川や沼からなる水辺景観、武蔵野の面影を残す樹林景観、人々の営みにより形成された田園景観などの自然的景観の保全・育成を図り、地域の重要な資源として発信します。
- 2 にぎわいと秩序のある市街地的景観を形成するため、屋外広告物の適正な表示・設置や、地域の状況に応じた建築物のデザインへの配慮、緑の創出などを促進します。

* 歴史的建造物を活用した施設：市が所有する歴史的建造物の旧山崎家別邸（国の重要文化財建造物）、旧鏡山酒造明治蔵・大正蔵・明治蔵（国の登録有形文化財建造物）、川越城本丸御殿及び家老詰所（県指定文化財建造物）、旧川越織物市場・旧栄養食配給所（市指定文化財建造物）、永島家住宅（市指定史跡）を対象としている。

4 協働による都市景観の形成

- 1 良好な都市景観の形成に向け、市民が景観への理解と関心を深められる機会の充実を図るなど、市民意識の高揚を図ります。また、市民団体や地域住民との協働による良好な都市景観の形成を通して、地域の活性化を図ります。

施策４－４ 良好な住環境づくり

施策を取り巻く状況

- ① 大規模地震等の際には、ライフラインの寸断や建物の倒壊などによる被害が懸念されます。また、集中豪雨等が頻発化する中、治水能力を超える大量の雨が降ることにより、浸水被害が生じることも懸念されます。
- ② 令和６（２０２４）年度に実施した「第１５回市民意識調査」では、公園・広場等の利用のしやすさについての問いで、「満足」と回答した人の割合は５７．８％となっています。また、公園の施設は老朽化が進んでおり、今後、維持管理費や更新費用の更なる増加が懸念されます。
- ③ 少子高齢化や人口減少等を背景として、空き家が増加し、適切な管理が行われていない空き家が、地域の防災や防犯、衛生、景観等の面で、住民の生活環境に悪影響を及ぼしており、大きな社会問題となっています。
- ④ 令和３（２０２１）年度に実施した「川越市空家等実態調査」によれば、空家等件数は１，６７８件、空き家率*は１．０％となっており、平成２８（２０１６）年度の前回調査より、空家等件数、空き家率ともに減少していますが、老朽化した管理不全な空家等の件数は増加しています。
- ⑤ 高齢化の進展やそれに伴う高齢者の単独世帯等の増加、社会経済情勢の変化等により、住宅確保に配慮を要する人の増加が見込まれます。

* 空き家率：空家等件数 ÷ （空家等件数 ＋ 世帯数）

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もが安全で快適に暮らし続けられる良好な生活環境が整ったまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
自然災害（浸水、地震、台風）からの安全性について満足している人の割合（％）	52.9	55.0	60.0	↑
公園・広場等の利用のしやすさについて満足している人の割合（％）	57.8	58.9	60.0	↑

施策の方向性

1 災害に強い都市基盤整備

- 1 災害時の被害を最小化するため、避難、救援等の基盤となる道路の整備、橋りょうや上下水道施設等の耐震化を進めます。また、住宅等建築物の所有者に対して必要な支援を行い、耐震化の促進を図ります。
- 2 治水機能を高め、集中豪雨等による被害を軽減するため、河川改修や雨水貯留施設等の整備を進めます。

2 集い憩える公園の充実

- 1 地域の憩いの場であるだけでなく、避難場所等としても活用できる街区公園等の身近な公園のほか、本市の歴史や文化、豊かな自然等に触れられる大規模公園の整備充実を計画的に進めます。また、既存の公園については、効率的で適切な管理によって、安全性の確保や魅力の創出を図ります。

3 空き家対策の推進

- 1 良好な生活環境を維持するため、空き家の所有者等への意識啓発や相談体制等の充実を図り、空き家の発生を予防します。また、所有者等への指導や支援等によって、適切な管理や市場流通等による利活用を促進し、管理不全な空き家の増加抑制を図ります。

4 居住安定確保の推進

- 1 高齢者や障害のある人、低所得者など、住宅確保に困難を抱える人が安心して生活できるよう、市営住宅の環境整備を図るほか、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう支援の充実を図ります。

施策４－５ 上下水道事業の充実

施策を取り巻く状況

- ① 安全で良質な水道水を供給するため、「水道法」に基づく水質基準項目及び、水源や浄水場内等での水質検査を実施しています。
- ② 本市の生活排水処理は、主に、公共下水道、農業集落排水処理施設*及び合併処理浄化槽により行われています。
- ③ 令和７（2025）年１月に八潮市で発生した大規模道路陥没事故を契機として、上下水道施設の老朽化等への対策の重要性が改めて認識されました。
本市においても、上下水道施設の老朽化は大きな課題であり、法定耐用年数を超えた水道管路延長の割合を示す管路経年化率は、令和６（2024）年度に 31.00%となっており、令和元（2019）年度の 24.71%から上昇しています。また、法定耐用年数を超えた污水管きょ延長の割合を示す管きょ老朽化率は、令和６（2024）年度に 18.16%となり、令和元（2019）年度の 8.67%から上昇しています。
- ④ 污水管きょの老朽化等により不明水*が増加しており、大雨時にはマンホールから水があふれ、トイレが使用不能になる等の被害も発生しています。
- ⑤ 水道事業の料金回収率*や、公共下水道事業及び農業集落排水事業の経費回収率*は、100%を下回る状況が続いています。

* 農業集落排水処理施設：農業用の水路や集落内の排水路の水質保全、自然環境の保全、農村の生活環境の改善を図るため、農村におけるし尿、生活排水を集めて処理する施設。

* 不明水：下水管へ浸入している雨水や地下水のこと。

* 料金回収率：給水に要した経費に対する料金収入の割合のこと。全て料金収入で賄えている場合は 100%以上となる。

* 経費回収率：汚水処理に要した経費に対する使用料収入の割合のこと。全て使用料収入で賄えている場合は 100%以上となる。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

将来にわたって、安定的な上下水道事業サービスを提供し続けるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
公共下水道事業の有収率*	71.0	80.0	80.0	↑
重要施設配水管耐震化率*	25.0	34.0	44.0	↑

施策の方向性

1 安全安心な水環境の提供

- 1 安全で良質な水道水を供給するため、引き続き適正な水質管理を図ります。
- 2 市民が生活する上で快適な環境を維持するため、生活排水処理を確実にを行い、公衆衛生の確保を図ります。また、下水道への負荷を軽減するため、宅地内雨水の有効利用等による流出抑制を促進します。

2 計画的な事業の推進

- 1 水道施設については、地図情報や AI 等を活用した点検・調査により漏水箇所の早期発見を図り、効率的な老朽管更新を推進します。
- 2 公共下水道施設については、老朽化等に起因する重大事故を防止するため、ドローン等を活用した点検・調査に基づく修繕・改築を推進します。また、事業計画区域内の污水管きよの整備や、不明水の削減に向けた効果的・効率的な対策を推進します。
- 3 病院や避難所等の災害時の重要施設に接続する管路等については、上下水道一体で耐震化を推進します。

3 安定経営の推進

- 1 将来にわたって、安定的な上下水道事業サービスを提供し続けるため、官民連携や広域連携等による経営基盤の強化や、料金水準の適正化を図ります。

* 公共下水道事業の有収率：処理した汚水量のうち、下水道使用料の徴収対象となった水量（有収水量）の割合のこと。有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水が少なく、効率的であるといえる。

* 重要施設配水管耐震化率：重要施設配水管（病院や避難所等の重要施設への配水管）のうち、耐震管の割合のこと。

第5章

産業・観光

にぎわいと活力を生み出し続けるまち

5－1 地域産業の活性化と商工業の振興

5－2 就労の支援と労働環境の改善

5－3 農業の振興

5－4 観光の振興

施策５－１ 地域産業の活性化と商工業の振興

施策を取り巻く状況

- ① 本市の市内総生産額は、平成 24（2012）年は 1 兆 673 億円、平成 29（2017）年は 1 兆 2,523 億円、令和 4（2022）年は 1 兆 3,532 億円と上昇傾向にあり、令和 4（2022）年はさいたま市、川口市に次いで県内第 3 位の規模となっています。また、農業における「農業産出額」は令和 5（2023）年に 66 億円で県内第 7 位、工業における「製造品出荷額等」は令和 2（2020）年に 8,303 億円で県内第 3 位、商業における「小売業年間商品販売額」は令和 2（2020）年に 3,291 億円で県内第 5 位となっており、それぞれ県内上位の規模を維持しています。

一方で、今後は更なる少子高齢化の進展と本格的な人口減少の到来が見込まれ、労働力不足の深刻化や市場規模の縮小、産業競争力の低下などが懸念されています。

- ② 本市で事業を営む中小企業は、市内事業所の約 98%、従業員数の約 74%を占めるなど、地域経済を支える中心的な役割を担っています。中小企業は大企業と比べて経営資源が限られており、近年では、人材確保や後継者不足が課題となっています。

- ③ 大規模小売店舗の展開や EC サイトの普及に伴い、消費者の購買行動が変化しており、郊外を中心に、商店街の空き店舗の増加や活力低下につながるものが懸念されています。

- ④ 市内には複数の工業団地等が立地しています。また、本市は巨大マーケットである首都圏に位置しており、関越自動車道（関越道）や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）からのアクセスも良いという利点があるほか、複数の大学があり企業の人材確保にも貢献できるなど、企業立地に適した環境が整っています。一方で、まとまった規模の産業用地を新たに確保することが難しく、老朽化を理由とした建替えや、生産設備等の拡張を計画する市内企業が市外に流出してしまうことも危惧されます。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

本市の強みや特性を生かし、将来にわたって地域経済の好循環を生み出し続けるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
市内総生産額（億円）	13,532 (R4 年)	15,800	17,500	↑
企業立地支援事業所*〔累計〕（事業所）	10	20	30	↑
創業件数*（件）	52	60	70	↑

施策の方向性

1 中小企業支援の推進

- 1 中小企業の経営基盤を強化するため、経営相談や制度融資などの各種支援を行うとともに、生産性向上に向けた DX 化等への支援の充実を図ります。
- 2 付加価値の高い新たなサービスや製品の開発、販路拡大などを促進するため、異業種間の交流や連携を促す基盤づくりを進めるとともに、商工会議所、金融機関、大学など様々な関係機関との連携強化を図ります。
- 3 企業の魅力や強みを効果的に発信するなど、企業の人材確保を支援します。また、後継者不在の企業等から事業承継を行う場合に、資金調達のための融資を行うなど、円滑な事業承継を支援します。

2 商店街活性化の推進

- 1 商業の活性化を図るため、商店街の安全安心な環境整備や、時代のニーズに対応した魅力創出を支援するなど、持続可能な商店街のにぎわいづくりを推進します。

3 企業誘致、創業の推進

- 1 本市の経済に更なる好循環をもたらすため、民間開発の誘導による産業用地の創出や、企業立地支援策の充実、積極的な情報発信等によって、市内経済への波及効果の高い企業の誘致を進めます。
- 2 地域経済の新たな活力を創出するため、関係機関と連携し、創業希望者のニーズや成長のステージに応じた創業支援の充実を図ります。

* 企業立地支援事業所：本市の企業立地支援である川越市企業立地奨励金制度の認定を受けた事業所。

* 創業件数：本市が策定した「創業支援等事業計画」に基づく創業支援を受けて創業した件数。

施策５－２ 就労の支援と労働環境の改善

施策を取り巻く状況

- ① 「国勢調査」によると、本市の完全失業率は、令和２（2020）年に 3.89%となっており、改善傾向にあります。就業率は、若年者（20～34 歳）、女性（30～39 歳）、高齢者（65 歳以上）ともに上昇傾向にあります。
- ② 今後、少子高齢化により、全国的に労働力人口の減少が懸念されており、女性や高齢者、障害のある人、外国人など多様な人材が活躍できる環境づくりが求められています。こうした中で、労働生産性を高めるとともに、働く人の事情に応じて多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」が進められています。
- ③ 令和３（2021）年度に実施した「川越市労働基本調査」によると、「障害のある人を正規従業員として雇用している」と回答した事業所は 12.1%、「外国人を雇用している」と回答した事業所は 10.9%となっています。高齢者雇用については、「希望者全員が 70 歳まで働ける」と回答した事業所が 48.7%、「60 歳以上の新規雇用を行っている」と回答した事業所が 35.5%となっています。
- ④ 同調査によると、直近３年間で市内在住者を正規従業員として「雇用している」と回答した事業所は 65.6%となっています。

職場と住居の距離が近い「職住近接」は、通勤時間が短縮される分、家族や友人と過ごす時間や自分の時間を多く持てること、災害時に帰宅困難となりにくい安心感があることなど、多くの利点があります。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もがいきいきと働き、活躍できるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
川越しごと支援センター*での紹介が就職につながった割合[就職件数/紹介件数] (%)	17.9	18.4	18.9	↑
キャリア&ライフサポーター共同宣言企業*数[累計] (事業所)	45	50	60	↑

施策の方向性

1 ニーズに応じた就労支援の推進

- 1 女性や高齢者、障害のある人、外国人などを含め、働く意欲を持つあらゆる人が就労できるよう、セミナーや相談会の開催など、ニーズに応じた就労支援の充実を図ります。
- 2 就労機会の拡大や産業人材の育成を図るため、大学等の関係機関と連携し、就労に必要な知識や技能の習得・向上を支援します。
- 3 地元で働くことを希望する市民のニーズに対応するとともに、市内企業の人材確保にもつなげられるよう、市内企業に関する情報発信など、職住近接につながる支援の充実を図ります。

2 多様な人材が活躍できる労働環境づくりの推進

- 1 誰もがいきいきと働けるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様で柔軟な働き方を支援するなど、働きやすい労働環境づくりを推進します。

* 川越しごと支援センター：川越市とハローワーク川越が共同で運営する施設で、仕事を探している人に、様々な就職支援を行う。

* キャリア&ライフサポーター共同宣言企業：働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組み、従業員のキャリア（仕事）とライフ（人生）の充実を応援することを宣言した企業等。

施策５－３ 農業の振興

施策を取り巻く状況

- ① 本市の農業は、大消費地である東京圏に位置するという立地面での優位性を有し、米、野菜、果実、花き、畜産物等の多様な農産物が生産されており、令和５（２０２３）年の「農業産出額」は県内で７番目に位置しています。また、本市の農産物は、直売所等を通じて多くの市民にも提供されています。
- ② 本市の経営耕地面積については、令和２（２０２０）年は１,９７６ha で、平成 ２７（２０１５）年の ２,４４９ha と比べて減少しています。１経営体当たりの経営耕地面積は年々増加しており、３ha 以上の経営耕地面積で営農する大規模な農業経営体も増加傾向ですが、１ha 未満の経営体が半数近くを占めています。また、農産物販売額については、１億円以上の経営体がある一方で、約６割の経営体が１００万円に満たない状況となっています。
- ③ 令和２（２０２０）年２月１日現在の年齢階層別の基幹的農業従事者*は１,７４３人で、平成 ２７（２０１５）年の ２,６７５人と比べて減少しています。また、７０歳以上の基幹的農業従事者は ７８８人（４５.２％）と全体の半数近くを占め、高齢化が顕著となっています。本市が令和４（２０２２）年度に農業者に実施したアンケート調査では、「現在、農業の後継者がいるか」との問いに対して「いない」と回答した人の割合が ５０.２％にのぼっています。
- ④ 農地は食料を供給するだけでなく、水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を有しており、農業者だけではなく、広く市民全体が利益を享受しているとともに、本市の魅力の一つともなっています。また、このような多面的機能が将来にわたって発揮され続けるために、農業生産の環境負荷を低減させることも重要な視点となっています。

* 基幹的農業従事者：１５歳以上の世帯員のうち、仕事として主に自営農業に従事している者。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

持続可能な農業が営まれるとともに、多くの人が農業にふれあえるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
市内農産物直売所販売額（億円）	8.7	10.5	11.0	↑
農業を身近に感じる人の割合（％）	63.8	72.0	75.0	↑

施策の方向性

1 多様な担い手の育成・確保の推進

- 1 意欲ある担い手を育成・確保するため、中核的な担い手である認定農業者や農業後継者、新規就農者等への必要な支援の充実を図ります。また、関係機関と連携し、農業法人の設立や企業の農業参入を支援します。
- 2 農業経営の安定化・効率化を図るため、各種経営支援を行うほか、AI、IoT、ロボット技術など先端技術を活用したスマート農業の導入支援を推進します。

2 農地の保全と有効活用

- 1 将来にわたる農業生産の継続に向け、長期的に農業振興を図るべき地域における農地の保全と有効活用を図ります。
- 2 営農環境の維持・向上のため、農業用水路等の老朽化した農業基盤の長寿命化や更新を促進します。また、農業生産性の向上に向けて、ほ場整備や地域での協議等を進め、農地の集積・集約を図ります。
- 3 農地の有する多面的機能を維持・発揮できるよう、農地や水路などを地域ぐるみで保全・管理する活動を支援します。また、関係機関と連携し遊休農地の発生防止、解消を図ります。

3 地産地消の推進と環境負荷低減による生産

- 1 市民が新鮮で安心な農産物を入手できるよう、直売所や庭先販売を支援するとともに、市内飲食店等と連携して川越産農産物の利用促進を図るなど地産地消を推進します。
- 2 川越産農産物の販売額増加のため、情報発信やイベント等を通じて川越産農産物の知名度向上を図ります。
- 3 農業生産活動における環境負荷の低減を図るため、落ち葉堆肥農法等の伝統的手法による生産や、農薬、化学肥料の使用量を低減した生産を支援します。

4 農業とのふれあいの推進

- 1 より多くの市民が農のある生活を楽しめるよう、農業に関する情報発信を行うとともに、市民農園や、多種多様な農業体験ができる場の充実を図ります。また、本市の自然や農業の魅力を体感できるグリーンツーリズム*を推進します。

* グリーンツーリズム：緑豊かな農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

施策 5－4 観光の振興

施策を取り巻く状況

- ① 本市には、城下町として発展してきた中で建造された、時の鐘、川越城本丸御殿などの貴重な建造物や、国の重要伝統的建造物群保存地区*に選定されている蔵造りの町並み、ユネスコ無形文化遺産に登録されている川越氷川祭の山車行事（川越まつり）などの伝統行事といった多彩な観光資源があります。鉄道や高速自動車道等による交通アクセスにも優れ、近年では外国人観光客も多く訪れる首都圏有数の観光地となっています。
- ② 入込観光客数は、令和元（2019）年の約 776 万人をピークに、その後、新型コロナウイルス感染症の影響で半減しましたが、令和 6（2024）年には約 735 万人にまで回復しています。特に外国人観光客が約 70 万人となり、コロナ禍前の令和元（2019）年の約 31 万人と比べても大幅に増加しています。
- ③ 観光客の旅行形態は「日帰り」が 9 割以上、滞在時間は「4 時間未満」が約 7 割を占めています。また、流入は 10 時から 11 時台、流出は 15 時から 16 時台が多く、一般的に消費額が高いとされる夕食の時間帯（19 時頃）には多くの観光客が流出している状況にあります。
- ④ 一般社団法人 DMO 川越が、令和 5（2023）年 1 月から 12 月に本市を訪れた観光客に対して実施したアンケート調査によると、観光の目的では「町並み散策」が 33.7%で最も多く、立ち寄り観光地点では「蔵造りの町並み」、「時の鐘」、「菓子屋横丁」が突出して多くなっています。このように、一番街周辺に多くの観光客が集中し混雑することで、交通渋滞やマナー違反等による市民生活への影響が懸念されています。
- ⑤ 令和 6（2024）年度に実施した「第 15 回市民意識調査」によれば、本市の観光について「満足」又は「やや満足」と回答した人の割合は 47.6%、「不満」又は「やや不満」と回答した人の割合は 12.8%となっています。

* 重要伝統的建造物群保存地区：伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、我が国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

多彩な観光・地域資源を生かし、国内外の観光客を魅了し、市民が誇れるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
平均観光消費額（円/人）	7,698	9,800	12,500	↑
市民の観光に対する満足度（％）	47.6	57.6	62.6	↑

施策の方向性

1 新たな観光資源の開発

- 1 本市が有する文化財や歴史的建造物、伝統行事、自然環境などの豊富な観光資源の有効活用を図るとともに、本市の新たな魅力となり得る資源を発掘して磨き上げることで、更なる魅力の向上と国内外からの誘客促進を図ります。
- 2 市内各所の魅力的な観光資源を組み合わせることで観光客の回遊を促すことで、滞在時間の延伸を図ります。また、早朝や夜の時間帯における魅力を創出することにより、市内での宿泊機会の創出を図ります。

2 安心して楽しめる観光環境の整備

- 1 誰もが安心して観光を楽しめるよう、歩車道の分離や、バリアフリー化などの環境整備、外国人観光客のニーズに対応した多言語対応など、受入環境の充実を図ります。
- 2 観光客の受入れと市民生活の質の確保を両立するため、観光マナー対策や観光エリアの分散化、交通渋滞対策など、総合的なオーバーツーリズム対策を講じ、持続可能な観光の推進を図ります。

3 協働による観光づくりの推進

- 1 市民が楽しみながら本市の魅力を発見できるよう、祭りやイベント等への参加や観光客との交流を促進します。
- 2 地域全体の活性化につなげるため、他自治体や観光関係者等とのネットワークを構築し、地域の特性を生かした広域観光を推進します。

第6章

環境

環境にやさしく、人と自然が調和するまち

- 6－1 環境活動の推進
- 6－2 地球温暖化対策の推進
- 6－3 循環型社会の構築
- 6－4 自然共生の推進
- 6－5 生活環境の保全

施策 6－1 環境活動の推進

施策を取り巻く状況

- ① 地球環境は、気候変動、生物多様性の損失、汚染など多くの危機に直面しています。こうした環境問題は、私たち人間の活動が主な原因となっていることから、市、市民、事業者、民間団体など、社会を構成する誰もが自分事として捉え、取り組んでいく必要があります。
- ② 令和 6（2024）年度に実施した「川越市の環境に関するアンケート調査」によれば、環境問題への関心度に関する問いで、「関心がある」又は「まあ関心がある」と回答した人の割合は、合わせて 77.1%となっており、環境問題への関心の高さがうかがえます。
- ③ 同調査によれば、「環境に負荷をかけないように、どのようなことを実践しているか」との問いに対して、ごみの分別や節水・節電といった取組は、「取り組んでいる」と回答した人の割合が、いずれも 8 割を超えており、多くの市民に浸透していることがうかがえます。一方で、環境に関するイベントやボランティアへの参加、自然とのふれあい、再生可能エネルギーの導入などに関する取組などは、「取り組んでいる」と回答した人の割合が相対的に低く、十分に浸透しているとはいえない状況です。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もが環境保全の意識を持ち、環境に配慮した行動を実践できるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
環境問題に関心がある市民の割合（％）	77.1	78.5	80.0	↑

施策の方向性

1 環境意識の向上

- 1 市民一人ひとりが環境保全の意義を理解し、環境に配慮した行動を自発的に行えるようにするため、こどもから高齢者まで誰もが参加できる講座や体験型学習など、環境に関する学習機会の充実を図ります。

2 協働による環境活動の推進

- 1 地域における環境活動の輪を更に広げることができるよう、担い手の育成などにより、地域における活動を支援するとともに、情報発信や交流機会の提供等により、幅広い市民、事業者、民間団体等の環境活動への参加を促進します。

施策 6－2 地球温暖化対策の推進

施策を取り巻く状況

- ① 地球温暖化に起因する気候変動の影響により、国内外で深刻な自然災害が多発しています。このまま地球温暖化が進めば、地球環境に取り返しのつかない影響を及ぼしかねないとして、平成 30（2018）年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「1.5℃特別報告書」では、「産業革命前からの平均気温上昇を 1.5℃に抑えるためには、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることが必要」とされています。こうした中で、国は、令和 32（2050）年までに脱炭素*社会を実現することを宣言し、令和 12（2030）年度までに温室効果ガスの排出量*を、平成 25（2013）年度比で 46%削減することを表明しています。
- ② 本市では、令和 3（2021）年度に「小江戸かわごえ 脱炭素宣言」を表明し、令和 32（2050）年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して、市、市民、事業者、民間団体が一体となって地球温暖化対策に取り組むことを宣言しています。
- ③ 本市の令和 3（2021）年度における温室効果ガスの総排出量は、平成 25（2013）年度の排出量 2,082 千 t-CO₂*から 24.6%減少しています。
- ④ 令和 3（2021）年度における主体別の二酸化炭素排出量は、事業活動に起因するものが 67.0%、家庭生活に起因するものが 33.0%となっています。また、部門別では、産業部門が最も多く 25.6%、次いで運輸部門が 24.7%となっています。
- ⑤ 令和 6（2024）年度に実施した「第 15 回市民意識調査」によれば、地球温暖化対策についての問いで、「地球温暖化対策は必要であり、自分でできることに取り組んでいる」と回答した人の割合は 43.3%である一方で、「地球温暖化対策は必要だが、何をしたら良いかわからない」と回答した人の割合は 46.0%となっています。

* 脱炭素：地球温暖化を食い止めるために、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすること。

* 温室効果ガス：大気中に存在する気体で、太陽から降り注ぐ光を通過させる一方で、地表から生じる熱を吸収し、大気を温める性質を持つもの。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン等があり、その内訳は、二酸化炭素の割合が大半を占めている。

* 千 t-CO₂：温室効果ガスの排出量を表す単位。温室効果ガスの量を二酸化炭素に換算した場合の量を表す。

施策の目標と成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もが脱炭素社会の実現に向けて取り組むまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
市域における温室効果ガスの排出量 (千 t-CO ₂)	1,570 (R3)	1,119	833	↓
地球温暖化対策に取り組んでいる市民の 割合 (%)	43.3	55.0	65.0	↑

施策の方向性

1 省エネルギーの推進

- 1 市民や事業者の省エネ行動を促進するため、省エネへの理解と関心を高める意識啓発を図るとともに、ZEH・ZEB*等の省エネ住宅・建築物、省エネ家電などの普及促進を図ります。

2 再生可能エネルギーの普及促進

- 1 太陽光発電設備等の導入を促進するなど、地球環境への負荷の少ない再生可能エネルギーの活用促進を図ります。

3 脱炭素に資するまちづくりの推進

- 1 移動に伴う環境負荷を軽減するため、公共交通の利便性向上などにより、自家用車から公共交通への転換を促進するとともに、環境性能に優れた自動車の普及促進や自転車シェアリングの推進を図ります。
- 2 二酸化炭素の吸収源である緑地を保全するとともに、グリーンインフラ*の普及を図るなど様々な手法により緑化を推進します。

* ZEH・ZEB：Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）及びNet Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。大幅な省エネルギーを実現した上で再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅・建築物のこと。

* グリーンインフラ：自然が持つ様々な機能を、インフラ整備に活用する取組のこと。

施策 6－3 循環型社会の構築

施策を取り巻く状況

- ① 現在、地球環境は、気候変動や海洋汚染、資源の枯渇などの問題を抱えています。このようなかで、大量生産・大量消費・大量廃棄のリニアエコノミー（線型経済）から資源を循環させながら活用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を進め、循環型社会を実現することが求められています。
- ② 本市の一人1日当たりのごみ排出量は減少傾向で推移しており、直近の令和5（2023）年度は777gで、国（851g）及び県（790g）よりも少なくなっています。また、リサイクル率はほぼ横ばいで推移しており、令和5（2023）年度は21.9%で、国（19.5%）を上回っていますが、県（24.3%）よりもやや低くなっています。
- ③ 家庭ごみの収集については、高齢化によりごみの搬出が困難な人が増加し、戸別収集（ふれあい収集）の利用者が増加しています。
- ④ 本市における一般廃棄物の中間処理は、昭和61（1986）年度に稼働した東清掃センターと平成22（2010）年度に稼働した資源化センターによって行っています。
- ⑤ 一般廃棄物の最終処分場である小畔の里クリーンセンターの残容積率は、令和6（2024）年度末現在で9.4%となっています。
- ⑥ 近年、大規模な産業廃棄物の不法投棄は減少傾向にありますが、小規模な建設系廃棄物や家庭ごみの不法投棄は依然として発生しており、人目につきにくい場所や時間帯が狙われています。発見が遅れてそのまま放置されれば、周辺的生活環境を脅かすおそれもあります。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もが循環型社会の構築に向けて取り組むまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
一人1日当たりのごみ排出量（g）	777 (R5)	750	730	↓
リサイクル率（%）	21.9 (R5)	30.0	35.0	↑

施策の方向性

1 ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

- 1 ごみの減量や再生利用（リサイクル）に関するイベント、講座の開催などにより、循環型社会の実現に向けた市民意識の向上を図ります。
- 2 マイボトル、マイバッグの使用促進、フードドライブ*の実施などによるごみの発生抑制や、不用となったものの再使用の促進によって、ごみの減量を図ります。また、ペットボトル、びん、かん、古紙等の資源物の分別を徹底することによって、再生利用の推進を図ります。

2 一般廃棄物の適正処理

- 1 ごみの減量や分別の徹底、排出量に応じた公平な費用負担、高齢化の進展などを踏まえ、家庭ごみの収集事業全体の適正化を図ります。
- 2 安全で安定した廃棄物処理を行うため、廃棄物処理施設の適正管理を図るとともに、計画的な改修や更新を行います。また、焼却残渣等の資源化や外部最終処分場の活用により、小畔の里クリーンセンターの延命化を図ります。
- 3 清潔で暮らしやすい生活環境を守るため、市民や関係機関と連携して不法投棄の未然防止、早期発見、早期対応を図ります。

3 産業廃棄物の適正処理

- 1 産業廃棄物の減量や再生利用を推進するため、事業者に対して廃棄物の排出抑制や再資源化等の普及啓発を図ります。また、事業者への立入検査等を実施し、産業廃棄物の適正処理を促進します。

* フードドライブ：家庭で余っている食品を回収し、食べ物を必要としている生活困窮世帯や社会・児童福祉施設、生活困窮者を支援する団体等へ寄付する活動。

施策 6－4 自然共生の推進

施策を取り巻く状況

- ① 令和 6（2024）年 3 月現在、本市における緑の現況面積は、5,464.7ha で市域面積の 50.1% を占めています。その内訳は、「農地・牧草地」が 3,722.4ha で最も多く、次いで「水辺・水面」、「山林・原野」等となっています。
- ② 平成 26（2014）年から令和 6（2024）年までの緑の変化をみると、全体では 200.2ha が減少しています。特に「農地・牧草地」の減少が著しく、172.5ha が減少しています。一方で都市公園の整備等により、6.8ha が創出されています。
- ③ 「かわごえ生き物調査」の結果、平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までの 5 年間で、計 1,584 種の動植物が報告されています。また、「埼玉県レッドデータブック*」に掲載されている動植物の中では、カワセミやニホンカナヘビが多く報告されています。このほか、平地林ではオオタカやキンラン、伊佐沼ではクロツラヘラサギやキタミソウ、河川ではミナミメダカといった希少な生き物が報告されています。
- ④ 同調査の結果、平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までの 5 年間で、計 76 種の外来種が報告されています。また、生態系等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある特定外来生物に指定されているアライグマやオオフサモなどが報告されています。さらに、令和 6（2024）年度には、特定外来生物に指定されているクビアカツヤカミキリの被害が市内で初めて確認され、被害の拡大が懸念されます。
- ⑤ 現代は「第 6 の大量絶滅時代」ともいわれ、今回の大絶滅は過去 5 回発生した大絶滅より種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動による影響と考えられています。こうした中、国は、令和 5（2023）年に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、令和 12（2030）年までに自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることで自然と共生する社会の実現を目指としています。
- ⑥ 令和 6（2024）年度に実施した「川越市の環境に関するアンケート調査」によれば、生物多様性の認知度に関する問いで、「名前も内容も知っている」又は「名前は聞いたことがある」と回答した人の割合は、合わせて 59.6%にとどまっており、市民の関心が高いとはいえない状況です。

* 埼玉県レッドデータブック：県内で絶滅のおそれがある動植物をリストアップし、その現状をまとめたもの。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

緑や生物多様性を守り育むまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
法令等の指定を受けた緑地面積（ha）	3,099.2	3,000.0	3,000.0	→
生物多様性の認知度（％）	59.6	67.3	75.0	↑

施策の方向性

1 緑の保全及び緑化の推進

- 1 保全区域の指定や関係機関との連携等を通じて、入間川、新河岸川、伊佐沼等の水辺や、武蔵野の面影を残す雑木林といった豊かな自然環境の保全を図ります。
- 2 潤いのある生活環境の形成やグリーンインフラ*の機能の活用のため、多様な手法による公共施設の緑化を進めるとともに、事業所、一般家庭等の緑化を支援し、市内の緑を増やす取組を進めます。

2 生物多様性の保全・再生

- 1 生物多様性の保全・再生に向けて市民の関心を高めるため、積極的な情報発信やイベントの開催、市民参加による動植物調査の実施など、生物多様性に関する啓発活動の充実を図ります。
- 2 生態系の健全性の回復を図るため、希少な野生動植物の保護や特定外来生物の防除などに継続的に取り組みます。

* グリーンインフラ：自然が持つ様々な機能を、インフラ整備に活用する取組のこと。

施策 6－5 生活環境の保全

施策を取り巻く状況

- ① 大気汚染の状況を把握するため、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント*、二酸化窒素及び微小粒子状物質（PM2.5）について常時監視を行っており、光化学オキシダントを除き、環境基準を達成しています。
- ② 河川の水質汚濁の指標である BOD*は、環境基準をおおむね達成していますが、一部地点において達成できていない年があります。
- ③ 公害による苦情は、騒音に関する苦情が最も多く、次いで悪臭に関する苦情が多くなっています。
- ④ 私たちの身の周りでは、化学物質が様々な用途で使用されており、国内で流通しているものは数万種類といわれています。化学物質は、その製造、使用、廃棄に至る過程で、大気、水、土壌といった環境媒体を経由して人の健康や生態系に悪影響を与えることが懸念されています。

* 光化学オキシダント：自動車の排気ガスや工場の煙等に含まれる窒素酸化物や炭化水素が、紫外線により光化学反応を起こして発生するオゾン等の酸化力の強い物質の総称であり、光化学スモッグの原因となる。

* BOD：Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量のこと。河川の有機汚濁を測る指標。水中の有機物等の量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもの。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

安全安心な生活環境のもとで快適に暮らせるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
大気汚染に係る環境基準達成状況（％）	82.3	100	100	↑
水質汚濁に係る環境基準達成状況（％）	88.9	100	100	↑

施策の方向性

1 大気・水・土壌環境対策の推進

- 1 大気汚染を防止するため、汚染状況の継続監視や、ばい煙等の発生源への指導及び啓発を行います。また、環境基準が非達成である光化学オキシダントについては、国や県と情報共有し、広域的な排出抑制を図ります。
- 2 河川や土壌、地下水の汚染を防止するため、汚染状況の継続監視や、汚水等の発生源への指導及び啓発を行います。また、生活排水対策として、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を支援するとともに、浄化槽の維持管理に関する指導及び啓発を行います。

2 騒音・振動・悪臭対策の推進

- 1 騒音、振動、悪臭による生活環境保全上の支障が生じないよう、発生源への指導及び啓発を行うとともに、主要道路の自動車騒音の継続監視を行います。

3 化学物質等による環境リスク対策の推進

- 1 化学物質による環境保全上の支障が生じないよう、排出量等を把握し公表するとともに、化学物質を取り扱う事業者の管理の改善を促進します。
- 2 市民の健康や安全安心な生活環境を確保するため、新たな環境汚染物質に対しても、適切な対応を講じます。

第7章

地域社会・安全安心

地域でつながり支え合える、安全安心なまち

- 7－1 平和と人権の尊重
- 7－2 互いに支え合う地域コミュニティづくり
- 7－3 安全安心な生活環境づくり
- 7－4 防災・危機管理体制の整備
- 7－5 消防・救急体制の充実

施策 7-1 平和と人権の尊重

施策を取り巻く状況

- ① 世界では、今もなお絶えることのない争いにより、多くの尊い命が犠牲になっており、私達も国際社会の一員としての自覚を持ち、恒久平和の実現に向けて努力することが求められています。

一方、令和 7（2025）年に戦後 80 年が経過し、戦争・被爆体験者の高齢化等により、その体験を直接聞くことが難しくなる中、次世代への継承が課題となっています。

- ② 私たちの周りには、年齢、性別、障害の有無、性自認や性的指向、国籍等をめぐる課題や同和問題など、解決すべき様々な人権問題があります。また、近年ではインターネット上の誹謗中傷等による人権侵害が深刻化しており、それらに適切に対処するための法整備が行われています。

令和 6（2024）年度に実施した「第 15 回市民意識調査」によれば、関心のある人権問題について、「インターネットによる人権侵害」（47.5％）と回答した人の割合が最も高く、次いで「こどもに係る人権問題」（37.4％）、「女性に係る人権問題」（33.6％）、「障害のある人に係る人権問題」（33.2％）などとなっています。

- ③ 令和 5（2023）年度に実施した「川越市男女共同参画に関する意識調査」によると、「男性は仕事、女性は家庭」や「男性が会長で、女性が補佐役」のような、性別によって役割を固定する考え方に否定的な人は 69.3％で、平成 30（2018）年度の前回調査から 11.1 ポイント増加しています。

一方、同調査によれば、男性優位と感じる分野として、「政治の場」と回答した人の割合が 86.0％で最も高く、次いで「全体として、現在の日本」が 83.2％、「社会通念や風潮」が 75.7％などとなっており、依然として男女間の不平等が多く存在しているといえる状況です。

- ④ 本市における配偶者等からの暴力（DV）の相談件数は、令和元（2019）年度の 211 件に対し、令和 6（2024）年度には 288 件と約 1.4 倍となっており、その大多数を女性からの相談が占めています。

DV 相談を含む女性相談件数は、令和 4（2022）年度に年間 600 件を超えて以降、高い水準で推移しており、相談内容は多様化・複雑化しています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もが平和を尊び、互いに尊重し合えるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
広島・長崎の平和式典への市民派遣事業の累計参加者数（人）	399	531	641	↑
基本的人権に関わる問題に関心がないと回答した人の割合（％）	10.0	8.5	7.0	↓
性別による固定的な役割分担に否定的な人の割合（％）	69.3 (R5 年)	75.0	85.0	↑

施策の方向性

1 平和意識の高揚

- 1 戦争の記憶を風化させることなく、平和の尊さを広く市民や後世の人々に伝えていくため、市民一人ひとりの平和意識の高揚を図るとともに、次代を担うこどもたちの平和を愛する心を育む機会の充実を図ります。

2 人権・多様性の尊重

- 1 誰もが自分らしく暮らせるよう、人権尊重の理念の浸透や、人権問題についての正しい理解の促進を図り、年齢、性別、障害の有無、国籍等をめぐる課題や同和問題など、あらゆる人権問題の解決につなげます。

3 男女共同参画の意識・環境づくり

- 1 全ての人々が個性と能力を十分に発揮してあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現を目指し、職場や家庭、学校、地域等における意識啓発を通じて、職業生活における男女間格差や、育児・介護等のケア労働負担の偏りなど、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しを促進します。
- 2 DV・性暴力等を防止するため、意識啓発や相談窓口の周知に取り組みます。また、困難な問題を抱える女性*や DV・性暴力等の被害者が自立できるよう、相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携し、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援を実施します。

* 困難な問題を抱える女性：性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

施策 7-2 互いに支え合う地域コミュニティづくり

施策を取り巻く状況

- ① ライフスタイルの変化や価値観の多様化などを背景として、全国的に地域のつながりの希薄化が進んでいます。これにより、地域コミュニティにおいて、子育てや高齢者の見守り、防災、防犯などに関する機能の低下が懸念されています。
- ② 地域のつながりの希薄化を背景に、本市の自治会加入率は年々減少しており、令和元(2019)年度の 74.0%に対し、令和 6（2024）年度は 67.7%となっています。
- ③ 令和 6（2024）年度に実施した「第 15 回市民意識調査」によると、「市民活動に参加したいか」との問いに対して、「現在、参加している」又は「今は参加していないが、今後機会があれば参加したい」と回答した市民活動に参加意欲がある市民の割合は 33.6%となっています。
- ④ 本市の外国籍市民は、令和 7（2025）年 1 月 1 日現在、11,322 人となっており、平成 25（2013）年以降、コロナ禍を除いて増加を続けています。
- ⑤ 令和 6（2024）年度に実施した「川越市多文化共生に関する市民意識調査」において、川越市が「住みにくい」と回答した外国籍市民の割合は全体の 7.3%で、その理由としては「近くに住む人たちとの付き合いがない」が 40.9%で最も多く、次いで「交通のアクセスが悪い」が 36.4%、「困りごとを相談できるところが少ない」が 27.3%となっています。
一方で、同調査において、日本人市民に対して、外国籍市民に望むことを質問したところ、「生活ルールやマナーを守ってほしい」と回答した人の割合が 84.7%で最も高く、次いで「日本の文化や習慣を理解してほしい」が 74.1%、「日本語を覚えてほしい」が 39.1%となっています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もが地域で交流やつながりを持ち、支え合えるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
自治会加入率（％）	67.7	67.7	67.7	→
市民活動に参加意欲がある市民の割合（％）	33.6	37.0	40.0	↑
地域で外国籍市民との交流や付き合いがある市民の割合（％）	7.3	10.0	12.0	↑

施策の方向性

1 交流によるコミュニティ意識の形成

- 1 地域において、住民同士が顔の見える関係を築けるよう、新たに地域に移り住んだ人や事業者など、地域の様々な人々が世代を問わず幅広く交流できる環境づくりに取り組みます。

2 地域活動の活性化

- 1 地域において持続的に支え合いの活動が行われるよう、自治会や地域会議*、NP0等の活動を支援します。また、より多くの人が地域の活動に参加できるよう、地域活動に関する情報発信等の充実を図ります。
- 2 地域で活動する様々な団体等が協力して地域づくりを進められるよう、市民センター等の活動環境の整備充実を図ります。

3 多文化共生の推進

- 1 外国籍市民を含め、誰もが地域の一員として交流やつながりを持ち、支え合えるよう、様々な文化や習慣等に関する相互理解を深める機会の充実を図ります。
- 2 外国籍市民にも暮らしやすいまちにするため、「言葉の壁」解消に向けて取り組むほか、本市で生活するのに必要な知識を分かりやすく提供するなど、コミュニケーションや生活面における支援の充実を図ります。

* 地域会議：地域の中で活動する各種団体等が主体となり、地域が抱える様々な課題について話し合い、課題の解決に向けた取組や将来の方向性について協議する場として設置するもの。

施策 7-3 安全安心な生活環境づくり

施策を取り巻く状況

- ① 市内の刑法犯認知件数は、ピークであった平成 16（2004）年の 9,519 件に比べて 3 分の 1 以下に減少しており、令和 6（2024）年は 2,498 件となっています。平成 16（2004）年以降一貫して減少傾向にありましたが、令和 4（2022）年以降増加に転じ、令和 6（2024）年は前年比で 110 件の増加となっています。また、犯罪の種類では、自転車窃盗などの生活に身近なところで起こる犯罪が多くなっています。
- ② 近年は、高齢者を狙った特殊詐欺のほか、SNS 等を通じて高額の報酬を示唆し、窃盗や詐欺などの実行役を募集する、いわゆる「闇バイト」が社会問題となるなど、体感治安が悪化しています。こうした中で、令和 6（2024）年度に実施した「第 15 回市民意識調査」では、力を入れるべき施策として「防犯」と回答した人の割合が 20.3%で上位となっています。
- ③ 令和 6（2024）年度の本市における消費生活相談件数は 1,789 件で、新たな詐欺手口の登場等により、相談内容が多様化・複雑化しています。
- ④ 市内の交通事故（人身事故）件数は、令和元（2019）年の 1,272 件に対して令和 6（2024）年は 894 件と減少傾向にあり、そのうち死者数は年間 4 人から 8 人程度で推移しています。
全国の交通事故による死者数は、歩行者が最も多く、高齢者の占める割合が全体の 5 割を超えています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

犯罪や交通事故のない、安全安心に暮らせるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
刑法犯認知件数（件/年）	2,498	2,440	2,320	↓
交通事故（人身事故）発生件数 （件/年）	894	850	810	↓

施策の方向性

1 防犯対策の推進

- 1 犯罪情勢を踏まえた防犯情報の発信や、防犯キャンペーン等の啓発活動を行うなど、警察等と連携し、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。
- 2 防犯灯や防犯カメラの設置を進めるとともに、防犯パトロール等の地域の防犯活動を支援するなど、犯罪を起こさせない環境づくりを推進します。

2 消費者保護の推進

- 1 市民が消費者トラブルに巻き込まれず安全安心な生活を送れるよう、関係機関と連携した消費者向けの啓発活動や、相談体制等の充実を図ります。

3 交通安全対策の推進

- 1 こどもや高齢者を中心とした交通安全教育を推進するとともに、広く市民に向けて、交通ルールや交通マナーの啓発を行うなど、関係機関と連携し、交通安全意識の向上を図ります。
- 2 交通事故の起こりにくい安全な環境を整えるため、路面表示やカーブミラーの設置を進めるとともに、グリーンベルト等による通学路の環境整備を図ります。

施策 7－4 防災・危機管理体制の整備

施策を取り巻く状況

- ① 近年、全国的に風水害が激甚化・頻発化しており、平成 29（2017）年の台風第 21 号や令和元（2019）年の東日本台風では、本市においても大きな被害を受けています。
また、近い将来、首都直下地震等の巨大地震の発生が予測されています。
- ② 令和 6（2024）年度に実施した「第 15 回市民意識調査」によると、個人で 3 日以上の水や食料を備えている人の割合は 33.7%、災害が起きた際に家族等との安否確認の手段を決めている人の割合は 49.5%となっています。
- ③ 阪神・淡路大震災では、生き埋めや閉じ込められた被災者のほとんどが、家族を含む「自助」や近隣住民の「共助」によって救出されており、「公助」である救助隊等による救出は数パーセントに過ぎなかったという調査結果があります。このことから、「自らの命は自らが守る」、「地域住民で助け合う」という防災意識の醸成が重要となっています。
また、地域防災の中核を担う自主防災組織の本市における結成率は、令和 6（2024）年時点で 81.8%であり、近年は横ばいで推移しています。
- ④ 過去に全国各地で発生した災害では、高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者など、避難に時間を要する人や、自力での避難が困難な人が多く被害に遭っています。
平成 23（2011）年の東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち約 6 割が 65 歳以上の高齢者となっています。また、障害のある人の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約 2 倍にのぼっています。
- ⑤ 自然災害に限らず、大規模な事故や武力攻撃、テロ、新たな感染症など、市民の安全安心を脅かす事態が発生する可能性があります。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

市民が自ら災害等に備えるとともに、災害等発生時に地域が一体となって被害を最小限に抑えられるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
3日分以上の水や食料を備蓄している市民の割合（％）	33.7	37.0	40.0	↑
自主防災組織の結成率（％）	81.8	85.0	90.0	↑
個別避難計画*作成数（件）	561	1,500	2,500	↑

施策の方向性

1 防災意識の向上と地域防災力の強化

- 1 市民一人ひとりの防災意識を高めるため、自助・共助の重要性について意識啓発を図るとともに、地域における災害リスクや、日頃からの備え、風水害におけるマイ・タイムライン*の活用など、防災知識の普及啓発等を図ります。
- 2 市民が互いに支え合い、災害時の被害を最小限にとどめられるよう、自主防災組織の育成・強化や活動支援の充実を図ります。

2 防災体制の充実

- 1 地震や風水害等の災害に迅速かつ的確に対応できるよう、避難行動要支援者の避難支援体制の整備や、防災関係機関との連携強化など、あらゆる事態を想定した防災体制の強化を図ります。
- 2 避難所における良好な生活環境を確保するため、備蓄食料や資機材等の充実を図るとともに、円滑な開設・運営に向けた防災訓練や避難所生活体験などを実施します。

3 危機管理体制の充実

- 1 大規模な事件・事故、武力攻撃、新たな感染症などの様々な危機事象に対して迅速に対応し、市民生活への影響を最小限に抑えるため、国や県などの関係機関等と連携した総合的な危機管理体制を構築します。

* 個別避難計画：高齢者や障害者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、災害時に「誰が支援して」、「どこに避難するか」、「避難するときどのような配慮が必要になるか」などを記載した個別の避難行動計画のこと。

* マイ・タイムライン：住民一人ひとりのタイムラインであり、台風等による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

施策 7－5 消防・救急体制の充実

施策を取り巻く状況

- ① 川越地区消防組合の管内における令和 6（2024）年中の火災件数は 101 件で、火災種別では建物火災が 54 件（53.4%）と最も多くなっています。
また、出火原因についてみると、放火が 15 件（14.8%）で最も多く、次いでたばこ及びたき火が 10 件（9.9%）となっています。また、近年、リチウムイオン電池が内蔵された電気機器からの出火も増加傾向にあります。
- ② 消防団は、火災や風水害等の発生時に災害出場を行うほか、平時においては火災予防や応急手当等の普及啓発活動を行っています。
川越市消防団の団員数は減少傾向がみられ、令和 7（2025）年 4 月現在、定員 330 人に対して 258 人となっています。
- ③ 令和 6（2024）年の救急出場件数は 22,410 件、搬送人員数は 18,057 人となっており、いずれも増加傾向がみられます。救急出場件数の増加により、救急車の到着に時間がかかる状況も生じています。
- ④ 搬送人員数を年齢別でみると、高齢者が 10,894 人で全体のおよそ 6 割を占めています。
また、搬送人員数を傷病の程度別でみると、軽症（傷病の程度が入院を必要としないもの）が 9,035 人と全体のおよそ 5 割を占めています。
- ⑤ 突然の病気や事故で倒れている人を発見した場合、救急車が到着するまでの時間に行う応急手当が傷病者の生命を大きく左右します。救命の可能性を高めるために、誰もが、いざというときに適切な行動をとれるよう備えることが重要となります。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

消防及び救急の体制を強化し、災害や事故等から市民の生命、身体及び財産を守れるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
出火率* (件／万人)	2.4	2.2	2	↓
心肺停止傷病者に対する応急手当実施率* (%)	52.1	53.0	55.0	↑

施策の方向性

1 消防体制の充実

- 1 火災の発生を予防するため、防災学習や時機を捉えた広報活動、事業所に対する立入検査等により、市民や事業者の防火意識の向上を図ります。
- 2 災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、消防車両や消防資機材等の整備、消防団員の確保をはじめとした消防団の活性化など、あらゆる災害を想定した消防体制の充実を図ります。

2 救急体制の充実

- 1 救命の可能性を高めるため、応急手当の知識・技術の普及や救急車の適正利用など、市民の救命・救急に関する啓発に取り組めます。
- 2 救急業務の高度化や需要の増加に対応するため、救急車両や救急資機材の整備、救急救命士*の養成など、救急体制の充実を図ります。

* 出火率：人口1万人当たりの出火件数。

* 心肺停止傷病者に対する応急手当実施率：家族や知人等により心肺停止が目撃された傷病者のうち、救急車が到着するまでの間にバイスタンダー（救命現場に居合わせた人）による応急手当が実施されていた人の割合。

* 救急救命士：救急救命の現場において、心肺停止患者等の重度傷病者に対し、医師の指示の下に救命処置等の医療行為を行うことができる救急隊員。

第8章

協働・行財政運営

活発な連携・協働と持続可能な行財政運営を行うまち

- 8－1 多様な主体との連携・協働の推進
- 8－2 行政経営マネジメントの推進
- 8－3 公共施設マネジメントの推進
- 8－4 行政 DX の推進
- 8－5 魅力発信の充実

施策８－１ 多様な主体との連携・協働の推進

施策を取り巻く状況

- ① 市民ニーズや地域課題の多様化・複雑化、地域の担い手不足などの社会の変化に対応していくためには、市民や事業者をはじめとした多様な主体と、それぞれの得意分野や特性を生かして連携・協働していくことが重要となっています。

本市では、市民や事業者、NPO、大学、他自治体など、多様な主体との連携・協働により様々な事業に取り組んでいます。

- ② 令和６（2024）年度に実施した「第15回市民意識調査」によると、「市の行政に関する情報提供について、分かりやすく提供されていると思うか」との問いに対し、「提供されている」と回答した人の割合は78.9%となっており、令和３（2021）年度の前回調査より2.8ポイント増加しています。

また、同調査において、「市民と行政で一緒にまちづくりを進めていると感じるか」との問いに対し、「感じている」と回答した人の割合は46.1%で、前回調査より4.8ポイント増加しています。

- ③ 限られた経営資源で市民ニーズに応えていくために、自治体間で協力して共通の課題等に取り組むことは、効率的で有効な方法です。

川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町及び鳩山町の7市町で構成する埼玉県川越都市圏まちづくり協議会（通称：レインボー協議会）では、広域課題の研究や構成市町住民の交流事業等を実施しています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

多様な主体と、それぞれの得意分野や特性を生かして連携・協働し、地域課題や市民ニーズに対応できるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
市の行政に関する情報提供について、分かりやすく提供されていると感じている人の割合（％）	78.9	80.0	82.0	↑
市民と行政で一緒にまちづくりを進めていると感じている人の割合（％）	46.1	50.0	52.0	↑

施策の方向性

1 市民参画の推進

- 1 市民の市政に対する理解や関心を深めるため、広報紙や市ホームページ、SNS などの多様な媒体を通じて、分かりやすく効果的な情報発信を図ります。
- 2 タウンミーティングなどを通じて、広く市民の意見を聴き、政策への反映を図るとともに、意見公募手続や、各種審議会等の委員公募、市民ワークショップの開催など、市民が政策の企画・立案段階から参画できる仕組の充実を図ります。

2 市民、事業者、他自治体等との連携・協働

- 1 多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に対応するため、市民や事業者をはじめとした多様な主体と、情報共有や相互理解を図りながら、様々な分野において、連携・協働による取組を推進します。
また、他自治体との広域的な連携により、地域全体の発展や活性化を推進します。

施策８－２ 行政経営マネジメントの推進

施策を取り巻く状況

- ① 本市の財政状況は、県内市平均や中核市平均と比較して経常収支比率*が高く、財政構造の硬直化が進んでいます。
- ② 今後、少子高齢化と人口減少の中で、歳入の根幹をなす市税の大幅な増加が見込めない一方、社会保障関連経費の増加が想定されるなど、今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれます。
- ③ 令和６（２０２４）年度に実施した「第１５回市民意識調査」によれば、「行財政改革と行政サービスの在り方をどのように考えるか」との問いに対して、「行財政改革を計画的に進め、現状でサービス水準の高い部分の見直しはやむを得ない」と回答した人の割合が２６．７％で最も高く、次いで「行財政改革の範囲は最小限にとどめ、現状のサービス水準の維持を優先してほしい」が２３．２％、「行財政改革を積極的に進め、限られた財源の範囲内でのサービスを提供すべき」が２２．２％となっています。
- ④ 生産年齢人口の減少に加え、労働市場の流動化や働き手の価値観の多様化などにより、行政サービスを担う職員の確保が難しくなる中、限られた職員数で多様化・複雑化する地域課題に対応していく体制づくりが求められています。
- ⑤ 市民に最も身近な基礎自治体として、市民に信頼される市政を実現するために、公正かつ適正な職務執行を確保することが必要です。

* 経常収支比率：人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税などの経常的な一般財源の収入がどの程度充てられているかを示す指標。この比率が高まると財政構造の弾力性が失われ、災害などの臨時的な財政需要に対応することが困難となる。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

効果的・効率的な行政経営を行い、質の高い行政サービスを安定して提供し続けられるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
経常収支比率（％）	99.8 (R5)	97.5	95.0	↓
市税収入率（％）	97.83 (R5)	98.5	99.0	↑

施策の方向性

1 効果的で効率的な行財政運営の推進

- 1 財源や職員等の限りある経営資源を有効活用し、高い政策効果を発揮するため、EBPM*の考えに基づき事業を展開するとともに、職員の業務改善意識の向上と、行政評価やBPR*などによる業務改革を進めます。
- 2 より一層効果的・効率的に事業を実施するため、PFI や民間委託などの手法を通じて民間のノウハウを積極的に活用し、行政サービスの更なる向上とコストの削減を図ります。
- 3 健全で持続可能な行財政運営を実現するため、市税収入率の向上を図るとともに、ふるさと納税や広告収入、市が保有する資産を活用した収入の確保など、様々な取組を通じて歳入の増加を図ります。

2 人材育成と組織力の向上

- 1 多様化・複雑化する地域課題に対応するとともに、時代のニーズを反映した質の高い行政サービスを持続的に提供できるよう、職員の意欲と主体性を高め、組織として「人を育てる」風土の醸成を図ります。
- 2 職員の成長を組織力の向上につなげるため、人材の確保、育成、評価、配置、処遇などを戦略的に行う人材マネジメントの推進を図ります。また、適正な定員管理を行い、効率的な組織体制づくりを推進します。

3 公正かつ適正な職務執行

- 1 市政に対する市民の信頼に応えるため、職員のコンプライアンス意識を高めるとともに、事務の適正な執行を確保する内部統制*の充実を図ります。

* EBPM: Evidence-Based Policy Making の略。経験や直感ではなく、データや合理的根拠を基に政策を立案すること。

* BPR: Business Process Re-engineering の略。業務の詳細調査を基に、業務の進め方をゼロベース・全体最適の視点で見直すこと。

* 内部統制: 事務の適正な執行を確保するために、事務処理上のリスクを把握し、対応策を講ずること。

施策 8-3 公共施設マネジメントの推進

施策を取り巻く状況

- ① 本市では、人口が急増した 1970 年代前半から 1980 年代前半にかけて、学校や庁舎などの多くの公共施設を集中的に整備しており、近い将来、これらの施設の更新時期が一斉に到来します。

本市の公有財産台帳における公共施設の総延床面積は、令和 6（2024）年度末時点で 78 万 4,022 m²であり、施設類型別にみると、小・中学校などの学校教育施設が全体の約 53%を占めています。次いで、庁舎や市民センター、環境衛生関連施設などの行政関連施設、文化・スポーツ・観光施設が続きます。これらのうち、建築から 40 年以上経過した公共施設の延床面積は全体の約 55%を占めており、老朽化が進んでいます。

- ② 公共施設の老朽化によって、外壁や天井の落下など、人命に関わる大事故につながりかねない事象が全国各地で発生しています。

- ③ 公共施設の老朽化に対応するため、今後、大規模な改修や更新に大きな費用が必要となります。しかしながら、少子高齢化を背景に、厳しい財政状況が続くと見込まれており、現在ある全ての公共施設を今までどおり維持していくことは困難な状況となっています。

- ④ 少子高齢化や人口減少、デジタル技術の発展などの変化の中で、施設の機能・サービスを時代に即したものに直していくことが必要です。

- ⑤ 令和 5（2023）年度に実施した「川越市公共施設・インフラ施設に関するアンケート調査」によれば、「公共施設の統廃合等をどのように進めるべきか」との問いに対して、「一部に反対があがっても取組を進めるべき」と回答した人の割合が 53.1%で最も高く、次いで「理解が得られるまで丁寧に説明を行った上で取組を進めるべき」が 30.2%、「反対があるのであれば、取組を進めないほうが良い」が 3.6%となっています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

公共施設のマネジメントを行い、必要な機能・サービスを提供し続けられるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
公有財産台帳における公共施設の延床面積（㎡）	784,022	780,000	778,000	↓

施策の方向性

1 効率的で計画的な施設保全の推進

- 1 限られた財源の中で、安全で利用しやすい公共施設を維持していくため、施設改修の内容や実施時期等のマネジメントを行い、各施設のライフサイクルコストの縮減や公共施設全体に係る改修等費用の平準化を図りながら、計画的な保全を推進します。

2 公共施設の適正配置

- 1 少子高齢化や人口減少等の社会の変化に対応し、公共施設を適切に管理していくために、必要な機能やサービスを維持しながら、施設の集約化・複合化等を進め、施設総量の縮減と適正配置を図ります。

施策 8－4 行政 DX の推進

施策を取り巻く状況

- ① デジタル技術が急速に発展する中、国は、令和 2（2020）年度に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、自治体において「デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる」、「デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」などの方向性を示しています。
- ② 令和 6（2024）年度に実施した「第 15 回市民意識調査」では、本市が行財政改革を推進する上で重点的に取り組むべきものとして、「デジタル技術の活用などによる業務効率化」と回答した人の割合が 38.2%で最も高くなっています。
- ③ AI 技術の飛躍的な向上等により、多種多様なデータの利活用が可能になり、社会におけるあらゆる分野で、課題の解決や新たなサービスの創出などに活用されることが期待されています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

デジタル技術を活用し、質の高い行政サービスを効率的に提供できるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
手続のオンライン化率（％） ※書面や対面など、アナログ的な手法による必要がある手続を除く。	12.2	100	100	↑
オープンデータ*ファイル数（ファイル）	270	450	600	↑

施策の方向性

1 デジタル技術の利活用による利便性・効率性の向上

- 1 行政サービスの利便性向上を図るため、手続きのオンライン化などを推進し、スマートフォン等で、いつでも、どこでも、簡単に手続きができる環境整備を進めます。
- 2 限られた職員数で多様化・複雑化する地域課題に対応し、質の高い行政サービスを提供していくために、RPA*やAIといったデジタル技術の活用による事務の効率化を図ります。

2 データ利活用の推進

- 1 より効果的な政策立案を行うため、様々なデータを活用できる環境の整備や、職員のデータ活用能力の向上を図ります。
- 2 行政の透明性や信頼性を向上させるとともに、協働による地域課題の解決等にもつなげられるよう、本市が保有する様々な情報のオープンデータ化を推進します。

* オープンデータ：機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。

* RPA：Robotic Process Automationの略。事務系の定型作業を自動化・代行するツールのこと。

施策 8－5 魅力発信の充実

施策を取り巻く状況

- ① 全国的な少子高齢化と人口減少を背景として、居住地やビジネスを展開する場所として選ばれるための都市間競争が激しくなっています。
こうした中で、本市が持つ魅力や特性を積極的にアピールし、市外から人や企業等呼び込むことが重要となっています。
- ② 本市では、転入数から転出数を除いた社会増加数はプラスで推移しており、転入超過の状況が続いています。
転入者を含め本市に住む人が、この先も住み続けたいと思えるまちにすることは、人口の流出を抑制するだけでなく、地域を活性化させ、本市の魅力を更に高めることにつながると考えられます。
- ③ 令和 6（2024）年度に実施した「第 15 回市民意識調査」では、「川越市に住み続けたい」と回答した人の割合は 88.6%で、令和 3（2021）年度の前回調査から 1.1 ポイント増加しています。
また、同調査で「川越市に愛着を持っている」と回答した人の割合は 82.3%で、前回調査から 1.5 ポイント増加しています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

独自の魅力や特長が広く伝わり、多くの人に選ばれ続けるまちにします。

【成果指標】

指標名	基準値 (R6)	目標値		目指す方向
		R12	R17	
川越市に住みたいと感じている人の割合（％）	88.6	89.6	90.6	↑
川越市に愛着を持っている人の割合（％）	82.3	83.3	84.3	↑

施策の方向性

1 シティセールスの推進

- 1 本市の認知度や都市イメージの向上を図るため、歴史や文化など本市独自の魅力を、市外に向けて、様々な機会や媒体を通じて積極的に発信します。
- 2 本市が「住みたいまち」、「事業・起業したいまち」として選ばれるよう、本市の強みや行政サービス等の情報を、事業ごとにターゲットを明確にした上で、効果的な媒体で、積極的に、分かりやすく発信します。

2 シビックプライドの醸成

- 1 市民が本市の良さを改めて認識し、住みたいまちとして誇りや愛着を持てるよう、地域の隠れた魅力を発信するとともに、市民自らが発見した魅力を発信、共有することができる仕組の充実を図ります。

2 分野横断的な取組

1 分野横断的な取組について

様々な社会変化に直面し、地域課題が多様化・複雑化する中において、政策分野ごとの取組だけでなく、分野横断的な取組が必要となる課題が多くあります。その中でも、市民生活への影響が特に大きく、市を挙げた取組が必要な課題と、その対応について以下で示します。

1 分野横断で市を挙げた取組が必要な課題

(1) 少子高齢化・人口減少

少子高齢化の進展や本格的な人口減少の到来は、社会の様々な分野に影響を及ぼし、まちの活力低下につながるものが懸念される大変重要な課題です。

本市においては、令和7（2025）年から令和32（2050）年までの25年間で、総人口が約35,000人、生産年齢人口が約43,000人減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は約15,000人増加する推計となっています。

(2) 大規模災害

地球温暖化に起因する気候変動などにより、世界的に大規模な気象災害が多発する中で、豪雨災害の激甚化・頻発化は、多くの河川を有する本市にとって大きな脅威であり、過去にも平成29年台風第21号や令和元年東日本台風により大きな被害を受けています。

また、今後30年以内に70%の確率で首都直下地震の発生が予測されているなど、災害に強いまちづくりは本市にとって喫緊の課題となっています。

2 課題への対応

少子高齢化・人口減少や大規模災害への対応については、それぞれ「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「国土強靱化地域計画」において取組の方向性を示します。

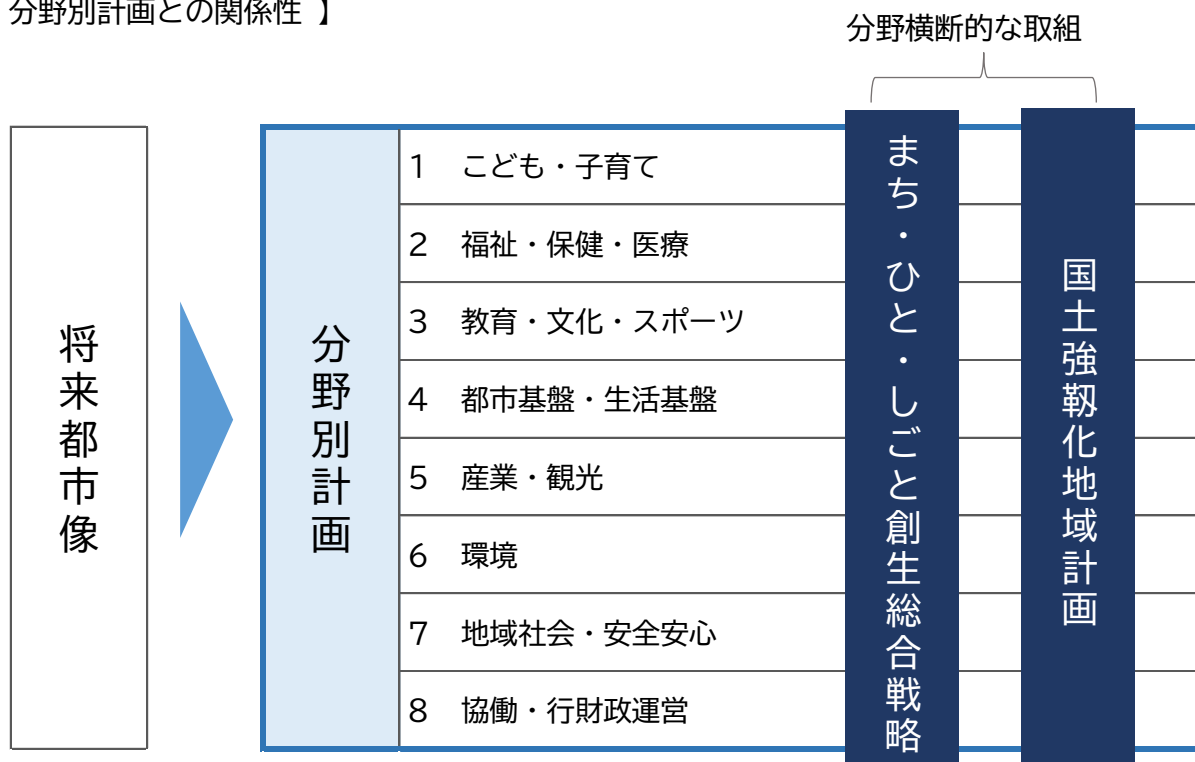
(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって社会の活力を維持することを目指し策定する計画であり、少子高齢化・人口減少に対応するための分野横断的な取組の方向性を示します。

(2) 国土強靱化地域計画

「国土強靱化地域計画」は、自然災害において致命的な被害を負わない「強さ」と速やかに回復する「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを進めるための計画であり、大規模災害に備えるための分野横断的な取組の方向性を示します。

【 分野別計画との関係性 】



第1章

まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 基本的な考え方

1 策定の趣旨

全国的な少子高齢化や人口減少の中であって、本市はこれまで、転入超過*により人口 35 万人を維持してきましたが、今後は本格的な人口減少局面に突入するものと見込まれ、まちの活力低下につながる懸念されます。

このような少子高齢化、人口減少に対応し、本市が県西部地域の中心都市として、将来にわたって活力を維持していくため、「第 3 期川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略*（以下「本戦略」という。）」を策定し、本市の特性*を強みとして生かす地方創生の取組を推進します。

2 本戦略の位置付け

本戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条に基づき、国*及び県*のまち・ひと・しごと創生総合戦略等を勘案して策定した地方版総合戦略です。

3 計画期間

本戦略の計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。

4 PDCA サイクルによる進捗管理

本戦略に位置付けた施策を効果的・効率的に推進するため、基本目標に関連する数値目標と、施策に関連する重要業績評価指標（KPI）を設定した上で、PDCA サイクルに基づき、毎年度、進捗状況を検証し、必要に応じた取組の見直しを行います。

なお、上記に当たっては、専門的な知識を有する者や学識経験者等の意見・議論を踏まえ取り組めます。

* 転入超過：市外から本市へ転入する者の数が、本市から市外へ転出する者の数を上回っている状況。

* 川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略：平成 26（2014）年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、人口減少をそれぞれの都市の問題ではなく、日本全体の問題として捉え、国を挙げて取り組んでいくこととされた。本市においても、人口減少は目前に迫っており、地域の将来を担う若者に向けた取組が重要であるとの認識の下、「若者が住み続けたいまち」を将来都市像として、平成 28（2016）年 1 月に「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定。令和 3（2021）年度からは、「第四次川越市総合計画後期基本計画」に同戦略の考え方を継承し、「第 2 期川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として、地方創生の取組を進めてきた。なお、同戦略の政策目標である「人口 35 万人」の維持は、人口の社会増を背景に令和 7（2025）年 8 月 1 日時点で達成している。

* 本市の特性：県内上位の生産額を誇る農業、工業、商業の産業が発展していることや、鉄道や高速道路の広域交通網による都心へのアクセス性が良く、多くの教育機関が立地している等、利便性の高い生活環境が備わっていること。また、歴史的景観や自然豊かな景観を有し、多くの観光客が来訪していることなどが挙げられる。

* 国のまち・ひと・しごと創生総合戦略：国は、「強い経済」「安心して暮らし続けられる生活環境」「若者や女性にも選ばれる地方」といった目指す姿を示した「地方創生 2.0 基本構想」を令和 7（2025）年 6 月 13 日に閣議決定し、これを踏まえ、地方創生 2.0 の取組に早急に取り掛かるとともに、具体的な施策を記述した総合戦略を令和 7（2025）年中に策定することとしている。

* 県のまち・ひと・しごと創生総合戦略：「第 3 期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和 7（2025）年 3 月策定）

2 目標と基本的方向

1 政策目標

「第五次川越市総合計画基本構想」における将来人口*を踏まえ、本戦略の政策目標を「令和 12（2030）年に人口 34 万人以上」とします。

2 基本目標と基本的方向

政策目標達成のため、以下の 4 つの基本目標を掲げ、関連する施策を分野横断的に推進します。
なお、これらの基本目標に関連する施策の推進に当たっては、デジタル技術等の活用を前提とするとともに、必要に応じて市域に限らず多様な主体との連携を図ることとします。

【基本目標 1】川越の企業の稼ぐ力を高め、付加価値創出型の産業をつくる

<基本的方向>

市内企業の稼ぐ力を高め、付加価値の高い市内産業をつくるとともに、誰もが活躍できる環境の整備を促進することで、転出抑制や仕事をきっかけとした転入促進につなげます。

【基本目標 2】川越の子育て・教育環境を充実させる

<基本的方向>

転入の多い本市においては、子育てに協力してもらえる人が身近におらず、孤立感や負担感を抱える子育て家庭も多いと想定されます。このような負担感を軽減し、若者や子育て家庭が、本市で子どもを育てたいと思える子育て・教育環境をつくることで、転出抑制、転入促進につなげます。

【基本目標 3】川越の魅力を磨き、関わる人を増やす

<基本的方向>

本市の魅力を更に磨き、その魅力をきっかけに、本市に愛着を持って関わる人を市内外に増やす*ことで本市での活動の活性化を図り、転出抑制、転入促進につなげます。

【基本目標 4】安心して暮らせる川越をつくる

<基本的方向>

少子高齢化・人口減少の進行や自然災害の激甚化など、社会が大きく変化する中であっても、都市の利便性を維持・向上させつつ、安心な生活環境を構築することで、本市に住み続けたい、住みたいと思う人を増やし、転出抑制、転入促進につなげます。

* 「第五次川越市総合計画基本構想」における将来人口：令和 17（2035）年に、人口 34 万人台を維持することを目指すとしている。

* 本市に愛着を持って関わる人を市内外に増やす：地域や地域の人々と多様に関わる地域外の人々は「関係人口」と呼ばれ、変化を生み出す地域づくりの担い手として期待されている。

3 基本目標別の施策

基本目標1 川越の企業の稼ぐ力を高め、付加価値創出型の産業をつくる

都心へのアクセスが良い本市は、就職や転勤など仕事を理由とする転入が多くあります。しかしながら、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、若者や女性をはじめ、より一層、多くの人に本市に住み、働くことを選んでもらえるよう、地域産業の更なる活性化を図るとともに、誰もが働きやすい環境をつくる必要があります。

このため、市内産業を強く、稼げるようにする取組や、多様な働き方ができる環境づくりに取り組めます。

【数値目標】

指標名	現状値（R6）	目標値（R12）	目指す方向
① 一人当たり市民所得（千円）	3,044	3,215	↑

具体的施策1 市内産業を強く、稼げるようにする

市内企業の生産力・収益力の強化、市内産業の高付加価値化につながるよう、市内経済への波及効果が高い企業の誘致に取り組むほか、産業間の連携促進による新たなサービス・製品の開発や、質の高い製品の認定等を推進します。

地域経済の新たな活力創出につながるよう、関係機関と連携し、歴史・文化、地場産品など地域資源を生かした、幅広い分野における創業の支援を促進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状値（R6）	目標値（R12）	目指す方向
① 市内総生産額（億円）	13,532（R4）	15,800	↑
② 企業立地支援事業所*数〔累計〕（事業所）	10	20	↑
③ 創業件数*（件）	52	60	↑

* 企業立地支援事業所：本市の企業立地支援である川越市企業立地奨励金制度の認定を受けた事業所。

* 創業件数：本市が策定した「創業支援等事業計画」に基づく創業支援を受けて創業した件数。

具体的施策２ 多様な働き方ができる環境をつくる

若者や女性をはじめとする多様な人材が本市で活躍でき、そのことが市内企業の活性化にもつながるよう、就業を希望する人へ市内企業の魅力や強みを発信するとともに、スキルやライフステージにあった働き方ができる環境整備を促進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状値（R6）	目標値（R12）	目指す方向
① 市内就業者数（人）	158,853（R3）	160,000	↑
② キャリア&ライフサポーター共同宣言企業*数〔累計〕（事業所）	45	50	↑

* キャリア&ライフサポーター共同宣言企業：働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組み、従業員のキャリア（仕事）とライフ（人生）の充実を応援することを宣言した企業等。

基本目標2 川越の子育て・教育環境を充実させる

転入超過*により人口を維持してきた本市にとって、地縁がなく、身近に頼れる人のいない人であっても、安心して子育てできる環境をつくることは重要です。あわせて、若者や子育て家庭が本市でこどもを育てたい、また、こどもがのちに本市で育ってよかったと思うことができる、質の高い教育環境をつくることも重要です。

このため、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行うとともに、こどもが地域に見守られ、様々な人と関わりながら、自分らしくいきいきと学び育つことができる環境づくりに取り組みます。

【数値目標】

指標名	現状値（R6）	目標値（R12）	目指す方向
①子育て世帯*の転入超過数（世帯）	175	175 以上	↑

具体的施策1 切れ目ない子育て支援を提供する

出産や子育ての不安感や孤立感等の軽減につながるよう、母子の健康に関する支援、子育てに関する各種講座や子育て家庭の交流機会の提供等の支援、保護者の負担を軽減する子育てサポートの取組を推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名		現状値（R 6）	目標値（R12）	目指す方向
①こどもの世話や看病について頼れる人がいると思う子育て当事者の割合（％）		－（※１）	90.0	↑
②乳幼児健診受診率（％） ※未受診者の状況把握を含む	４か月児健診	100（R 5）	100	→
	１歳６か月児健診	100（R 5）	100	→
	３歳児健診	100（R 5）	100	→

（※1）令和5年に国が実施した調査に基づく全国の数値は、83.1％

* 転入超過：市外から本市へ転入する者の数が、本市から市外へ転出する者の数を上回っている状況。

* 子育て世帯：年齢が0～14歳の長子を含む世帯を子育て世帯として、川越市住民基本台帳から算出。

具体的施策２ 川越で学び・育つことができる環境をつくる

本市で育つこどもが、自身の可能性を広げ、ふるさと川越を心の居場所として、自身と社会の未来を切り拓いていく力をつけられるよう、学び、育ちの環境を整備します。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状値（Ｒ６）	目標値（Ｒ１２）	目指す方向
① 自分の将来について明るい希望があると思うこども・若者の割合（％）	—（※２）	80.0	↑
② 埼玉県学力・学習状況調査における学力を伸ばしたこどもの割合（％）	65.2	67.5	↑
③ 自分にはよいところがあると考えてこどもの割合（％）	84.3	85.0	↑

（※２）令和４年に国が実施した調査に基づく全国の数値は、66.4％

基本目標3 川越の魅力を磨き、関わる人を増やす

人が集まるまちには活力が生まれ、その活力が新たな魅力や価値を創造し、更に多くの人をひきつけるという好循環が生まれます。本市は、多くの観光客が訪れる首都圏有数の観光地「小江戸川越」として広く知られています。こうした魅力や知名度を高めつつ、本市に深く関心を持つ人や何度も訪れる人といった関係人口*を増やしていくことが重要です。

このため、本市の豊かな地域資源を生かし、人を呼び込む魅力を高め、広く発信するとともに、本市に関わる人と市民をつなげ、新たな魅力や価値の創造を促進する取組を進めます。

【数値目標】

指標名	現状値（Ｒ６）	目標値（Ｒ１２）	目指す方向
① 平均観光消費額（円/人）	7,698	9,800	↑
② ふるさと納税件数（件）	24,628	35,000	↑

具体的施策1 人を呼び込む魅力を高め、発信する

まちに活力をもたらす人の流れを更に生み出せるよう、本市の様々な地域資源を発掘し、磨き上げ、その魅力を市内外へ発信します。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状値（Ｒ６）	目標値（Ｒ１２）	目指す方向
① 観光時間半日以上観光客の割合（％）	45.4	57.0	↑
② 市外からの農業体験参加者数（人）	1,229	3,040	↑

具体的施策2 市内外の人々をつなげ、川越での活動を支援する

新たな魅力や価値を創造し、更に人を呼び込むという好循環を生み出せるよう、市内外の人々がつながる機会の創出に取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状値（Ｒ６）	目標値（Ｒ１２）	目指す方向
① シティセールスサイト・コエドカラー閲覧数（件）	162,476	195,000	↑
② 川越市文化創造インキュベーション施設（コエトコ）が実施したプログラムの参加者数【累計】（人）	1,801	2,000	↑

* 関係人口：地域や地域の人々と多様に関わる地域外の人々は「関係人口」と呼ばれ、変化を生み出す地域づくりの担い手として期待されている。

基本目標4 安心して暮らせる川越をつくる

今後、少子高齢化の進行、本格的な人口減少の到来が見込まれており、生活を支える都市機能の低下等、様々な分野への影響が懸念されます。また、地球温暖化に起因する気候変動の影響により風水害が激甚化・頻発化しているほか、近い将来には首都直下地震等の発生が予測されています。

このような状況を踏まえつつ、都市の生活利便性を維持・向上させるとともに、将来にわたって安心して生活し続けられる良好で持続可能な生活環境の構築を進めます。

【数値目標】

指標名	現状値（R6）	目標値（R12）	目指す方向
① 川越市に住み続けたいと感じている人の割合（％）	88.6	89.6	↑

具体的施策1 良好で持続可能な生活環境を構築する

安心して生活できる持続可能な生活環境を構築できるよう、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりや行政サービス向上のためのデジタル技術の活用を推進するなど、都市の生活利便性の維持・向上を図るとともに、市民の健康づくり、環境負荷低減の取組、地域防災力の強化など、安心して生活し続けられるまちづくりに取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名		現状値（R6）	目標値（R12）	目指す方向
① 市域全体の地価公示価格平均値の前年度比変動率（埼玉県の地価公示価格平均値の前年度比変動率との比較）		2.6% (埼玉県：2.1%)	埼玉県平均を上回る上昇率 (又は 下回る下落率)	↑
② 地球温暖化対策に取り組んでいる市民の割合（％）		43.3	55.0	↑
③ 自主防災組織の結成率（％）		81.8	85.0	↑
④ 手続のオンライン化率（％） ※書面や対面など、アナログ的な手法による必要がある手続を除く。		12.2	100	↑
⑤ 65歳からの健康寿命（年）	男性	17.99（R5）	17.99 以上	↑
	女性	20.75（R5）	20.75 以上	
⑥ 川越市市民意識調査における「地域の生活環境の満足度」市全体の総合評価点（点）※		0.47	0.51	↑

※保健、安全、利便、快適の分野に係る満足度の評価点を以下の式で算出したもの。この算出方法では、評価点は-2.00点から+2.00点の間に分布し、0.00が中間点であり、2.00に近いほど評価は良く、-2.0に近いほど評価が悪くなる。

$$\text{評価点} = \frac{(\text{「満足」の回答者数} \times 2 \text{点}) + (\text{「やや満足」} \times 1 \text{点}) + (\text{「やや不満」} \times (-1 \text{点})) + (\text{「不満」} \times (-2 \text{点}))}{\text{回答者数} - \text{無回答}}$$

第2章

国土強靱化地域計画

1 基本的な考え方

1 策定の趣旨

国は、東日本大震災等過去の災害の教訓を踏まえ、平時から大規模自然災害に備えることが重要であるとの認識の下、平成 25（2013）年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、平成 26（2014）年 6 月には、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（最新版は令和 5（2023）年 7 月改訂）」を策定しました。これを受け、県では平成 29（2017）年 3 月に「埼玉県地域強靱化計画」を策定しています。

こうした中で、本計画は、本市において、大規模災害時にも致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を備えたまちづくりを進めるために策定するものです。

2 本計画の位置付け

本計画は、「国土強靱化基本法」第 13 条に基づく国土強靱化地域計画です。国の「国土強靱化基本計画」及び「埼玉県地域強靱化計画」との調和を保つとともに、本市における各個別分野の計画の指針となるものです。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。

4 基本目標

本市が国土強靱化を推進するに当たっての基本目標を次のとおり設定します。

国土強靱化の基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

2 想定される大規模自然災害

本計画では、過去の災害の被害状況や、様々な災害に係る被害想定、「埼玉県地域強靱化計画」等を踏まえ、発生した場合に、本市に甚大な被害をもたらす可能性の高い大規模自然災害を以下のとおり想定します。また、これらの災害が同時又は連続して発生する場合についても想定します。

<想定される大規模自然災害と災害の規模>

大規模自然災害	災害の規模
(1) 地震	関東平野北西縁断層帯地震* (深谷断層帯・綾瀬川断層による地震)
(2) 洪水	荒川等の一級河川の堤防の決壊
(3) 竜巻	国内最大級（F3クラス*の発生）
(4) 大雪	平成26（2014）年の大雪災害

1 地震

本市では、大正12（1923）年の関東大震災以降に大きな地震災害に遭遇しておらず、国や県の調査でも、市内直下に活断層の存在は報告されていません。

しかしながら、県内では、関東平野北西縁断層帯、立川断層帯、越生断層帯の3つの活断層が確認されており、県が平成24（2012）年度から平成25（2013）年度にかけて実施した「埼玉県地震被害想定調査」では、甚大な影響を及ぼす可能性のある地震として、活断層がずれ動くことで発生する活断層型地震に、陸側プレートと海側プレートの境界部分で発生する海溝型地震を加えた5つの地震が想定されています。

このうち、海溝型である東京湾北部地震や茨城県南部地震といった首都直下地震は、30年以内に70%程度の確率で発生すると予測されています。さらに、関東平野北西縁断層帯地震は、発生確率こそ低いものの、発生した場合には、想定される地震の中で最も甚大な被害をもたらすと予想されています。

* 関東平野北西縁断層帯：地震調査研究推進本部により、平成27（2015）年4月から「深谷断層帯・綾瀬川断層」に名称が変更されているが、本計画では、県の地震被害想定調査との関係性を分かりやすくするため、従前の名称を使用している。

* F3クラス：竜巻の強さの尺度。F2（約7秒平均で50～69m/秒）では住宅の屋根がはぎとられ、大木が倒れたりねじ切れたりする。さらにF3（約5秒平均で70～92m/秒）では、壁が押し倒されて住宅が倒壊するほか、自動車も道から吹き飛ばされるなどの被害が発生する。

<想定地震の断層位置図>



出典：「埼玉県地震被害想定調査 報告書」（平成 26（2014）年 3 月、埼玉県）

想定地震		マグニチュード	川越市 想定震度	30 年以内の 発生確率
海溝型 地震	東京湾北部地震	M7.3	6 弱	70%
	茨城県南部地震	M7.3	5 強	※南関東地域で M7 級の 地震が発生する確率
	元禄型関東地震	M8.2	5 強	ほぼ 0 %
活断層型 地震	関東平野北西縁断層帯地震	M8.1	7	0.008%以下
	立川断層帯地震	M7.4	6 弱	2 %以下

2 洪水

本市では、市域を流れる一級河川等の主要な河川の改修は進んでいますが、都市化の進展等に伴って土壌の保水・遊水機能が低下し、豪雨時に処理能力を超える雨水が流れ込むことによる浸水被害が発生しています。

また、近年では、平成 29 年台風第 21 号や令和元年東日本台風等の大型台風によって大きな被害を受けており、令和元年東日本台風の際には、特に多くの住宅や事業所、福祉施設に浸水被害が発生し、本市は国の激甚災害*の指定とともに「災害救助法」の適用*を受けました。

内閣府の「令和 5（2023）年版防災白書」によると、我が国ではこの 100 年で気象災害の激甚化・頻発化が目に見える形で進んでおり、地球温暖化の進行に伴って、今後もこの傾向が続くことが見込まれるとされています。

* 激甚災害：地震や豪雨、台風などの自然災害によって、被災地や被災者への特別な支援が必要となるほど被害が甚大な災害のこと。国は、当該災害を激甚災害として指定し、災害復旧事業等に係る国庫補助の特別措置等を行う。

* 「災害救助法」の適用：災害に対して、国が応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

＜平成 29 年台風第 21 号による浸水＞
(寺尾地区)



＜令和元年東日本台風による浸水＞
(下小坂地区)



3 竜巻

県内では、平成 25 (2013) 年 9 月に F 2 クラスの竜巻が出現し、さいたま市や越谷市を中心に、長さ約 19 km、幅約 300m にわたって突風をもたらし、わずか 30 分ほどの間に多数の負傷者や住宅の被害が発生しました。また、本市においても、令和 6 (2024) 年 8 月に竜巻とみられる突風により住宅の被害が発生しています。

竜巻は発生予測が難しい上に、短時間で甚大な被害をもたらす特徴があるため、事前の備えが重要となります。

4 大雪

平成 26 (2014) 年 2 月に発生した大雪は、本市でも 38 cm の積雪を記録するなど、県の最深積雪を大幅に更新する観測史上最大の大雪となりました。

この大雪により、本市においても、幹線道路の通行止めや鉄道の運休など、交通機関が大きな影響を受けるとともに、多くの農業用施設が被災し、約 101ha もの被害面積にわたる農作物被害が発生しました。

3 事前に備えるべき目標

本計画では、先述した基本目標を達成するため、令和5（2023）年7月に策定された国の「国土強靱化基本計画」を踏まえ、「事前に備えるべき目標（行動目標）」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4 脆弱性評価と推進方針

1 脆弱性評価

脆弱性評価は、大規模災害が発生した場合にも、「事前に備えるべき目標」の達成を妨げる事態である「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を引き起こさないよう、課題などを評価・分析するものです。

「リスクシナリオ」については、国の「国土強靱化基本計画」において示された「リスクシナリオ」を本市の地域特性に応じて整理し、次のとおり設定します。

< 「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ」 >

事前に備えるべき目標 (行動目標)		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		4-2	重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	農地・森林や生態系等の被害に伴う、土地の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-3	基幹的交通から地域交通網まで、陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復旧復興が大幅に遅れる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

2 推進方針

リスクシナリオごとに、脆弱性評価の結果と、それを踏まえた推進方針を以下のとおり示します。

【目標1】あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

- 1 市民の防災意識の向上が必要です。
- 2 建物等の倒壊対策、防災機能の強化が必要です。
- 3 安全な避難を行える環境整備が必要です。

推進方針

1 市民の防災意識向上が必要です。

(1) 防災意識の啓発

自助・共助の重要性について、意識啓発を図るとともに、ハザードマップ等による災害リスクの周知や、防災知識の普及啓発などを図ります。

2 建築物等の倒壊対策、防災機能の強化が必要です。

(1) 公共施設等の適切な管理

公共施設等の老朽化に対応するため、総合的かつ長期的な視点を持って、維持保全・長寿命化、更新、適正配置等を計画的に推進します。また、災害発生に備え、各施設の防災機能の強化を図ります。

(2) 市有建築物の耐震化

多数の人が利用する一定規模以上の市有建築物については耐震化が完了したものの、その他小規模な施設については耐震性が確保されていないものが存在することから、これら施設の耐震診断及び耐震改修の実施を推進します。

(3) 住宅・建築物の安全性の向上

住宅・建築物について、耐震化の促進を図るとともに、外壁・窓ガラス等の落下防止対策、危険なブロック塀の撤去、家具の転倒防止策、耐震シェルターの設置など、様々な安全対策の実施を促進します。

(4) 社会福祉施設等の耐震化等の促進

民間の社会福祉施設等について、耐震化の促進を図るとともに、危険なブロック塀の撤去、非常用自家発電設備や給水設備の整備など、様々な安全対策の実施を促進します。

3 安全な避難を行える環境整備が必要です。

(1) 避難、救援、輸送等のための交通ルートの確保

避難、救援、輸送等の基盤となる道路の整備（無電柱化、交差点改良等含む）を図るとともに、沿道建築物等の耐震化等を促進します。また、生活道路を含む避難路の安全確保を図ります。

(2) 避難所及び避難場所の整備

指定避難所や指定緊急避難場所となる施設、公園等における防災機能の拡充を図るとともに、社会福祉施設との協定により、更なる福祉避難所の確保を図るなど、民間施設の避難所利用を推進します。また、オープンスペースとして防災面の役割が期待される生産緑地の保全等を図ります。

(3) 避難体制の強化

被害状況や避難情報など災害時に必要な情報の確実な伝達を図ります。また、避難訓練の実施や、避難行動要支援者*の個別避難計画の作成などにより避難体制の強化を図ります。

1－2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

- 1 市民の防火意識の向上が必要です。
- 2 初期消火体制等の強化が必要です。
- 3 市街地等における延焼等の防止対策が必要です。

推進方針

1 市民の防火意識の向上が必要です。

(1) 防火意識の啓発

防災学習や時機を捉えた広報活動、事業所に対する立入検査等により、市民や事業者等の防火意識の向上を図ります。

2 初期消火体制等の強化が必要です。

(1) 消火器、住宅用火災警報器等の普及促進

消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカーなど火災から住宅の安全を守る設備の普及促進を図ります。

* 避難行動要支援者：災害時に自分の力で避難することが困難で、特に支援が必要な人。

(2) 防火水槽の耐震・長寿命化

耐震性のある防火水槽を整備するとともに、老朽化した防火水槽の耐震化や長寿命化を進めます。

3 市街地等における延焼等の防止対策が必要です。

(1) 防火・準防火地域*の指定等

防火・準防火地域の指定を検討するとともに、町名や地番が入り組んだ地域の混乱の解消に資するよう町名地番整理を推進します。

1 - 3

突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

脆弱性の評価

- 1 市民の防災意識の向上が必要です。
- 2 治水機能の向上が必要です。
- 3 安全な避難を行える環境整備が必要です。

推進方針

1 市民の防災意識向上が必要です。

(1) 防災意識の啓発 【再掲】

自助・共助の重要性について、意識啓発を図るとともに、ハザードマップ等による災害リスクの周知や、防災知識の普及啓発などを図ります。

2 治水機能の向上が必要です。

(1) 準用河川及び普通河川の改修整備

本市が管理する準用河川及び普通河川について、治水対策が必要な河川を選定し、効果的で効率的な改修を推進します。

(2) 排水機場・排水ポンプ場の長寿命化、耐震化対策

排水機場等について、災害に対する安全性の確保を図るとともに、計画的に施設の維持管理、長寿命化及び更新を図ります。

* 防火・準防火地域：市街地から火災の危険性を防ぐために、建物を構造の面から規制する地域。
防火地域は商業業務地や市街地の中心部など建物の密集度が特に高い地域に定め、準防火地域は市街地の中心に近く建物の密集度が高い地域等に定める。

(3) 内水*氾濫対策の推進

雨水を一時的に貯留する雨水貯留施設等の整備を推進するとともに、宅地内への雨水貯留施設等の設置についても併せて促進します。また、緑地が有する雨水貯留機能を保持するため、公園を含めた緑地の保全を図ります。

3 安全な避難を行える環境整備が必要です。

(1) 避難、救援、輸送等のための交通ルートの確保 【再掲】

避難、救援、輸送等の基盤となる道路の整備（無電柱化、交差点改良等含む）を図るとともに、沿道建築物等の耐震化等を促進します。また、生活道路を含む避難路の安全確保を図ります。

(2) 避難所及び避難場所の整備 【再掲】

指定避難所や指定緊急避難場所となる施設、公園等における防災機能の拡充を図るとともに、社会福祉施設との協定により、更なる福祉避難所の確保を図るなど、民間施設の避難所利用を推進します。また、オープンスペースとして防災面の役割が期待される生産緑地の保全等を図ります。

(3) 避難体制の強化

被害状況や避難情報など災害時に必要な情報の確実な伝達を図ります。また、避難訓練を実施するとともに、避難行動要支援者*の個別避難計画や、浸水想定区域内にある社会福祉施設など要配慮者*利用施設の避難確保計画の作成を促進するなど、避難体制の強化を図ります。

1－4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

1 危険箇所の把握と周辺の安全確保が必要です。

推進方針

1 危険箇所の把握と周辺の安全確保が必要です。

(1) 土砂災害の警戒避難体制の整備

土砂災害（特別）警戒区域内の住民に対し、ハザードマップの周知徹底を図るとともに、土砂災害を想定した防災訓練を実施します。

(2) 盛土の崩壊等による宅地被害の防止

危険が確認された盛土等について、「宅地造成及び特定盛土等規制法」などの各法令に基づき、指導等の適切な措置を講じます。

* 内水：河川の水を外水（かいうい）というのに対し、堤防の内側に降った雨水のことを内水（ないすい）という。

* 避難行動要支援者：災害が発生したときに自分の力で避難することが困難で、特に支援が必要な人。

* 要配慮者：高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、日本語が不自由な外国人などの配慮を要する人。

【目標２】救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

２－１ 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性の評価

- １ 地域における自助・共助の強化が必要です。
- ２ 救助・救急に係る体制の強化が必要です。

推進方針

１ 地域における自助・共助の強化が必要です。

(1) 地域防災力の強化

地域住民による自主的かつ組織的な防災活動が各地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の育成・強化や活動支援の充実を図ります。また、災害時に避難所となる小・中学校と地域が連携した実践的な防災教育や避難訓練の充実を図ります。

２ 救助・救急に係る体制の強化が必要です。

(1) 消防団の充実・体制強化

消防団員の確保及び資機材等の整備を図ります。また、消防団の活動拠点となる消防団車庫について、施設の延命化や機能強化を図ります。

(2) 消防施設・消防資機材等の整備

消防施設の機能や消防通信体制の強化を図るとともに、消防車両や消防資機材などの計画的な整備を図ります。

(3) 広域受援体制の整備と関係機関との連携強化

本市の消防力を超える大規模災害発生時に、緊急消防援助隊*や、他自治体からの応援を円滑に受け入れることができる受援体制等の整備を図ります。また、他の消防本部や関係機関との合同訓練等の実施により、連携・協力体制の強化を図ります。

* 緊急消防援助隊：被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で救助や消火活動等を行う部隊のこと。

脆弱性の評価

- 1 災害時の医療提供体制の強化が必要です。
- 2 市民の応急救護能力の強化が必要です。

推進方針**1 災害時の医療提供体制の強化が必要です。****(1) 川越市医師会等との連携体制強化**

医療救護所の設置や医療救護班の編成など、災害時の医療体制の整備に向け、川越市医師会等との連携強化を図ります。

(2) 医薬品等の安定供給確保

更なる医薬品等の確保に向けて、川越市医師会等との連携・協議を行います。

(3) 防災医療情報システムの活用

災害時に必要な各種情報を集約できる広域災害救急医療情報システム（EMIS）*を適切に活用できるよう、日頃から県との連携強化を図ります。

(4) 高度救命処置用資機材の更新整備

救急車に積載する高度救命処置用資機材の整備を推進します。

2 市民の応急救護能力の強化が必要です。**(1) 自主救護体制の整備**

止血、人工呼吸、AED（自動体外式除細動器）使用等の応急救護訓練を通じて応急救護能力を強化します。また、AED の設置の在り方について検討を進めます。

* EMIS:Emergency Medical Information System の略。厚生労働省が運営し、医療機関の受入れ可否の照会や病院の被災状況等が確認できるシステム。

2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
脆弱性の評価 1 避難者の良好な生活環境の確保が必要です。 推進方針 1 避難者の良好な生活環境の確保が必要です。 (1) 避難所の環境整備 プライバシーの保護をはじめ、避難所の良好な生活環境づくりを推進します。また、食料や飲料水、生活必需品、燃料その他の物資等の確保を図ります。 (2) 避難所の運営体制の充実 避難所における生活が長期化する場合に、自治会や自主防災組織等が中心となり、自主的な避難所運営を行えるよう、マニュアルの整備や避難所開設・運営訓練を実施します。 (3) 健康管理体制の整備 心身の健康管理や保健指導など、被災者一人ひとりの状況に応じた対応を行えるよう、医療、保健、福祉等の専門家との連携による健康管理体制の整備を図ります。	

2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
脆弱性の評価 1 物資の確保が必要です。 2 物資輸送体制の確保が必要です。 3 電力の確保が必要です。 推進方針 1 物資の確保が必要です。 (1) 災害備蓄品の確保 食料や飲料水、生活必需品、燃料等を確保するとともに、災害備蓄庫及び備蓄品保管室の計画的な整備を推進します。また、事業者との協定等により、円滑に物資を確保できる体制を整備します。 (2) 物資拠点の整備 物資の集積場及び中継基地となる物資拠点（川越市なぐわし公園、埼玉川越総合地方卸売市場、川越運動公園総合体育館）について、非常時に十分な機能を発揮できるように適正な管理を行うとともに、機能拡充を図ります。	

2 物資輸送体制の確保が必要です。

(1) 避難・救援、輸送等のための交通ルートの確保 【再掲】

避難、救援、輸送等の基盤となる道路の整備（無電柱化、交差点改良等含む）を図るとともに、沿道建築物等の耐震化等を促進します。また、生活道路を含む避難路の安全確保を図ります。

3 電力の確保が必要です。

(1) 自立分散型エネルギーの有効活用

公共施設への太陽光発電設備、可搬型蓄電池等の設置を推進するとともに、再生可能エネルギー等を活用した電気自動車等充電ステーションの整備を図ります。また、住宅用太陽光発電設備や蓄電池の設置を促進します。

2－5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱

脆弱性の評価

- 1 帰宅困難者の発生防止対策が必要です。
- 2 帰宅困難者への支援が必要です。
- 3 帰宅手段の確保が必要です。

推進方針

1 帰宅困難者の発生防止対策が必要です。

(1) 一斉帰宅抑制の普及等

帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図り、企業等における従業員等の施設内待機や、そのための備蓄の促進等を図ります。

2 帰宅困難者への支援が必要です。

(1) 効果的な情報伝達と一時滞在施設等の確保

通勤、通学者や、外国人を含む観光客等の帰宅困難者に対し、適切な誘導や情報伝達を行える体制整備を図るとともに、一時的な滞在施設の確保を推進します。

3 帰宅手段の確保が必要です。

(1) 公共交通の維持

持続可能な公共交通の実現に向けて、交通事業者や関係団体等と連携し、公共交通の利用促進等を図ります。また、大規模災害時の公共交通の確保に向けた、交通事業者や関係団体等との連携強化を図ります。

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

脆弱性の評価

- 1 災害時における感染拡大の防止が必要です。

推進方針

1 災害時における感染拡大の防止が必要です。

(1) 避難所における感染症対策の推進

衛生用品や仮設トイレ等の資機材を整備するとともに、避難者一人当たりの十分な面積の確保や発熱者等専用スペースの設置など、感染防止対策を推進します。

(2) 予防接種の推進

平時から「予防接種法」に基づく予防接種を推進します。

【目標3】必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

脆弱性の評価

- 1 防犯体制の強化が必要です。

推進方針

1 防犯体制の強化が必要です。

(1) 総合的な防犯対策の推進

平時から警察や関係機関等との連携強化を図るとともに、地域の自主防犯活動団体の活動に対する支援等を推進します。

3-2 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

脆弱性の評価

- 1 組織の災害対応力の強化が必要です。
- 2 庁舎等の災害対応力の強化が必要です。

推進方針

1 組織の災害対応力の強化が必要です。

(1) 業務継続体制の強化

災害応急業務とともに、優先度の高い通常業務（非常時優先業務）を発災直後から適切に実施できるよう、体制の強化を図ります。

(2) 受援体制等の整備

発災後、人的・物的の両面において外部からの支援を円滑に受けられる受援体制を整備します。

2 庁舎等の災害対応力の強化が必要です。

(1) 災害対応機能の確保

デジタル技術（ロボット・ドローン・AI等）を最大限活用し、被害状況等の迅速な情報収集・共有を図るとともに、情報システムの耐障害性の強化、非常用電源等の整備等を進めます。

【目標４】経済活動を機能不全に陥らせない

４－１ サプライチェーン*の寸断等による企業の生産力低下

脆弱性の評価

- 1 市内企業への支援が必要です。
- 2 輸送路の確保が必要です。

推進方針

1 市内企業への支援が必要です。

(1) 事業者 BCP（事業継続計画）策定の促進

川越商工会議所との連携により、BCP 未策定の企業に対して、BCP の重要性を周知し、策定を促進します。

(2) 中小企業への支援

被災した中小企業等の経済活動が維持できるよう、制度融資等の支援を行います。

2 輸送路の確保が必要です。

(1) 避難、救援、輸送等のための交通ルートの確保 【再掲】

避難、救援、輸送等の基盤となる道路の整備（無電柱化、交差点改良等含む）を図るとともに、沿道建築物等の耐震化等を促進します。また、生活道路を含む避難路の安全確保を図ります。

４－２ 重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

脆弱性の評価

- 1 有害物質等の流出防止対策が必要です。

推進方針

1 有害物質等の流出防止対策が必要です。

(1) 有害物質等の適正管理の促進

事業者の有害物質等の漏えい対策や適正管理を促進するとともに、有害物質が漏えいした際には、速やかに排出量等を把握し公表します。

また、石綿を使用した建築物を把握し、建物所有者に対して石綿の除去を促すとともに、解体業者に対しては、飛散防止対策の徹底について指導します。

* サプライチェーン：製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れ。

4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う、土地の荒廃・多面的機能の低下

脆弱性の評価

- 1 災害に強い農業生産体制の確保が必要です。

推進方針

1 災害に強い農業生産体制の確保が必要です。

(1) 農業基盤の整備

農業の生産基盤について、災害時等においてもその機能を維持・継続できるよう、改修整備を推進します。

(2) 強い農業・担い手づくり

大規模災害発生後にも農業者等の安定的な経営を確保できるよう、関係機関との連携強化を図り、状況に応じた対策を講じます。

【目標５】情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
-----	--

脆弱性の評価

- 1 市民の情報収集手段の確保が必要です。

推進方針

1 市民の情報収集手段の確保が必要です。

(1) 多様な情報伝達手段の確保

災害情報や被害情報等を全ての市民に確実に伝達できるよう、多様な情報伝達手段を確保し、平時からの運用を図ります。

5-2 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

脆弱性の評価

- 1 上下水道の機能維持、速やかな復旧対策が必要です。
- 2 復旧までの間、必要な水を行き届かせるための体制整備が必要です。
- 3 排水等の処理体制の整備、強化が必要です。

推進方針

1 上下水道の機能維持、速やかな復旧対策が必要です。

(1) 上下水道 BCP の定期的な見直し

災害等のリスクや施設設備の現状等を踏まえ、上下水道 BCP の定期的な見直しを図ります。

(2) 上下水道施設の耐震化・耐水化等の推進

防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路や急所施設（その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）の耐震化を上下水道一体で進めます。また、上下水道施設の耐水化や長寿命化についても併せて推進します。

(3) マンホール浮上防止対策

地震による液状化でマンホールが浮上し、道路交通や下水の排水機能に支障をきたすのを防ぐため、マンホールの浮上防止対策を推進します。

2 復旧までの間、必要な水を行き届かせるための体制整備が必要です。

(1) 応急給水体制の整備

災害等による断水時に、市民に飲料水等を供給する拠点給水場所の給水用資機材を整備するとともに、拠点給水場所から避難所等に飲料水等を運搬する給水車の整備を図ります。また、避難所となる小・中学校等に災害用給水井戸や給水タンク、必要な資機材等の整備を図ります。

3 排水等の処理体制の整備、強化が必要です。

(1) 合併処理浄化槽への転換促進

生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽から、生活排水を全て処理でき、災害にも強い合併処理浄化槽への転換を促進します。

(2) 農業集落排水に係る代替処理

農業集落排水施設の適切な維持管理を図るとともに、災害による機能停止時に備え、代替処理手段の確保を図ります。

(3) し尿の収集・処理体制の整備

水洗トイレを使用できなくなる場合を想定し、他自治体や事業者等と連携し、大規模災害時におけるし尿の収集・処理体制を整備します。

5-3

基幹的交通から地域交通網まで、陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性の評価

- 1 鉄道駅周辺の速やかな機能復旧が必要です。
- 2 道路網の整備、強化が必要です。

推進方針

1 鉄道駅周辺の速やかな機能復旧が必要です。

(1) 災害に強い鉄道駅周辺整備の推進

駅周辺の都市施設等の耐火・耐震化を推進するとともに、都市計画道路、補助幹線道路等の整備による交通ネットワークの構築を図ります。

2 道路網の整備、強化が必要です。

(1) 避難・救援、輸送等のための交通ルートの確保 【再掲】

避難、救援、輸送等の基盤となる道路の整備（無電柱化、交差点改良等含む）を図るとともに、沿道建築物等の耐震化等を促進します。また、生活道路を含む避難路の安全確保を図ります。

【目標6】社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1

自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

脆弱性の評価

- 1 復興を想定した事前準備が必要です。

推進方針

1 復興を想定した事前準備が必要です。

(1) 復興まちづくりの事前準備

的確な復興まちづくりに早期着手できるよう、平時から災害が発生した際のことを想定し、復興に資するソフト対策の事前準備を進めます。

(2) 地籍調査の推進

土地の境界を明確にすることで、被災後の円滑な復旧復興につなげるため、地籍調査の更なる推進を図ります。

6-2

災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復旧復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

- 1 復興のための人材確保が必要です。

推進方針

1 復興のための人材確保が必要です。

(1) 災害ボランティアの受入れ体制等の強化

災害時におけるボランティアの受入れや、ボランティア活動の調整等を迅速かつ円滑に行えるよう、人材育成や運営体制の強化を図ります。

(2) 復旧工事に係る建設業協会との連携強化

被災後速やかに応急復旧を進められるよう、総合防災訓練等を通じて、川越市建設業協会等との連携強化を図ります。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

- 1 災害廃棄物を円滑に処理する体制が必要です。

推進方針

1 災害廃棄物を円滑に処理する体制が必要です。

(1) 災害廃棄物処理体制の充実強化

災害廃棄物処理計画の更新、災害に強いごみ焼却施設の整備等により、災害廃棄物の処理体制の充実を図ります。また、災害廃棄物処理等に関して、関係機関や事業者との協力体制の強化を図ります。

(2) 災害廃棄物仮置場整備の推進

災害の発生に備え、災害廃棄物仮置場の整備を推進します。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

- 1 仮設住宅等の円滑な開設に向けた準備が必要です。
- 2 土地・建物の所有関係等の整理が必要です。

推進方針

1 仮設住宅等の円滑な開設に向けた準備が必要です。

(1) 応急仮設住宅の整備

応急仮設住宅について、建設予定地をあらかじめ選定しておくとともに、県との連携を強化し、円滑な開設を図ります。

2 土地・建物の所有関係等の整理が必要です。

(1) 空き家対策の推進

被災後に、管理不全空き家や所有者不明空き家等が取り残され、復興の妨げにならないよう、空き家対策事業を推進します。

(2) 地籍調査の推進 【再掲】

土地の境界を明確にすることで、災害後の円滑な復旧復興につなげるため、地籍調査の更なる推進を図ります。

脆弱性の評価

- 1 文化財の適切な保存が必要です。

推進方針**1 文化財の適切な保存が必要です。****(1) 伝統的建造物等の防災対策**

所有者・管理者の防災意識の向上を図るとともに、伝統的建造物等の計画的な修理や防災設備の整備を促進します。

(2) 文化財の継承のための地域づくり

大規模災害等を契機として、有形無形の文化財が喪失することのないよう、日頃から地域全体で、文化財を守り伝える意識や環境づくりを推進します。

3 指標

「事前に備えるべき目標」の達成状況を成果指標により評価し、計画の推進を図ります。

	事前に備えるべき目標	指標名	基準値 (R6)	目標値 (R12)	目指す方向
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	3日分以上の水や食料を備蓄している市民の割合（％）	33.7	37.0	↑
		耐震診断義務化建築物の耐震化率（％）	92.7	おおむね解消*	↑
		多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化率（％）	95.5	おおむね解消	↑
		個別避難計画の作成数（件）	561	1,500	↑
		久保川改修の進捗率（％）	20.3	33.3	↑
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	自主防災組織の結成率（％）	81.8	85.0	↑
		応急手当講習受講者数（人）	14,126	18,000	↑
3	必要不可欠な行政機能は確保する	自主防犯活動団体数（団体）	337	337	→
4	経済活動を機能不全に陥らせない	緊急輸送道路上の橋りょうの耐震化率（％）	38.5	42.3	↑
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	配水管の耐震化率[水道]（％）	28.4	37.0	↑
		管きょ耐震化率[下水道]（％）	19.5	24.0	↑
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	地籍調査実施済面積（km ² ）	38.97	39.25	↑

* おおむね解消：耐震性が不十分な建築物をおおむね解消する。

3 土地利用計画

1 土地利用

1 現状と課題

土地は、限られた資源であり、市民生活や経済活動等のあらゆる活動を展開する基盤となるものであることから、有効に利用していくことが必要です。

本市の土地利用の状況^{*}は、農地・山林が 41.4%、住宅用地が 22.9%、工業用地が 5.4%、商業用地が 3.3%等となっており、近年、住宅用地が拡大し、農地・山林としての利用は減少しています。

今後に向けては、少子高齢化や人口減少、災害の激甚化・頻発化などの社会状況の変化に加え、産業系利用のニーズの高まりや、本市周辺の幹線道路の整備状況など、取り巻く環境の変化を踏まえた土地利用が必要となります。

2 土地利用の方向性

安全で良好な生活環境を実現するため、都市機能と自然環境の調和のとれた土地利用を計画的に進めます。

(1) 用途区分ごとの土地利用

市域全域を「住宅地」、「歴史環境複合住宅地」、「商業・業務地」、「歴史環境複合商業地」、「工業地」、「沿道型利用地」、「農地・樹林地・集落地」、「公園・緑地」の用途に区分し、それぞれ適切な土地利用を推進します。

① 住宅地

市民生活の質の向上を図るため、防災上安全で、誰もが暮らしやすい住環境の形成を図ります。

② 歴史環境複合住宅地

地域の生活に密着した小規模な商業地と、歴史的な環境が調和する魅力ある住宅地の形成を図ります。

③ 商業・業務地

にぎわいの創出や商業の活性化に向けた都市機能の向上を図ります。

川越駅、本川越駅、川越市駅の三駅周辺は、広域的な集客力を持つ中核的な商業・業務地として、都市基盤の整備や都市機能の集積を図ります。

また、霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷の各駅周辺は、地域における経済的活動など市民活動の基盤として、地域特性に応じた都市機能の充実を図ります。

④ 歴史環境複合商業地

歴史的な町並みが残る市街地として、商業、文化、観光が調和する魅力ある都市空間の形成を図ります。

^{*} 本市の土地利用の状況：令和 2 年「埼玉県都市計画基礎調査」に基づく。

⑤ 工業地

周辺環境との調和に配慮しながら、良好な産業空間の形成を図ります。また、新たな工業用地の確保に努め、企業の誘致や工場の集約化を進めます。

⑥ 沿道型利用地

幹線道路沿道の立地特性を生かし、流通・業務施設など、それぞれの地域特性に合った沿道利用地の形成を図ります。

⑦ 農地・樹林地・集落地

農地や樹林地の保全に努め、営農環境や集落の生活環境の向上を図ります。

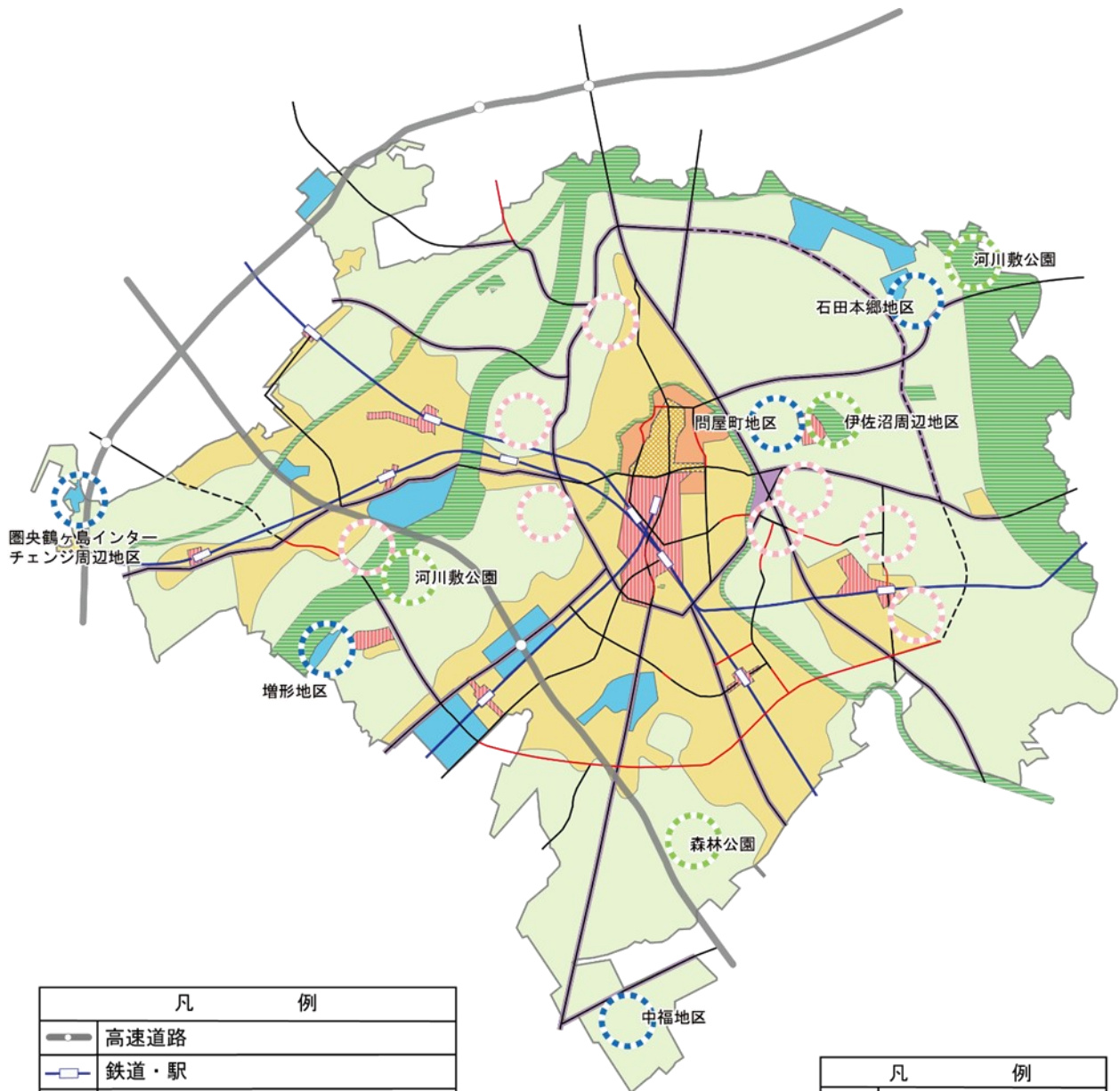
⑧ 公園・緑地

潤いと安らぎを与えるオープンスペースとして、また、災害時には避難場所等として活用できる空間の形成を図ります。また、公園整備や緑地の保全等によって市民が自然とふれあえる環境整備を進めます。

(2) 新たな土地利用の推進

本市の更なる発展につなげるため、社会状況や取り巻く状況の変化を踏まえ、周辺環境との調和に配慮しながら、新たな土地利用を推進します。

土地利用計画図



凡 例	
	高速道路
	鉄道・駅
	主要幹線道路
	[赤線は未整備路線（現道無し）]
	主要幹線構想道路
土地利用 想定箇所 ※	土地利用推進箇所（公共施設等）
	土地利用推進箇所（産業系）
	土地利用検討箇所

凡 例	
	住宅地
	歴史環境複合住宅地
	商業・業務地
	歴史環境複合商業地
	工業地
	沿道型利用地
	農地・樹林地・集落地
	公園・緑地

- ・ 主要幹線構想道路：構想路線であり、具体的なルート・位置等は未定。
- ・ 土地利用推進箇所（公共施設等）：公園をはじめとした公共施設等の整備による土地利用を推進する箇所。
- ・ 土地利用推進箇所（産業系）：周辺環境との調和に配慮しながら、新たな産業用地を確保し、事業者を中心とする土地利用を推進する箇所。
- ・ 土地利用検討箇所：周辺環境との調和に配慮しながら、適切な土地利用について検討を進める箇所。

